

# **平成27年度 国の施策・予算に対する提案・要望**

**平成26年6月**





## 平成27年度国の施策・予算に対する提案・要望



さいたま市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本市は、人口125万人を有する日本を代表する大都市として、大きく成長を続けてきており、「東日本の中枢都市構想の推進」、「日本一の安心減災都市づくり」、「日本一の教育文化都市を実現」、「環境未来都市の実現」、「健幸都市づくり」の5つの柱を基本として、市民一人ひとりがしあわせを実感でき、市民や企業から選ばれる都市づくりを進めています。

私は、激しさを増す都市間競争に勝ち残っていくために、これから5年、10年が、本市の将来にとって極めて重要な時期であると認識しております。このため、平成28年度までに特に力を入れて取り組むべき施策をまとめた「しあわせ倍増プラン2013」、本市の強みと民間の活力を活かし、中長期的に取り組むべき施策で構成する「さいたま市成長戦略」を推進することにより、「しあわせ実感都市 選ばれる都市」の実現にまい進してまいりたいと考えております。

本要望書は、本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、さいたま市の要望の実現について、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

さいたま市長 清山勇人

## 目 次

### 1. 東日本の中核都市構想の推進

重点	1 高速鉄道東京7号線の延伸促進	2
新規	2 東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援	4
重点	3 新大宮上尾道路の整備促進及び首都高速埼玉新都心線の延伸	6
重点	4 新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化に向けた支援	8
	5 道路整備事業に対する支援	10
	6 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化	12
	7 市街地整備事業等に対する支援	14
	8 都市公園の整備促進に向けた制度拡充	16

### 2. 安心減災都市づくり

重点 新規	9 広域防災拠点都市づくりへの支援（1）～（3）	20
	10 耐震化の促進による安心減災都市づくり	26
	11 帰宅困難者への対策の充実強化	28
	12 河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備	30
新規	13 119番緊急通報に係る位置情報の項目の追加	32
	14 無線通信補助設備の改修に係る補助制度の創設	34
	15 北朝鮮による拉致問題の解決	36

### 3. 教育文化都市の実現

重点 新規	16 國際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催等に対する支援	40
	17 義務教育費国庫負担制度の見直し及び県費負担教職員制度の権限移譲に伴う財政措置	42
	18 義務教育施設等の整備・改修の促進	44
	19 少人数学級の推進	46
	20 いじめ問題等に対する総合的な取組の推進	48

### 4. 環境未来都市の実現

重点	21 スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	52
	22 緑地を保全する制度の拡充	60
	23 見沼田園の保全と活用に向けた支援	62
	24 廃棄物処理施設の整備促進	64
	25 P C B 廃棄物の適正処理の推進	66

## 目 次

### 5. 健幸都市づくり

<b>重点</b>	26 保育所の待機児童解消に向けた取組支援及び保育士の確保と更なる保育の質の向上	70
<b>重点 新規</b>	27 放課後児童クラブの整備及び人材確保等への支援	72
<b>新規</b>	28 病児・緊急対応強化事業に対する支援	74
	29 困難を有する子ども・若者に対する支援	76
	30 予防接種制度の見直し	78
	31 さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンターの運営及び耐震化の促進	80
	32 基準病床数制度の見直し	82
	33 無料低額宿泊所等に対する法的整備	84
	34 行政情報の無い要支援者の早期発見	86

### 6. 経済・観光

<b>新規</b>	35 医療機器関連分野への新規参入支援	90
<b>重点</b>	36 MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援	92
<b>重点</b>	37 國際自転車競技大会の継続開催に向けた支援	94
	38 TPP交渉による地方への影響対策等	96

### 7. 地方分権・地方税財政

	39 新たな大都市制度「特別自治市」の創設等	100
	40 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	102
<b>重点</b>	41 平成27年度税制改正における税源の確保	104
	42 公的資金補償金免除線上償還制度の復活・拡充	106
	43 社会保障・税番号制度の導入	108

## 目次（省庁別）

### 内閣官房

15 北朝鮮による拉致問題の解決	....	36
21 スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	....	52
38 TPP交渉による地方への影響対策等	....	96
43 社会保障・税番号制度の導入	....	108

### 内閣府（消費者庁）

9 広域防災拠点都市づくりへの支援（1）～（3）	....	20
11 帰宅困難者への対策の充実強化	....	28
26 保育所の待機児童解消に向けた取組支援及び保育士の確保と更なる保育の質の向上	....	70
29 困難を有する子ども・若者に対する支援	....	76
34 行政情報の無い要支援者の早期発見	....	86

### 総務省（消防庁）

9 広域防災拠点都市づくりへの支援（1）～（3）	....	20
13 119番緊急通報に係る位置情報の項目の追加	....	32
14 無線通信補助設備の改修に係る補助制度の創設	....	34
17 義務教育費国庫負担制度の見直し及び県費負担教職員制度の権限移譲に伴う財政措置	....	42
39 新たな大都市制度「特別自治市」の創設等	....	100
40 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	....	102
41 平成27年度税制改正における税源の確保	....	104
42 公的資金補償金免除繰上償還制度の復活・拡充	....	106
43 社会保障・税番号制度の導入	....	108

### 外務省

36 MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援	....	92
38 TPP交渉による地方への影響対策等	....	96

### 財務省

22 緑地を保全する制度の拡充	....	60
-----------------	------	----

### 文部科学省（文化庁）

16 国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催等に対する支援	....	40
17 義務教育費国庫負担制度の見直し及び県費負担教職員制度の権限移譲に伴う財政措置	....	42
18 義務教育施設等の整備・改修の促進	....	44
19 少人数学級の推進	....	46
20 いじめ問題等に対する総合的な取組の推進	....	48
37 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援	....	94

### 厚生労働省

10 耐震化の促進による安心減災都市づくり	....	26
26 保育所の待機児童解消に向けた取組支援及び保育士の確保と更なる保育の質の向上	....	70
27 放課後児童クラブの整備及び人材確保等への支援	....	72
28 病児・緊急対応強化事業に対する支援	....	74
29 困難を有する子ども・若者に対する支援	....	76
30 予防接種制度の見直し	....	78
31 さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンターの運営及び耐震化の促進	....	80

## 目次（省庁別）

32	基準病床数制度の見直し	....	82
33	無料低額宿泊所等に対する法的整備	....	84
34	行政情報の無い要支援者の早期発見	....	86
35	医療機器関連分野への新規参入支援	....	90
43	社会保障・税番号制度の導入	....	108

### 農林水産省

23	見沼田圃の保全と活用に向けた支援	....	62
36	MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援	....	92

### 経済産業省（中小企業庁）

21	スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	....	52
34	行政情報の無い要支援者の早期発見	....	86
35	医療機器関連分野への新規参入支援	....	90
36	MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援	....	92
37	国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援	....	94

### 国土交通省（観光庁）

1	高速鉄道東京7号線の延伸促進	....	2
2	東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援	....	4
3	新大宮上尾道路の整備促進及び首都高速埼玉新都心線の延伸	....	6
4	新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化に向けた支援	....	8
5	道路整備事業に対する支援	....	10
6	駅のバリアフリー化等に対する支援の強化	....	12
7	市街地整備事業等に対する支援	....	14
8	都市公園の整備促進に向けた制度拡充	....	16
9	広域防災拠点都市づくりへの支援（1）～（3）	....	20
10	耐震化の促進による安心減災都市づくり	....	26
12	河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備	....	30
16	国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催等に対する支援	....	40
21	スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	....	52
22	緑地を保全する制度の拡充	....	60
23	見沼田圃の保全と活用に向けた支援	....	62
36	MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援	....	92
37	国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援	....	94

### 環境省

21	スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	....	52
24	廃棄物処理施設の整備促進	....	64
25	PCB廃棄物の適正処理の推進	....	66

### 警察庁

21	スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）～（4）	....	52
----	--------------------------------	------	----



---

---

## **1. 東日本の中核都市構想の推進**

---

---

## 重点

# 高速鉄道東京7号線の延伸促進

[国土交通省]

## 【提案・要望事項】

- 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和（累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度など）及び国の補助拡充を行うこと
- 2 交通政策審議会における次期答申においても、引き続き、高速鉄道東京7号線の延伸を計画に位置付けること。併せて、既存制度の拡充及び新制度の創設についても積極的に行うこと

## 【背景・理由】

- 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和及び国の補助拡充
  - ・ 地下鉄7号線の延伸については、平成23年度に本市と埼玉県が共同で開催した第三者の専門家による「地下鉄7号線延伸検討委員会」において、需要予測や採算性等について厳しい結果が示されたものの、「延伸実現に資する方策」を展開することで評価を高めることは可能であるとの報告が出された。
  - ・ これを受け、本市では平成24年9月に、延伸に資する方策と行程表からなる「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を策定し、地域の成長・発展のための「実行」段階へと移行した。
  - ・ 現在は、定住・交流人口の増加を図り、早期の事業着手（都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者の申請手続）を目指しており、同プランに位置付けた方策の成果も出てきている状況である。
  - ・ また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において埼玉スタジアム2002が競技会場として使用されることから、浦和美園を中心とした地域の更なる成長・発展が期待される。
  - ・ 延伸線整備に当たっては、都市鉄道等利便増進法の適用を前提としているが、人口減少等の厳しい事業環境を克服して鉄道整備を推進する必要がある。
  - ・ 以上のことから、国において同法の適用要件の緩和や、国の補助割合の拡充などを行うことを要望するものである。
- 2 次期答申での継続した位置付けと既存制度拡充及び新制度創設の検討
  - ・ 本市では、市民、経済界、大学、スポーツ界等によるオールさいたま市の組

織である「さいたま市地下鉄7号線延伸事業化推進期成会」の活動により、延伸の機運はかつてない高まりを見せてている。

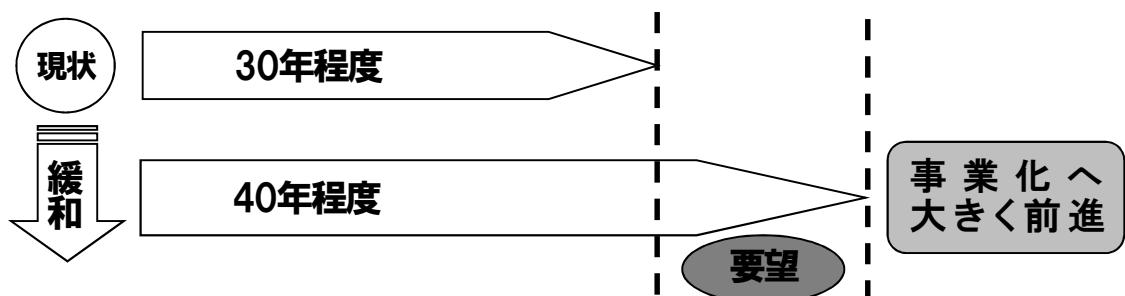
- 延伸には速達性向上、混雑緩和などに加え、首都圏全体の交通ネットワーク強化、高齢者の移動手段確保、災害時の代替交通機能の確保、低炭素まちづくりへの貢献などの新たな意義・必要性等がある。
- 以上から、次期答申においても引き続き延伸線を計画路線として位置付けることと、社会情勢を踏まえ、既存制度の拡充や新しい支援制度・整備手法の創設を国が積極的に行うことの要望するものである。

## 【参考】

### ○ 事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果

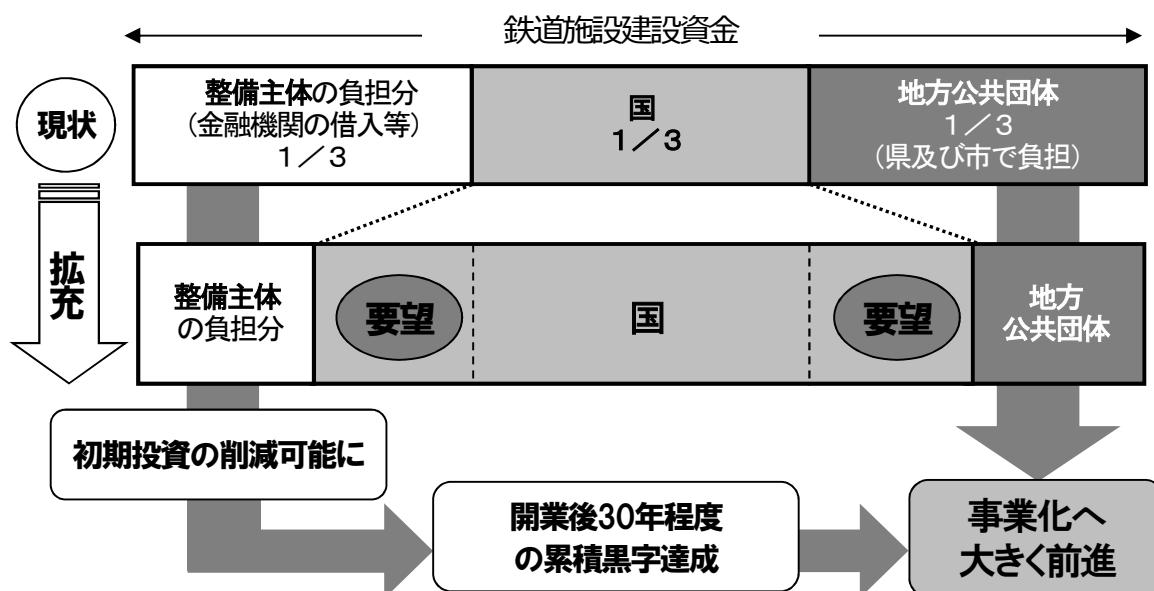
#### 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件

→ 採算性（開業後30年以内での累積黒字転換）



#### 2 事業を進めるための財源

→ 事業費（約770億円の大規模プロジェクト、国の補助率は1/3）



## 東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援

[国土交通省]

### 【提案・要望事項】

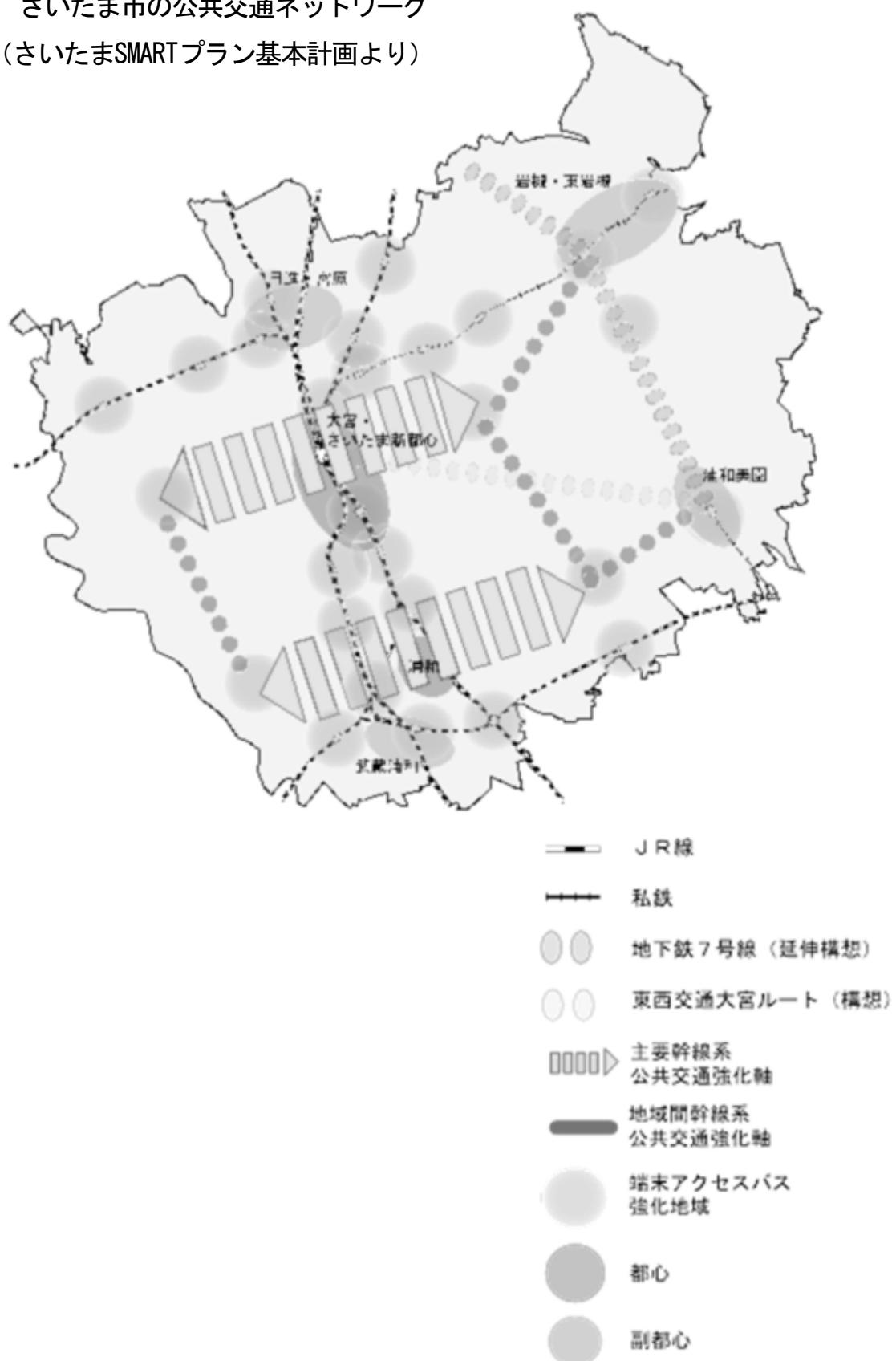
交通政策審議会における次期答申においても、引き続き、東西交通大宮ルートの新設を計画に位置付けること。併せて、構想実現の際は各種支援を積極的に行うこと。

### 【背景・理由】

- 平成12年の運輸政策審議会において、今後整備について検討すべき路線の中量軌道システムのひとつとして、「東西交通大宮ルート：大宮～さいたま新都心～埼玉スタジアム2002」が答申された。
- 本市の公共交通ネットワークについては、都心部を中心とした南北の路線が充実している一方、東西については比較的脆弱であることから、今後南北方向の公共交通軸と一体となった公共交通ネットワークの整備が必要である。
- 新たな東西公共交通軸に関しては、これからの中づくりに求められる「環境負荷の軽減」、「自動車交通からの転換」、「移動のバリアフリー化」、「魅力ある都市と地域の再生」といった諸課題に対応可能なLRTなどのコンパクトな交通システムが有効であると考えている。
- 平成26年5月には、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会が開催され、新たな東京圏の都市鉄道のあり方について、2年をかけて議論することとなっているが、次期答申においても、引き続き東西交通大宮ルートを計画路線として位置付けるとともに、構想実現の際は各種支援を積極的に行うことを要望するものである。

## 【参考】

- ## ○ さいたま市の公共交通ネットワーク (さいたまSMARTプラン基本計画より)



[担当：都市局都市計画部交通政策課長 吉沢 浩之 TEL 048-829-1050]

## 重点

# 新大宮上尾道路の整備促進及び首都高速埼玉新都心線の延伸

〔国土交通省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 新大宮上尾道路の整備を促進すること
- 2 首都高速埼玉新都心線を東北自動車道まで延伸すること

## 【背景・理由】

### 1 新大宮上尾道路の整備促進

- ・ 国道17号バイパスは、平成22年度道路交通センサスによると、実交通量が1日当たり7.8万台から8.2万台であり、設計交通量の1.35倍から2.4倍と非常に高く、道路が飽和状態となっており、混雑解消のためには、一般道路部分の早期整備、首都高速道路の延伸が必要である。
- ・ このような中、新大宮上尾道路の一般道路部分については、暫定2車線の供用が開始されたところであるが、いまだ圏央道と接続が図られていない状況である。
- ・ また、自動車専用道路の与野ジャンクション以北については、都市計画決定がされているものの、詳細な整備計画が未定である。
- ・ 以上のことから、市内の国道17号バイパス周辺の渋滞解消を図るために、新大宮上尾道路の整備促進を要望するものである。

### 2 首都高速埼玉新都心線の延伸

- ・ 首都高速埼玉新都心線については、第二産業道路まで開通済みであるが、東北自動車道への延伸・接続に関する検討が進んでいない状況である。
- ・ また、さいたま新都心は、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に基づく広域防災拠点として位置付けられた災害対策基本法上の指定地方行政機関が設置され、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っている。
- ・ 以上から、広域交通基盤の代替性や多重性の確保など、一層の防災力の強化を図るため、首都高速埼玉新都心線を延伸することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 平成22年度道路交通センサス

路線名	起点側	終点側	交通量観測地点地名	混雑度
	路線名等	路線名等		
一般国道 17号	さいたま東村山線	さいたま鴻巣線	さいたま市桜区田島7丁目15番地22先	2.40
	桜区・中央区 境	宗岡さいたま線		1.74
	さいたまふじみ野所沢線	中央区・大宮区 境	さいたま市中央区円阿弥7丁目7番地11先	1.37
	中央区・大宮区 境	さいたまふじみ野所沢線		1.35
	大宮区・西区 境	さいたま春日部線		1.40

### ○ 将来道路ネットワーク



[担当：建設局土木部道路計画課長 清水 勇 TEL 048-829-1494]

## 重点

# 新幹線の大宮駅始発の新設及び大宮駅機能の高度化 に向けた支援

〔国土交通省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 今年度及び来年度にそれぞれ予定されている北陸・北海道新幹線の開通に伴い、既設の5路線を含む各新幹線の大宮駅始発の新設による増便を図ること
- 2 大宮駅機能の更なる高度化（ハブステーション化）の実現に向けた支援措置を講じること

## 【背景・理由】

### 1 新幹線の大宮駅始発便の新設

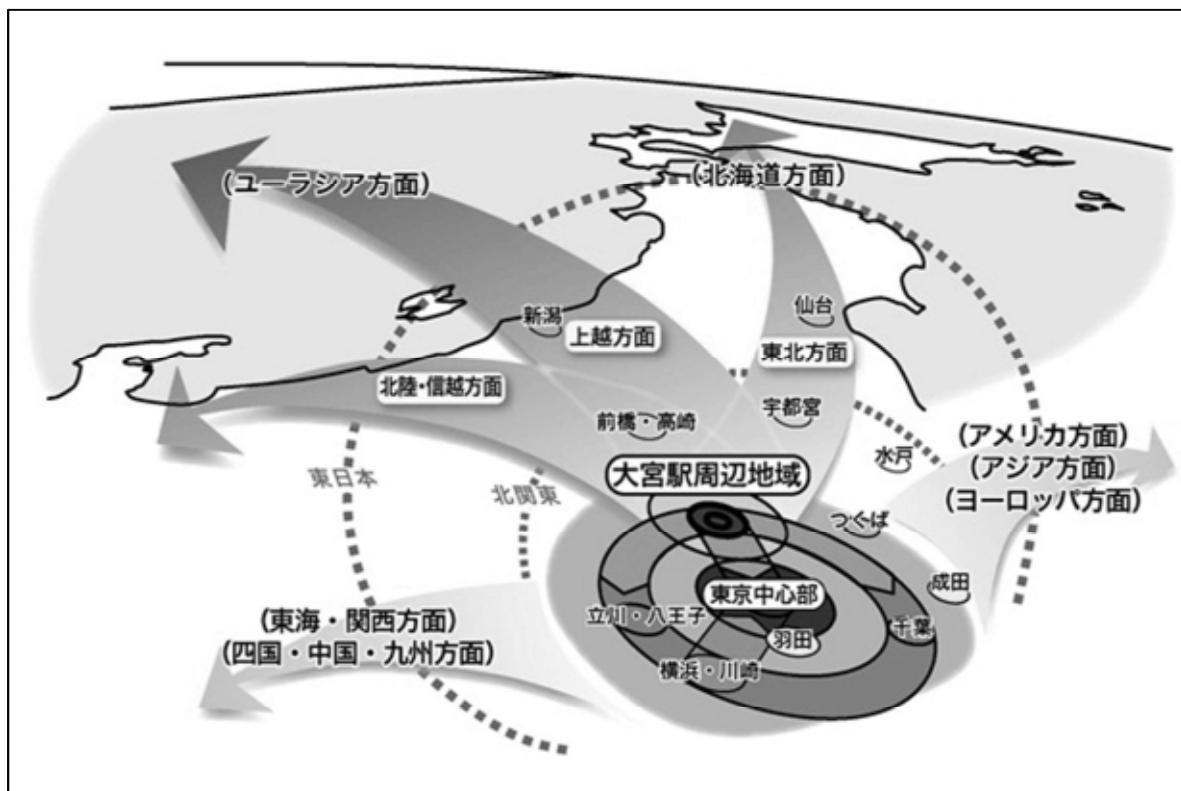
- ・ 本市では、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、さまざまな都市機能の集積を進めている。
- ・ さらに、今年度に上野東京ライン（東北縦貫線）及び北陸新幹線が、来年度に北海道新幹線がそれぞれ開通を予定しており、新幹線のニーズの大きな増加が見込まれるとともに、全国でも屈指のターミナル駅である大宮駅のニーズはますます高まることが予想される。
- ・ 一方、東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されているうえ、既に東北・秋田・山形・上越・長野新幹線が集中しているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっている。
- ・ そこで、東北・秋田・山形・上越・長野新幹線といった高速交通網の更なる活用に向けて、新幹線大宮駅始発の新設による新幹線の増便を要望するものである。

### 2 大宮駅のハブステーション化に向けた支援措置

- ・ 新幹線の大宮駅始発の新設の実現と併せ、大宮駅機能の更なる高度化（ハブステーション化）に向けて、鉄道事業者間の既設線の乗り換え改善によるシームレス化が図られるよう支援措置を講じることを要望するものである。

## 【参考】

○東日本におけるさいたま市・大宮駅周辺地域の位置付け



[担当：都市局都市計画部交通政策課長 吉沢 浩之 Tel 048-829-1050]

# 道路整備事業に対する支援

[国土交通省]

## 【提案・要望事項】

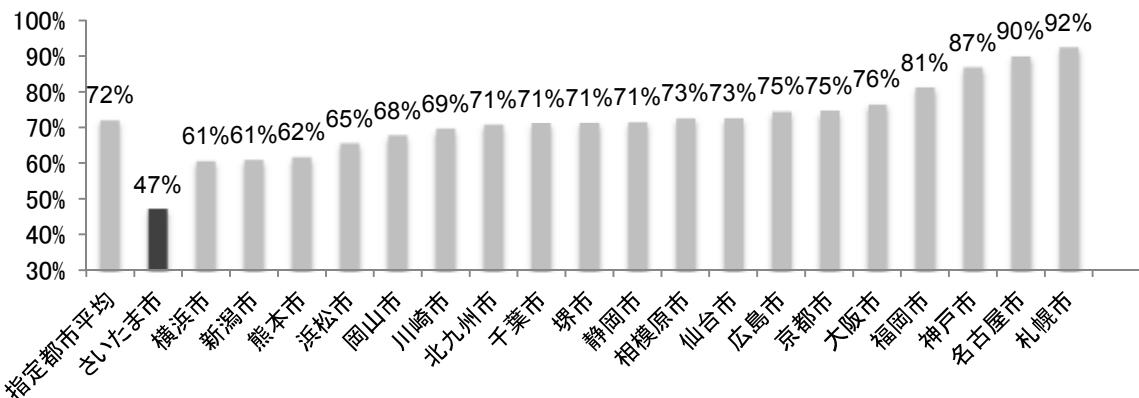
道路の新設・改築事業に対する社会資本整備総合交付金の拡充を図り、当該事業の推進に向けて必要な財源を確保すること。

## 【背景・理由】

- 本市は、広域交流を支え、都市の骨格を形成する幹線道路を中心として、重点的かつ計画的に道路整備を推進している。現在、本市の都市計画道路の整備率は、平成24年度末で47パーセントであり、大都市（20指定都市）における都市計画道路の平均整備率72パーセントに比べ、極めて低い状況である。
- 市内の広域幹線道路の整備が不十分であることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、都市の活力の低下、多大な経済損失及び環境負荷の増大を引き起こしている。
- このため、本市では、市民や道路利用者の活力ある都市活動を支える幹線道路を整備し、また、交通渋滞のボトルネックとなる交差点を整備することが急務となっている。
- 以上から、道路の新設・改築事業に対する社会資本整備総合交付金の拡充を図り、当該事業の推進に向けて必要な財源を確保することを要望するものである。

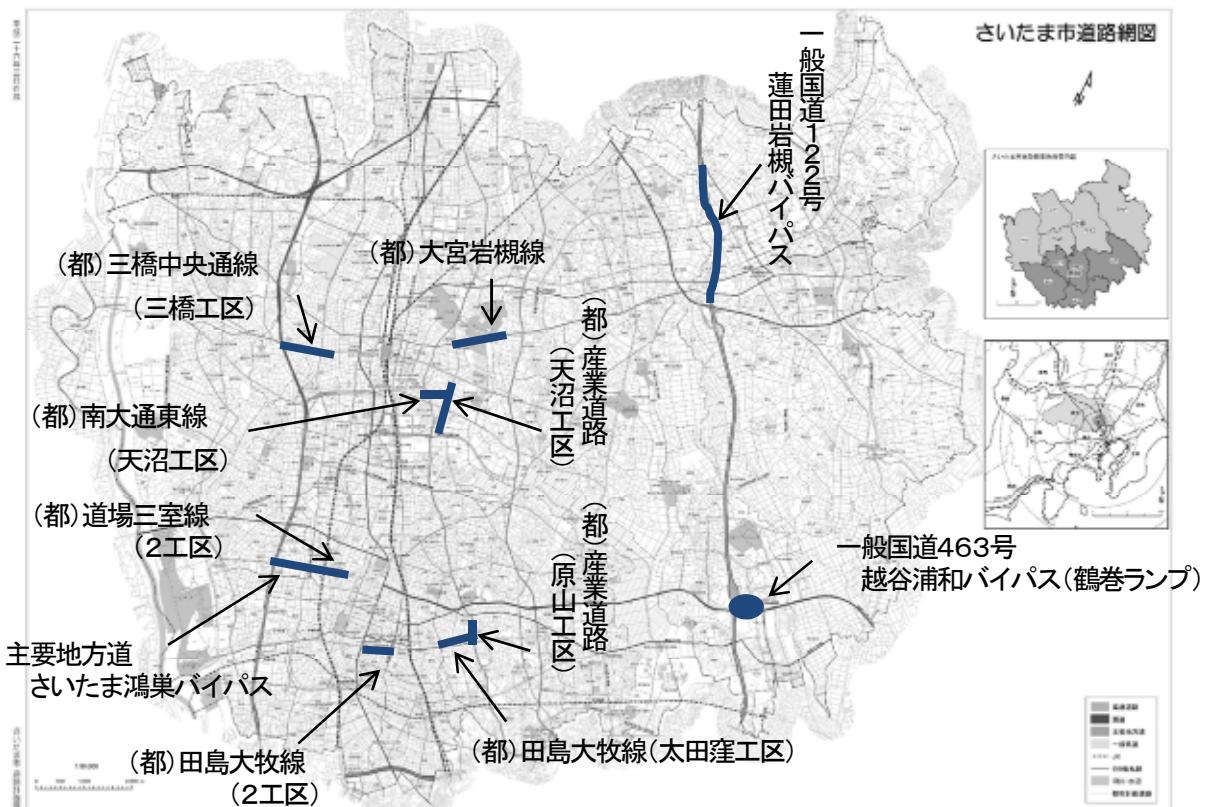
## 【参考】

- 政令指定都市における都市計画道路の整備状況（平成24年度末）



○ 主な要望路線一覧（4車線道路）

- ・（都）三橋中央通線（三橋工区）
- ・（都）田島大牧線（太田窪工区、2工区）
- ・（都）産業道路（原山工区、天沼工区）
- ・（都）道場三室線（2工区）
- ・（都）南大通東線（天沼工区）
- ・（都）大宮岩槻線
- ・一般国道122号蓮田岩槻バイパス
- ・一般国道463号越谷浦和バイパス（鶴巻ランプ）
- ・主要地方道さいたま鴻巣線バイパス



[担当：建設局土木部道路計画課長 清水 勇 TEL 048-829-1494]

# 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化

〔国土交通省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 駅のバリアフリー化に対する支援の強化を図ること
- 2 地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を1／2に引き上げるなど、経営的に厳しい鉄道事業者に対する支援の強化を図ること

## 【背景・理由】

### 1 駅のバリアフリー化に対する支援の強化

- ・ 本市では、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段となる公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることが喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心としたバリアフリー化を進めている。
- ・ 本市内の33駅のうち、乗降客数が1日当たり11万人を超えるJR南浦和駅をはじめ、市内6駅で段差の解消に係るエレベーター等のバリアフリー施設が未整備となっており、乗降客の利便性の向上、安全性の確保のため、より一層取組を強化していく必要がある。
- ・ 一方、平成23年6月には国の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめの概要が示されるなど、未だホームからの転落事故が後を絶たないことから、今後、ホームドア等の整備も積極的に進めていく必要がある。
- ・ このような駅のバリアフリー化は、鉄道事業者の主体的な取組が必要となってくることから、運輸分野における安全性の向上を図るためにも、国が鉄道事業者に対して指導を行うなど、駅のバリアフリー化に対する支援の強化に積極的に取り組むことを要望するものである。

### 2 地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率の引上げ等の支援の強化

- ・ バリアフリー施設未設置駅を所有する鉄道事業者の厳しい経営状況等を鑑みると、今後、バリアフリー化を促進していくためには、現状の鉄道事業者に対する支援を一層強化することが必要である。
- ・ 以上から、地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を現状の1／3から1／2に引き上げるなど、国の支援の更なる充実を図ることを要望するものであ

る。

## 【参考】

- 市内33駅中、以下の6駅のバリアフリー設備が未整備となっている。

市内バリアフリー設備未整備駅一覧 ○:整備済み ×:未整備		平成25年度末現在	
駅名		改札口の外側	改札口の内側
		エレベーター	エレベーター
1 東大宮駅	東口	×	○
	西口	○	○
2 南浦和駅	東口	×	×
	西口	×	×
3 岩槻駅	東口		×
			×
4 東宮原駅			×
5 今羽駅			×
6 吉野原駅		×	×

**地域公共交通バリア解消促進等事業**

・個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

**バリアフリー化**

○バリアフリー化設備等整備事業 (補助率:1/3 等)

- ・鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗降設備整備  
(段差の解消、転落防止設備の整備、踏導ブロックの整備、障害者対応便所の設置 等)
- ・ノンステップバス、リフト付きバスの導入
- ・福祉タクシーの導入 等



エレベーター ノンステップバス 福祉タクシー

**利用環境の改善**

○利用環境改善促進等事業 (補助率:1/3 等)

- ・LRTシステム、BRTシステムの整備
- ・ICカードシステムの導入(その他ITシステム等の高度化)
- ・鉄軌道駅の生活支援機能施設の整備  
(子育て支援施設、医療施設) 等



低床式車両 遊歩ノンステップバス ICカードシステム

**地域鉄道の安全性の向上**

○鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 (補助率:1/3※)

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する以下の設備整備等に支援を行う。

- ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両 等  
※一定の要件を満たす場合には1/2



レール 車両 ATS 落石等防止設備

11

# 市街地整備事業等に対する支援

[国土交通省]

## 【提案・要望事項】

**市街地整備事業及び住宅市街地基盤整備事業に係る国庫補助金を確保すること**

## 【背景・理由】

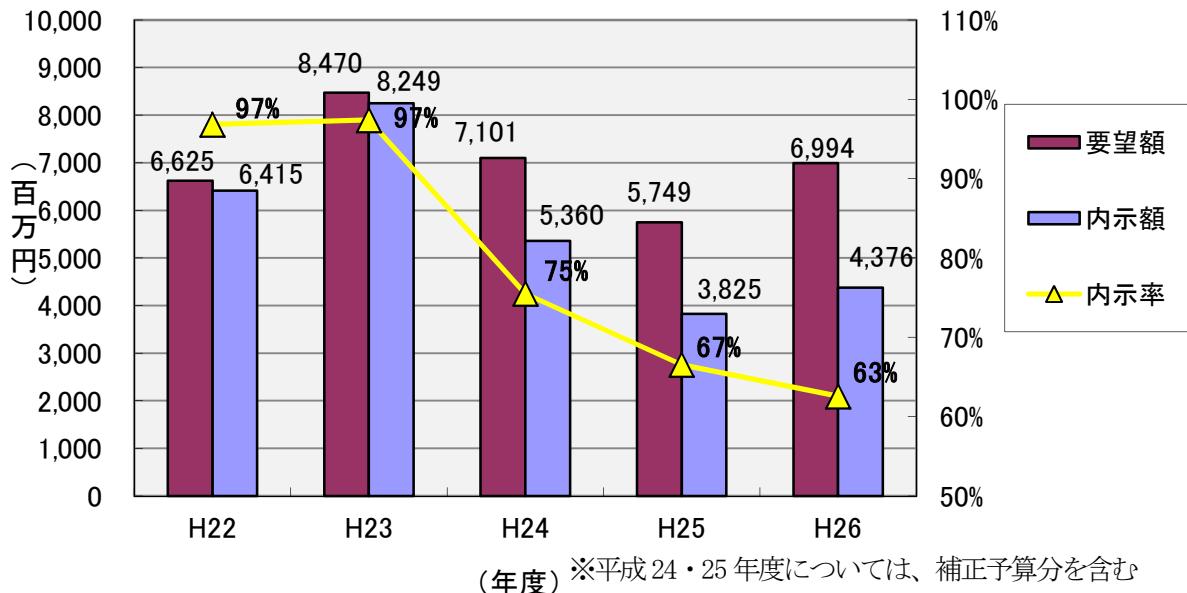
- ・ 現在、本市では市街地再開発事業4地区、土地区画整理事業26地区を施行中であり、本市のまちづくりにおいて、重要な位置付けとなっている。
- ・ また、都市再生機構施行におけるニュータウン事業3地区（2団地含む）が施行中であり、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）」のとおり、工事を早期に完了させるとともに、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進させる必要がある。
- ・ これらの事業には、既に多くの補助金を導入し、事業を推進していることから、今後も着実な事業推進を図り、早期に事業を完了させることが、長期的な視点から事業費の削減につながるものである。
- ・ 以上から、国においては市街地整備事業及び住宅市街地基盤整備事業の推進に向け、平成27年度予算において、国庫補助金その他の必要な財源を確保し、財政支援を行うことを要望するものである。

## 【参考】

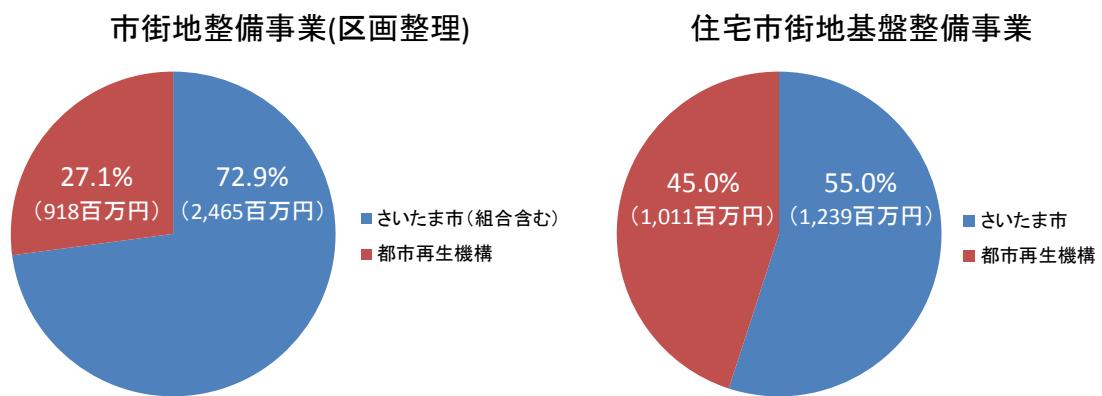
### ○ 平成27年度国庫補助金及び交付金要望地区

(1) 市街地再開発事業	5地区	(2) 土地区画整理事業	21地区
・組合施行	4地区	・公共団体施行	6地区
・都市再生機構施行	1地区	・組合施行	12地区
		・都市再生機構施行	3地区
(3) 住宅市街地基盤整備事業	7団地		
・公共団体施行	5団地		
・都市再生機構施行	2団地		

○ 市街地整備事業及び住宅市街地基盤整備事業に係る国庫補助金内示状況



○ 平成26年度要望額に対する本市と都市再生機構（ニュータウン事業）の割合



内示率が低い場合、事業費全体が圧縮され本市の事業進捗が図れず、都市再生機構によるニュータウン事業の進捗についても影響がある

○ 国における平成26年度予算事業別配分額

社会資本整備総合交付金 1,849,108百万円 (平成25年度 1,820,757百万円)

[担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長 宮寺 昭彦 TEL 048-829-1466]

[担当：都市局まちづくり推進部まちづくり総務課長 篠崎 靖夫 TEL 048-829-1440]

# 都市公園の整備促進に向けた制度拡充

[国土交通省]

## 【提案・要望事項】

**市民緑地等整備事業において借地公園を交付対象事業とする要件を復活させること**

## 【背景・理由】

借地公園を交付対象事業とする要件を復活させることについて

- ・ 都市部における都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの確保は、市民の生活に潤いや安らぎを与えるだけではなく、ヒートアイランド現象の抑制効果や地球温暖化の防止、生物多様性の保全、都市の低炭素化の促進、災害時の救援復興の活動拠点や避難場所としての活用等、その公益的機能は多岐に渡っている。
- ・ 本市においても、今後発生が予測されている首都直下地震などを踏まえ、積極的に都市公園整備事業を進めてきているところであるが、**都市公園の整備には用地取得に多額の費用を要するため、民有地等を活用した借地公園制度を積極的に取り入れている。**
- ・ しかし、現行制度において、借地公園は補助事業の対象外となっている。
- ・ 以上から、平成23年度までの時限措置となっていた市民緑地等整備事業の借地公園を対象とする要件を復活させるよう要望するものである。

## 【参考】

### ○ 本市における借地公園の状況（平成26年3月31日現在）

件数 借地公園数 64件 ※一部借地を含む  
公園総数 920件

### ○ 政令指定都市 一人当たり都市公園等整備現況（平成25年3月31日現在）

政令指定都市名	一人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	政令指定都市名	一人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
札幌市	12.4	名古屋市	6.9
仙台市	12.6	京都市	4.3
さいたま市	5.1	大阪市	3.5
千葉市	9.2	堺市	8.3
東京特別区	3.0	神戸市	17.0
横浜市	4.8	岡山市	16.5
川崎市	3.8	広島市	7.7
相模原市	4.1	北九州市	12.0
新潟市	9.5	福岡市	8.7
静岡市	5.9	熊本市	8.9
浜松市	8.2		



---

---

## **2. 安心減災都市づくり**

---

---

## 広域防災拠点都市づくりへの支援（1）

～さいたま新都心における行政中枢機能のバックアップ～

[内閣府]

### 【提案・要望事項】

#### 1 政府業務継続計画において、さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点に位置付けること

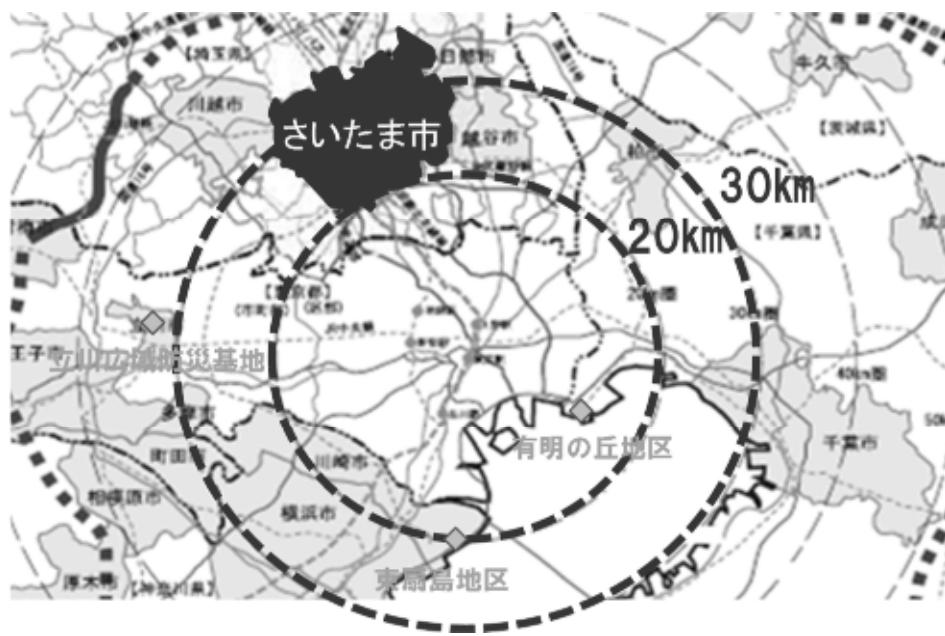
### 【背景・理由】

#### 1 緊急災害対策本部の代替拠点の指定

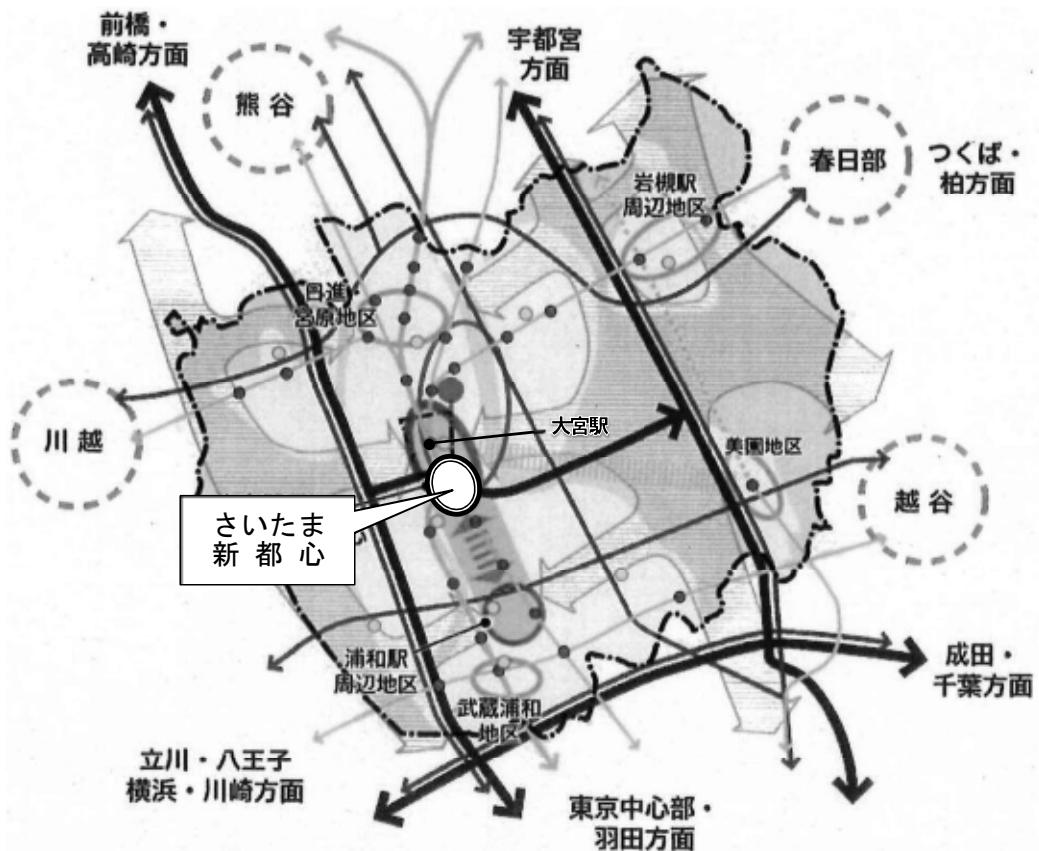
- 国が定めた政府業務継続計画第3章においては、行政中枢機能の代替拠点に関し、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合に、①内閣府、②防衛省、③立川広域防災基地の順序により緊急災害対策本部の設置場所を変更することとされている。
- また、同章の今後の検討課題においては、被害想定を上回る事態を想定した更なる代替拠点の候補地にさいたま新都心が挙げられている。
- さいたま新都心は、都心部から約26kmの位置にあり、国の地方支分部局が集積し、災害対応のインフラが整備されていること、国の首都直下地震発生時における被害想定で軽微な被害に留まること等が特徴である。
- 総理大臣官邸が使用できない事態において、短期間で緊急対策本部を移転し、官邸の機能回復時において、直ちに緊急対策本部を官邸に戻すことが可能であり、一時的な代替拠点に非常に適した地域であると本市では考える。
- また、首都直下地震を想定して改正された埼玉県地域防災計画においても、第2編震災対策編第6章「最悪事態（シビアコンディション）への対応」において、首都機能の麻痺という事態への対策として、「さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートすること」、「さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努めること」とされている。
- さらに、九都県市首脳会議においても、平成24年、25年と2回にわたって、「さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点と指定すること」と内閣総理大臣等に対する提言を行っている。
- 以上から、さいたま新都心を、政府業務継続計画において、緊急災害対策本部の代替拠点の一つに位置付け、又は被害想定を上回る事態における東京圏内の代替拠点に確実に位置付けることを要望するものである。

## 【参考】

- さいたま市の位置



- さいたま市におけるさいたま新都心の位置



[担当：総務局危機管理部防災課長]

西村 徹 TEL 048-829-1136]

[担当：都市戦略本部都市経営戦略部副参事 齊藤 剛]

TEL 048-829-1064]

## 広域防災拠点都市づくりへの支援（2）

～さいたま新都心周辺への災害応急部隊の拠点づくり～

[国土交通省・消防庁]

### 【提案・要望事項】

- 2 本市が広域防災拠点都市づくりを進めるさいたま新都心周辺地域を、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）をはじめとする国の災害応急部隊の集結拠点として位置付けること
- 3 緊急消防援助隊の活動拠点機能に加えて、他機関との合同訓練に活用できる大規模災害等対応訓練施設を確保するための支援の更なる充実を図ること

### 【背景・理由】

- 2 国の災害応急部隊の集結拠点としての位置付け
  - ・ 本市では、本年4月に取りまとめた「さいたま市成長戦略」により、今後中長期的にさいたま新都心を中心とした広域的な防災体制を構築していく。
  - ・ さいたま新都心エリアの三菱マテリアル社跡地に約1ヘクタールの防災機能を持った都市公園を整備するとともに、さいたま新都心周辺に約15ヘクタールの防災機能を持った都市公園等を整備するなど、合計16ヘクタールのオープンスペースを創出していくものである。
  - ・ 国においても、さいたま新都心の合同庁舎を、政府業務継続計画において政府機能の代替拠点の候補地の一つに挙げており、また、国土交通省の計画において緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が首都直下地震に対応する際の本部の設置場所とするなど、主に首都機能のバックアップを行う司令塔機能の重要な拠点として想定されている。
  - ・ これら司令塔機能に加え、緊急災害対策派遣隊をはじめとする災害応急部隊の集結拠点として、前述のオープンスペースを活用することで、さいたま新都心を中心とした広域的な防災拠点を形成することが可能となる。
  - ・ 以上から、本市が広域防災拠点都市づくりを進めるさいたま新都心周辺地域を、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）をはじめとする、国の災害応急部隊の集結拠点として位置付けることを要望するものである。
- 3 緊急消防援助隊の活動拠点となる施設の確保
  - ・ 平成23年に発生した東日本大震災における緊急消防援助隊活動は、災害が広

域で、要救助者が多数であったことなどから、複数の部隊の統率を図り、統一した活動方針のもとに救出・救護活動を実施する必要があった。

- ・ 首都直下地震を想定すると、東日本大震災を超える大規模な緊急消防援助隊の出動が想定されることから、これらの部隊が野営地の確保等に苦慮することなく、また十分な補給を受けて首都圏で活動できることが重要である。
- ・ 本市は、広域防災拠点都市づくりを推進し、様々な部隊の集結拠点となることで首都機能のバックアップを集中的に担うことを考えており、緊急消防援助隊の集結拠点となり得る施設を市内に確保することが必要と考えている。
- ・ この拠点となる施設は、平常時において大規模災害等対応型の訓練施設として、消防の合同訓練のみならず、警察・自衛隊等との合同訓練の実施が可能となり、災害時において緊急消防援助隊による効果的な応援活動の展開が期待できるものである。
- ・ 以上から、緊急消防援助隊の活動拠点機能に加えて、他機関との合同訓練にも活用できる施設を確保するための支援の更なる充実を図ることを要望するものである。

## 【参考】

### ○ さいたま市の広域防災拠点都市づくりイメージ



[担当：総務局危機管理部防災課長]

西村 徹 Tel 048-829-1136]

[担当：都市局都市計画部都市公園課長]

清野 博司 Tel 048-829-1416]

[担当：消防局消防総務部消防企画課長]

松本 穂高 Tel 048-833-9258]

[担当：都市戦略本部都市経営戦略部副参事]

齊藤 剛 Tel 048-829-1064]

## 広域防災拠点都市づくりへの支援（3）

～さいたま新都心エリアのインフラ整備支援と連携拠点としての位置付け～

[国土交通省]

### 【提案・要望事項】

- 4 さいたま新都心周辺において、本市が行う首都機能のバックアップのためのオープンスペース及びその周辺の整備事業に対し、国が積極的な支援制度を創設すること
- 5 新たな「国土のグランドデザイン」の策定にあっては、災害時において、国の機関等が集積する地域を、日本海側と太平洋側を結ぶ重要な連携拠点として位置付けること

### 【背景・理由】

#### 4 オープンスペース及びその周辺の整備事業に対する国の支援

- ・ 本市では、さいたま新都心の旧三菱マテリアル社跡地に約1ヘクタールの防災機能を持った都市公園を整備するとともに、今後、見沼田園区域内に約15ヘクタールの防災機能を持った都市公園を整備することにより、合計16ヘクタールのオープンスペースを創出していく。また、首都高速埼玉新都心線へのアクセス向上のため、緊急輸送道路から都市公園までのアクセス道路を初めとする交通インフラを整備することとしている。
- ・ 首都機能のバックアップのため、オープンスペース及びその周辺の整備を行う事業に対して、首都圏の早期復興、復旧のための整備に本市が主体的に取り組むことに鑑み、特に、これらの事業に適用される通常の補助率の嵩上げや補助対象範囲を拡充するなど、国が積極的な支援制度を創設することを要望するものである。

#### 5 新たな「国土のグランドデザイン」における拠点となる地域の位置付け

- ・ 国は、今年の夏ごろを目途に新たな「国土のグランドデザイン」を取りまとめるとしており、その骨子に定める基本戦略の中で、災害に強い国土へのリノベーション（大規模な改修）により、日本海・太平洋2面活用型国土、内陸発展型国土の形成を目指すとしている。
- ・ 広域防災拠点都市づくりを進めている本市においても、このような考え方賛同するものである。さらに日本海側と太平洋側の連携を図っていくためには、日本海側と太平洋側を結ぶ連携拠点が重要になると考える。
- ・ この連携拠点としては、現在都市機能が一定程度に集中するエリアで、か

つ、国の機関を初めとして防災時に拠点となり得る機能が集積する地域である必要があり、こうした拠点が国土全体で複数必要になると考える。

- ・ 以上から、新たな「国土のグランドデザイン」の策定にあっては、災害時において、本市をはじめとする国の機関等が集積する地域を、日本海側と太平洋側を結ぶ重要な連携拠点として位置付けることを要望するものである。

## 【参考】

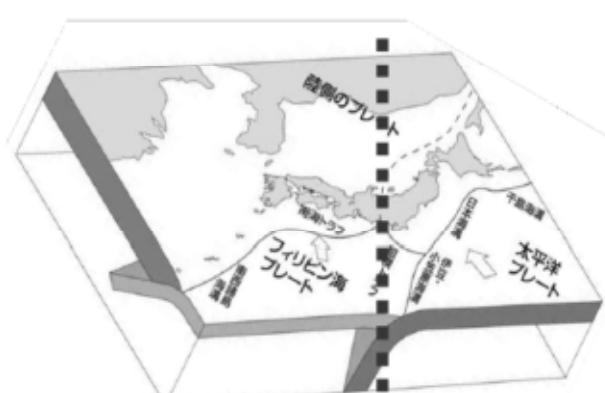
### ○ 国土のグランドデザインーレジリエンスの確保

#### 17. レジリエンスの確保

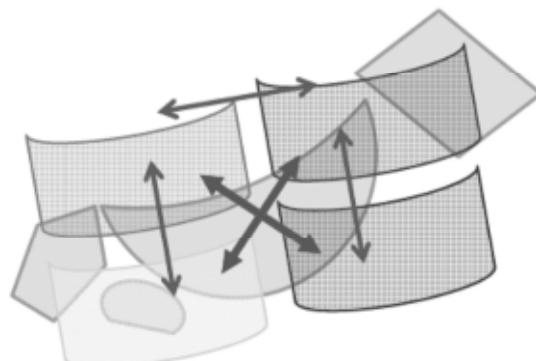
##### (1) 国土全体での機能分担・リダンダンシーの確保



○大規模な地震等による被害を全国に波及させないため、巨視的な視点で、東京圏と同時被災しない地域におけるバックアップのための拠点の配置や、交通・情報通信・エネルギーのリダンダンシーの確保を図ることが必要。



【4つのプレート上にある我が国の国土】



【4地域によるバックアップ体制のイメージ】

日本は、4つのプレート上に乗っているが、プレートの位置関係を踏まえると、東日本と西日本で同時に地震が発生する可能性は低い

[担当：都市局都市計画部都市公園課長]

清野 博司 TEL 048-829-1416]

[担当：政策局政策企画部企画調整課長]

松井 雅之 TEL 048-829-1030]

[担当：都市戦略本部都市経営戦略部副参事 齊藤 剛 TEL 048-829-1064]

# 耐震化の促進による安心減災都市づくり

[国土交通省・厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 市有建築物の耐震化に対する補助について、所要額を確保すること
- 2 民間建築物の耐震化に対する補助制度について、対象建築物の規模及び構造要件を撤廃すること
- 3 高い公益性を持つ、公共施設に準ずる民間建築物に対する補助制度を拡充すること

## 【背景・理由】

- 1 市有建築物の耐震化に対する補助の所要額確保
  - ・ 本市では、「市有建築物耐震化実施計画」を策定し、平成27年度までに耐震化率100パーセント達成を目指して、公共建築物の耐震化を鋭意進めている。
  - ・ 公共建築物は、多くの市民に日常的に利用され、また、災害時には避難場所や災害対策本部・支部などの応急活動の拠点となるため、利用者の安全確保、災害時の拠点施設としての機能確保といった観点から、引き続き強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組む必要がある。
  - ・ 以上から、引き続き強力に公共建築物の耐震化を進めるため、補助の所要額の確保など、国の支援を要望するものである。
- 2 民間建築物の耐震化に対する補助対象の拡充
  - ・ 本市では民間建築物に対する耐震補強等助成事業を、社会资本整備総合交付金を活用して実施しているが、学校施設、医療施設、福祉施設、商業・業務施設などの「住宅以外の建築物」について、延べ床面積、階数など規模や構造に関する要件に満たない建築物は国費の補助対象に該当しないこととされている。
  - ・ 本市では、民間建築物の耐震化促進に向けた取組として、国の補助要件に満たない建築物の耐震補強工事や建替え工事に対する助成事業を実施している。
  - ・ 以上から、「住宅以外の建築物」の耐震化の促進を図るため、「住宅以外の建築物」の耐震補強工事及び建替え工事に対する補助の対象要件を撤廃するなど、補助制度の更なる拡充を要望するものである。

### 3 公共施設に準ずる民間建築物の耐震化

- 震災時に適切な医療提供体制の維持を図る上で重要な役割を果たす「病院等の医療施設」や、高齢者や乳幼児など自力での避難が困難な多くの方々が利用する「社会福祉施設」、児童、生徒等の安全確保や教育活動等の早期再開が求められる「幼稚園・学校」など、高い公益性を持った民間施設の耐震化の促進は、喫緊の課題である。
- このため、公共施設に準ずる民間建築物に対する補助制度の拡充を図るとともに、事業推進に必要な予算を確保することを要望するものである。

### 【参考】

#### ○ 市有建築物の耐震化の状況（平成26年3月31日現在）

- 市有建築物の耐震化率 97パーセント
- 市有建築物の耐震化工事予定棟数 42棟

#### ○ 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の状況

(耐震改修促進法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物)

平成23年度時点

用途番号	用途	H23全棟数	S56年以前棟数		S57年以降棟数	耐震化率(%)	
			耐震性が不十分あるいは不明な建築物棟数	耐震診断の結果OK棟数			
			a	b			
1	学校	178	52	3	3	120	70.8%
2	病院・診療所	71	19	1	2	49	73.2%
3	劇場・集会場等	16	2			14	87.5%
4	店舗	272	83	3		186	69.5%
5	ホテル・旅館等	75	7			68	90.7%
6	賃貸住宅等	1,432	178	4		1,250	87.6%
7	社会福祉施設等	318	51	1	1	265	84.0%
8	その他	633	185	8		438	70.5%
計		2,995	577	20	6	2,390	80.7%

[担当1：建設局建築部建築総務課長 伊東 弘行 TEL 048-829-1539]

[担当2：建設局建築部保全管理課長 三村 裕一 TEL 048-829-1506]

# 帰宅困難者への対策の充実強化

[内閣府]

## 【提案・要望事項】

- 1 一時滞在施設として協力した民間事業者に、施設を利用した帰宅困難者に対する損害賠償責任が生じないような制度を創設すること
- 2 民間一時滞在施設の確保のため、自治体が整備する備蓄品の購入費用については、その自治体に補助を行うよう現行の補助制度の拡充を行うこと

## 【背景・理由】

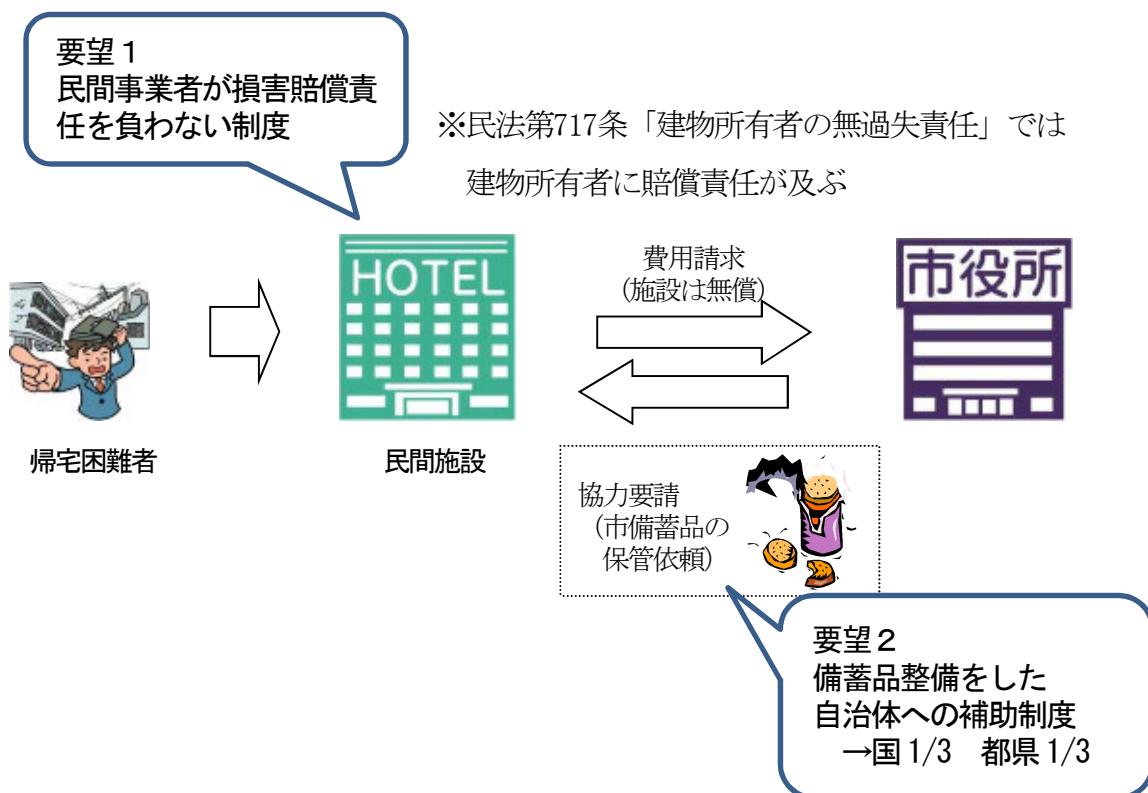
- 1 民間事業者が損害賠償責任を負わない制度の創設
  - ・ 平成25年12月に中央防災会議作業部会が発表した首都直下地震における被害想定によれば、1都4県で発生する帰宅困難者が640万～800万人にのぼるとされている。
  - ・ 本市において最大の被害が想定されるさいたま市直下地震について、平成26年4月に本市が発表した被害想定では、市内で発生する帰宅困難者のうち、屋外に滞留する人数が約30,500～36,600人の結果が出ている。
  - ・ 本市では、帰宅困難者対策として、駅周辺ホテル等と施設の提供等について協定を締結し、一時滞在施設の確保を進めており、現在、約14,000人を収容する一時滞在施設を確保しているが、最新の被害想定の結果から更なる一時滞在施設の確保が必要な状況である。
  - ・ しかし、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、一時滞在施設の確保に当たり特に課題となっていた、民間事業者が保有する施設における一時滞在施設の管理責任については、現在も解決できていない。
  - ・ 以上から、一時滞在施設の確保を加速するため、一時滞在施設として施設を開放し、かつ、災害発生前の施設管理を怠らなかった民間事業者について、帰宅困難者に対する施設利用に係る損害賠償責任が生じないような制度の創設を早期に実現することを要望するものである。
- 2 備蓄品購入費用の自治体への補助等
  - ・ 平成25年度には、内閣府において、一時滞在施設の確保のため、民間防災対策支援モデル事業費補助金が実施された、
  - ・ しかし、同補助金は、外部からの帰宅困難者の受入に係る備蓄費用を、民間事

業者が一部負担することを前提としていたことから、多くの民間事業者にとってはメリットのある制度とは言い難かった。

- 本市では、その所有する施設を一時滞在施設として開放することが民間事業者の自主的かつ公共的な取組であることを踏まえ、備蓄品を市で整備し、各施設ごとに適した量の備蓄品を保管してもらうことを計画している。
- 以上から、民間事業者の負担を軽減するため、自治体が整備する一時滞在施設の備蓄品の購入費用については、その自治体に対し補助を行うよう現行の補助制度を拡充することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 帰宅困難者対策への充実強化イメージ



# 河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備

[国土交通省]

## 【提案・要望事項】

- 1 河川防災ステーションを早期に整備すること
- 2 さいたま築堤の整備について、引き続き推進すること

## 【背景・理由】

### 1 河川防災ステーションの早期整備

- ・ 河川防災ステーションについては、高規格堤防事業の廃止に伴い、事業が凍結されていたが、平成25年度に事業が再開されたところである。
- ・ 河川防災ステーションは、市民を洪水などの水害から未然に防ぐためだけではなく、緊急用河川敷道路を活用することで、震災等の復旧時に重要な役割を果たす拠点である。また、当該地区は、D I D地区が至近であることや、首都直下地震の切迫性も高いことから、当地区へ高規格堤防と同等の規格となる河川防災ステーションを整備することが急務である。
- ・ また、本市は当該河川防災ステーションの整備に合わせて、洪水等発生時の河川管理施設保全活動拠点や震災等の災害時の緊急復旧活動拠点として「(仮称) さいたま市水防センター」を整備することとしていたが、整備に遅れが生じている。
- ・ 洪水等の発生を未然に防ぎ、市民の安全を守るため、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路を早期に整備することを要望するものである。

### 2 さいたま築堤の整備推進

- ・ さいたま築堤については、これまででも整備が進められているところである。東日本大震災では多くの堤防において、沈下やクラック等の被害が報告されたことから、治水安全度の向上にむけて、より一層の整備の推進を要望するものである。

## 【参考】

### ○ 位置



### ○ 現地写真



[担当：建設局土木部河川課長 小島 正男 TEL 048-829-1582]

## 119番緊急通報に係る位置情報の項目の追加

[総務省・消防庁]

### 【提案・要望事項】

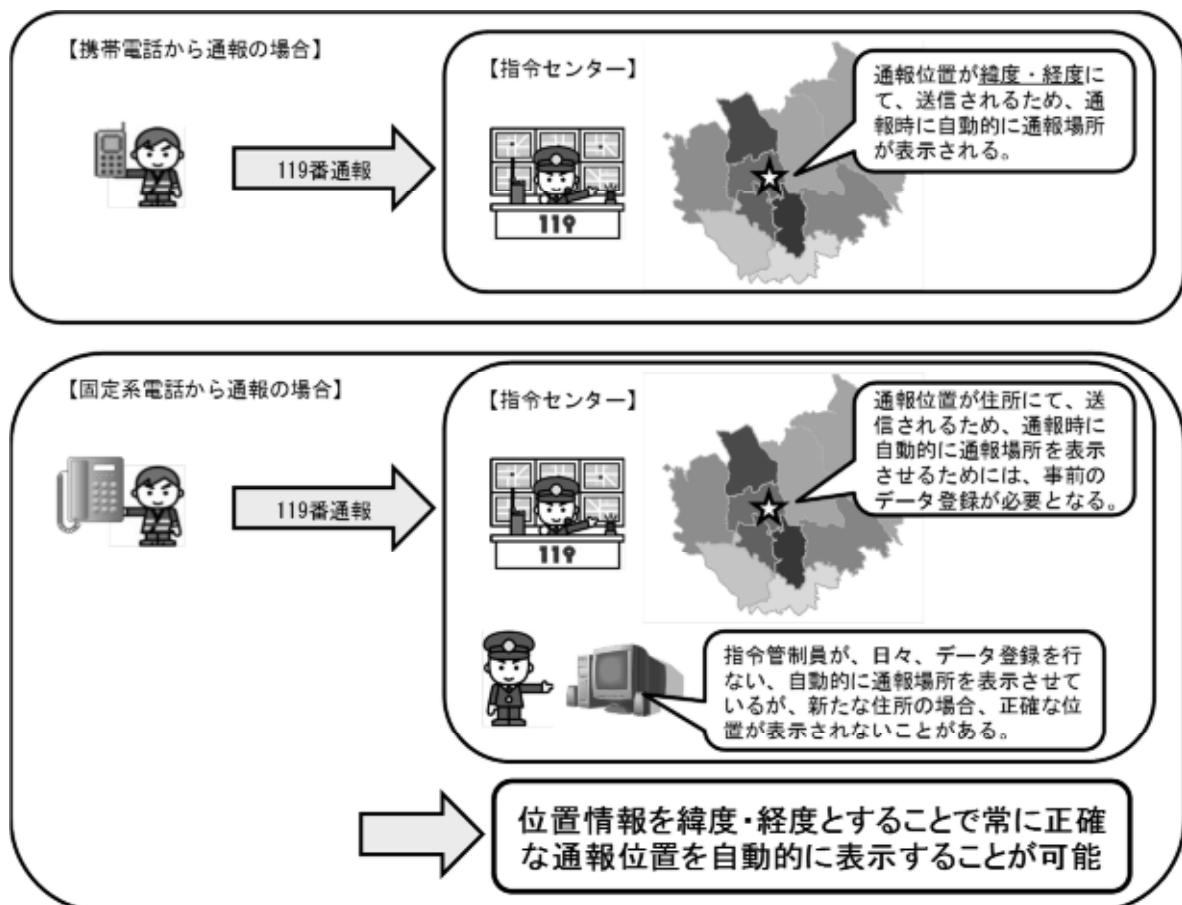
**消防車や救急車を適切な要請場所に出動させるため、関係法令について、所要の改正を行い、119番緊急通報時に消防機関に対して正確な位置を通知するために、位置情報の項目を追加すること**

### 【背景・理由】

- ・ 119番緊急通報等については、迅速かつ適切な出動に資するため、消防機関等に対して、通報者の位置情報等を送信することが事業用電気通信設備規則に規定され、運用されている。
- ・ また、送信する位置情報の内容については、事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和60年4月1日郵政省告示第228号）により、電話の種別ごとに定められている。
- ・ **携帯電話**については、**位置情報として、緯度・経度情報を送信すること**とされていることから、電波の状況により、精度誤差は生じるもの、119番緊急通報受信時に、指令センターの電子地図に通報位置が自動的に表示される仕組みとなっている。
- ・ 一方、アナログ電話やIP電話などの**固定系電話**については、**位置情報として、住所情報を送信すること**とされていることから、119番緊急通報受信時に正確な通報位置を表示させるため、日々、指令管制員が指令システムのデータ登録を行っているところである。
- ・ しかし、地番変更や新築住宅など、消防機関が知り得ていない新たな住所から119番緊急通報を受信した場合、指令センターの電子地図に正確な通報位置が表示されず、出動場所の誤りが生じてしまうケースが全国的に発生している。
- ・ 固定系電話からの119番緊急通報について、正確な緊急通報位置を把握し、市民の安心安全を確保するため、早急な対応が必要である。
- ・ 以上から、**固定系電話からの119番緊急通報について、従前の住所情報のほか、緯度経度情報を新たに送信情報に加えるよう事業用電気通信設備規則の細目を変更すること**を要望するものである。

## 【参考】

### ○ 119番緊急通報に係る位置情報の概要



[担当：消防局警防部指令課長 林 一浩 TEL 048-833-9286]

# 無線通信補助設備の改修に係る補助制度の創設

[消防庁]

## 【提案・要望事項】

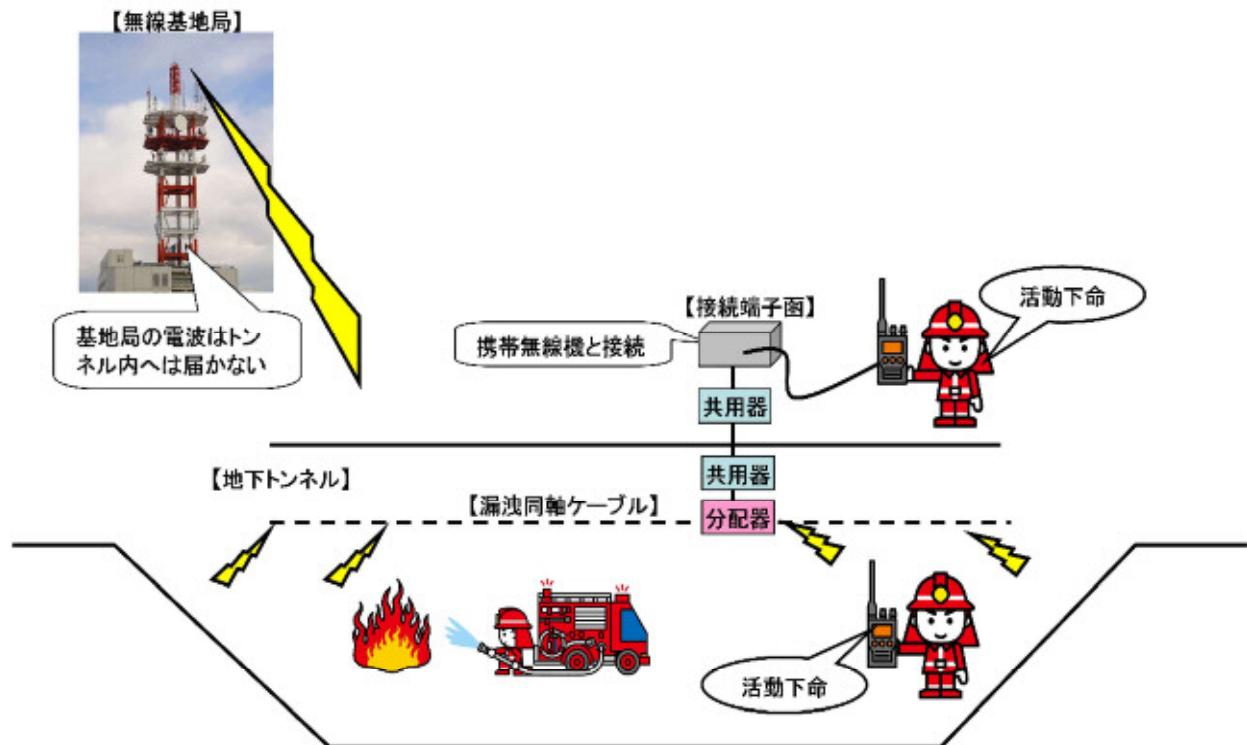
**消防救急無線に係る無線通信補助設備を設置している者に  
対し、260メガヘルツ帯に対応させるための設備改修に係る補  
助制度を創設すること**

## 【背景・理由】

- ・ 消防救急無線については、電波法の改正により260メガヘルツ帯のデジタル化移行が定められたことから、全国的に整備が進められている。
- ・ 消防救急無線が届きにくい場所に設置する無線通信補助設備については、消防法施行規則に規定する設置基準により**延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街に設置すること**とされているが、本市内では首都高速道路の地下トンネル等において、設置基準に該当しないものの任意で13か所設置されている状況である。
- ・ 無線通信補助設備についても260メガヘルツ帯に対応させる改修が必要となるが、改修費用が高額になると見込まれるため、地下トンネル等の施設管理者において円滑な改修が促進されないことが懸念され、全国的な課題となっている。
- ・ 今後、首都直下地震の切迫性も高く、高速道路の地下トンネル等が損壊することによりトンネル内で多大な人的被害が発生することも想定されるが、**無線通信補助設備の未改修によりトンネル内で無線通信が通じない事態となれば、災害時の円滑な消防活動の遂行に重大な支障が生じる**おそれがある。
- ・ 設備改修に莫大な費用が必要になること、高速道路等には複数自治体にまたがる無線通信補助設備も存在することなども踏まえると、本市のみの対応は難しいのが現状である。
- ・ 以上から、国において既存の無線通信補助設備の改修に係る補助制度を創設することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 無線通信補助設備の設備概要



[担当：消防局警防部指令課システム企画室長 今井 隆行 Tel 048-833-8290]

# 北朝鮮による拉致問題の解決

〔内閣官房〕

## 【要望事項】

**拉致問題の早期解決に向けて積極的に取り組むこと**

## 【背景・理由】

- ・ 2002年9月、北朝鮮は日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束した。現在、日本政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち5名は同年10月に帰国したが、残りの被害者については、北朝鮮に捕らわれたまま救出を待っている。また、拉致被害者家族の高齢化が進んでいる。
- ・ 本市では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、市報への啓発記事の掲載や10区役所における啓発用看板の設置など、市民への啓発活動に取り組んでいる。
- ・ また、拉致被害者家族会等による署名活動への協力や拉致被害者に対する支援等の活動を行う民間団体が開催する事業への後援を行うなど、拉致問題解決に向けた取組を行っている。
- ・ 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、国の責任において解決されるべき喫緊の重要課題である。
- ・ 外国政府及び国際機関との情報交換、国際捜査共助その他国際的な連携を更に強化し、日朝政府間協議を始めとするあらゆる機会を捉え、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた具体的な行動について継続した強い要求を行うなど、拉致問題の早期解決に向けて積極的に取り組むことを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 政府認定17名に係る事案



[担当：総務局総務部総務課長 千枝 直人 TEL 048-829-1083]



---

---

### **3. 教育文化都市の実現**

---

---

## 国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催等に対する支援

[文化庁・観光庁]

### 【要望事項】

**国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」の開催、その他の文化芸術都市を目指した本市の取組に対し、我が国の文化力の基盤強化のため、各種補助制度を拡充するなど、積極的な支援を行うこと**

### 【背景・理由】

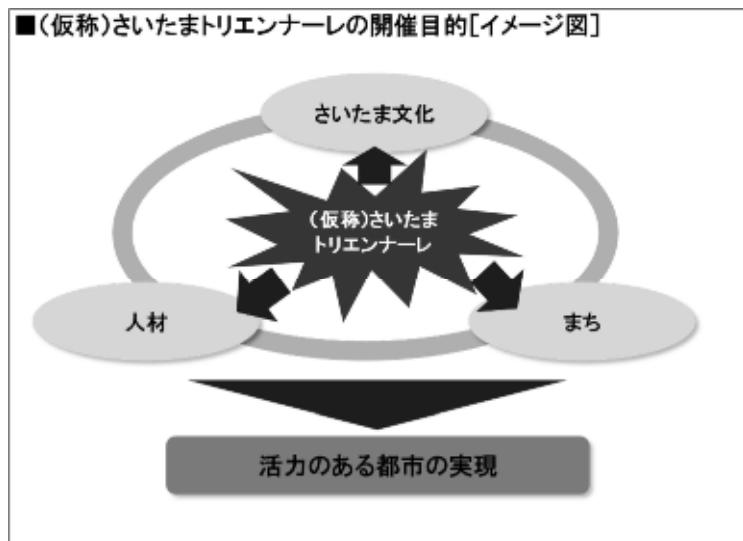
- 本市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、平成26年3月には、条例の理念を具現化するための基本計画として「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定した。
- この計画の重点プロジェクトとして、また「文化芸術都市さいたま市」の象徴的・中核的な取組として、国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ」（以下「トリエンナーレ」）を位置付け、平成28年度の第1回開催に向け、本年6月に準備組織を立ち上げたところである。
- 本市では、トリエンナーレを通じ、都市文化の創造・発信、人材の育成、地域の活性化を図っていきたいと考えている。
- こうした中、国においては、平成26年3月に「文化芸術立国中期プラン」を策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までの基盤整備のための施策として、「人をつくる」ための施策、「地域を元気にする」ための施策、「世界の文化交流のハブとなる」ための施策等が示された。
- 国際芸術祭であるトリエンナーレは、その目的や効果といった点で、こうした施策のいずれにも合致するものであり、我が国における「強固な文化力の基盤形成」に大いに寄与するものである。
- さらに、国の進める「観光立国推進計画」では、オールジャパンでの訪日プロモーション、新たな観光旅行の分野の開拓等を掲げて、旅行者数の増加等を図ることとしているが、トリエンナーレをはじめとするアートツーリズムは、新たな観光コンテンツとして大きな可能性を秘めている。
- 以上から、トリエンナーレの開催、イベント等の準備段階も含めた文化芸術都市を目指した本市の取組に対し、2020年に向けた我が国の文化力の基盤強化のため、「地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ事業」等の各種補助

制度を拡充するなど、積極的な支援を行うことを要望するものである。

## 【参考】

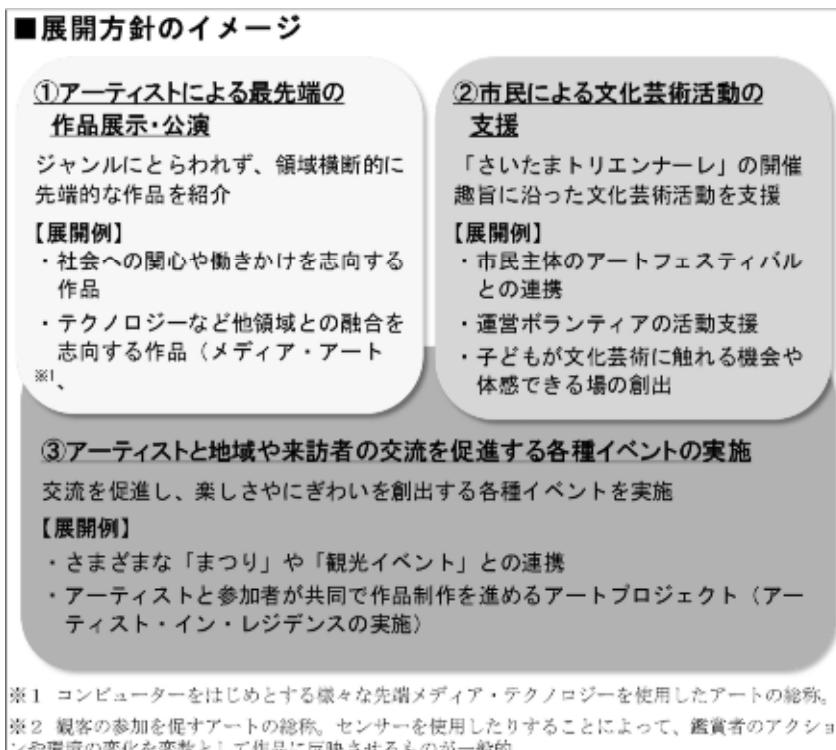
### ○ (仮称)さいたまトリエンナーレ開催目的

- ・ 文化と人、まちを融合させることで活力ある都市の実現を図ることを目的とする。



### ○ (仮称)さいたまトリエンナーレ展開方針

- ・ アーティストによる作品展示だけでなく、市民による活動との連携、アーティスト等と地域との交流など、さいたま方式の「トリエンナーレ」を開催する。



[担当：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課長

大西 起由 TEL 048-829-1226]

# 義務教育費国庫負担制度の見直し及び県費負担教職員制度の権限移譲に伴う財政措置

[文部科学省、総務省]

## 【提案・要望事項】

- 1 義務教育費国庫負担制度については、地方分権を一層推進するために廃止すること。ただし、義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、適切に財政措置を講ずること
- 2 県費負担教職員の給与等の支給に係る権限移譲に対する地方財政措置の検討に当たっては、移譲に伴う県費負担教職員（県独自の基準により配置している教職員を含む。）の給与、退職手当等の所要額について、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な財政措置を講ずること  
また、移譲に当たっては、準備のための十分な移行期間を設けるとともに、その際発生する経費についても財政措置を講ずること

## 【背景・理由】

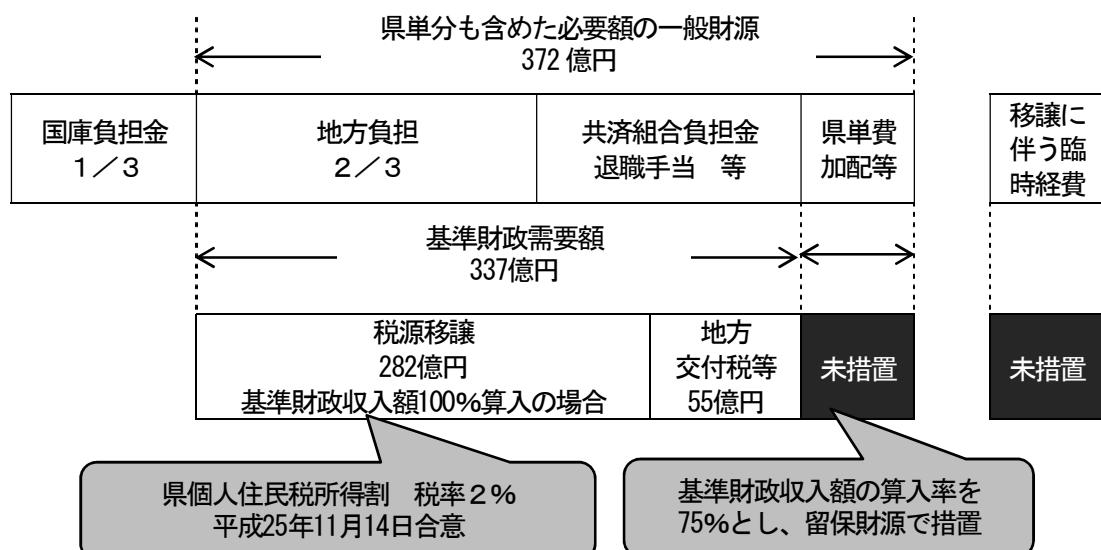
- 1 義務教育費国庫負担制度の見直しについて
  - ・ 本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
  - ・ 近年の教育現場では、様々な諸問題を抱えており、その問題解決に当たっては、それぞれの教育ニーズに合わせた教職員人事配置などが求められている。
  - ・ 地域の諸問題については、地域が主体となり自らの責任で解決できるよう、地方分権をより一層推進するため、義務教育費国庫負担制度の廃止を要望するものである。
  - ・ また、制度の廃止に当たっては、教育の機会均等と教育水準の確保を図るという義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないよう、所要額全額について、適切に財政措置を講ずるよう要望するものである。

## 2 県費負担教職員制度の権限移譲に伴う財政措置について

- ・ 県費負担教職員の給与負担事務の指定都市への移譲については、平成25年11月14日に、個人住民税所得割2パーセントの税源移譲による財政措置が合意され、財源不足については地方交付税等で措置されることになった。
- ・ しかし、地方交付税等の措置が適切に行われなければ、県が提供している教育行政の水準を維持する上で必要となる財源が確保できず、本市の財政運営に支障が生じる。
- ・ 以上から、移譲される税源の基準財政収入額の算入率を、地方交付税の原則や県の算入状況を踏まえて75パーセントとし、地方に新たな負担が生じないよう県単独加配などの超過負担も含めた必要額が適切に財政措置されることを要望するものである。
- ・ また、移譲に伴い、条例等の整備、システムの構築・移管等、事務執行体制の整備が必要となることから、準備のための十分な移行期間を設けるとともに、その際発生する経費についても国において財政措置を講ずるよう要望するものである。

### 【参考】

#### ○ 県費負担教職員給与負担に係る事務移譲に伴う財政措置



- ・ 地方交付税制度では、税収見込みの25パーセント分は基準財政収入額に算入しない。
- ・ 地方交付税の算定上捕捉されないこの留保財源は、地方自治体の独自の財政需要に充てられる財源であり、税源移譲分の基準財政収入額への算入率も、他の税収と同様に75パーセントとするべきである。

[担当：教育委員会事務局学校教育部教職員課長 鎌木 隆 TEL 048-829-1653]

[担当：財政局財政部財政課長 原 修 TEL 048-829-1150]

# 義務教育施設等の整備・改修の促進

〔文部科学省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び増改築等を行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 夏休み等、工事を予定している時期に円滑に実施できるよう、速やかに認定、内示等の措置をすること
- 3 学校施設における非構造部材の耐震化事業に係る補助要件を緩和すること

## 【背景・理由】

- 1 義務教育施設等の大規模改造及び増改築等における必要な予算の確保
  - ・ 本市においては、小中学校における全保有棟数校舎・体育館650棟のうち、昭和49年以前に建築され、築40年以上経過した校舎・屋内体育館が220棟(33.8%)を占めており、これら老朽化した学校施設の改修等の需要が増大している。  
・ また、本市では現在3年計画で太陽光発電設備の導入を進めており、環境への配慮のみならず、災害時の電力確保及び環境教育への使用を想定している。
  - ・ しかし、学校施設の大規模改造、増改築及び太陽光発電設備導入等の整備については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。
  - ・ 平成26年度の国の予算においては、当初予算及び平成25年度第1次補正予算分を合わせた予算総額において、各地方公共団体が計画する事業量に必要な予算が確保されていない。
  - ・ 以上から、計画的に事業が実施できるよう、国においては、地方公共団体が計画している事業量、事業内容に見合う予算を確保することを要望するものである。
- 2 速やかな認定、内示等の措置について
  - ・ 学校教育施設に係る工事の多くは、学校運営に支障を来さないためにも夏休み期間を利用しなければ実施が困難であり、認定、内示等が遅くなると、契約や起工が遅れ、工事の円滑な実施に支障を来すこととなる。
  - ・ 夏休み期間の工事を円滑に進めるためには、市の事務処理上、5月中には認

定、内示等が出ていることが望ましい。

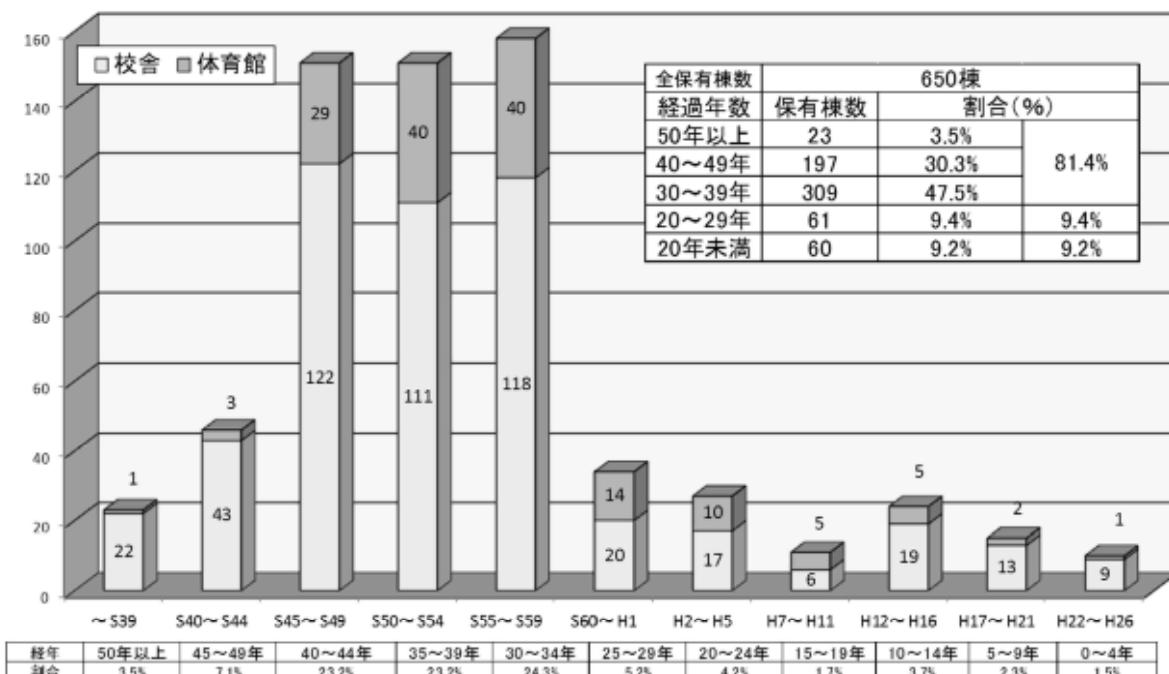
- 平成26年度は非常に早期の認定、内示等が出ているが、今後も引き続き速やかな認定、内示等の措置をとることを要望するものである。

### 3 非構造部材の耐震化に係る補助要件の緩和

- 本市では、非構造部材の耐震化事業とそれ以外の大規模改造事業（トイレ改修、障害児等対策）を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所とともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。
- しかし、構造物の耐震補強と同時に大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の耐震化事業と同時に大規模改造事業については、それぞれ算定されることから、大規模改造事業費の下限額400万円を下回り、国庫補助の対象とならない学校施設が多く出てしまっているのが現状である。
- 学校数が多い本市では、市単独でこれらの事業を実施するのは困難であり、国庫補助の対象となるよう補助制度が拡充されることが必要である。
- 以上から、構造物の耐震補強と同様に、非構造部材の耐震化事業についても、同時に大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定する等、補助要件の緩和を要望するものである。

## 【参考】

さいたま市立小中学校建物経過年数別棟数(平成26年4月1日現在)



[担当：教育委員会事務局管理部学校施設課長 大塚 浩昭 TEL 048-829-1632]

# 少人数学級の推進

[文部科学省]

## 【提案・要望事項】

**学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、確実に実施すること**

## 【背景・理由】

- 本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- また、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。
- 国は平成26年度予算の概算要求において、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略（平成26年度～平成32年度）として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っていない状況である。
- 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、**教職員定数の改善が不可欠**である。
- 以上から、国が示した少人数教育の推進を含む教職員定数の改善について、**学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、確実に実施することを要望するものである。**

## 【参考】

### ○ さいたま市の1学級の児童生徒数別学級数

(平成25年4月6日現在 通常学級のみ)

1 小学校 合計 2,024 学級								標準
1学級の児童数	～34人	35人	36人	37人	38人	39人	40人	
学級数	1385	166	110	122	132	62	47	
割合	68.4%	8.2%	5.4%	6.0%	6.5%	3.1%	2.3%	

2 中学校 合計 874 学級								標準
1学級の生徒数	～34人	35人	36人	37人	38人	39人	40人	
学級数	187	126	101	147	95	145	73	
割合	21.4%	14.4%	11.6%	16.8%	10.9%	16.6%	8.4%	

\* 小数点以下を四捨五入しているため、100%にはならない。

\* 小学校1、2年生は35人学級を実施。

# いじめ問題等に対する総合的な取組の推進

〔文部科学省〕

## 【提案・要望事項】

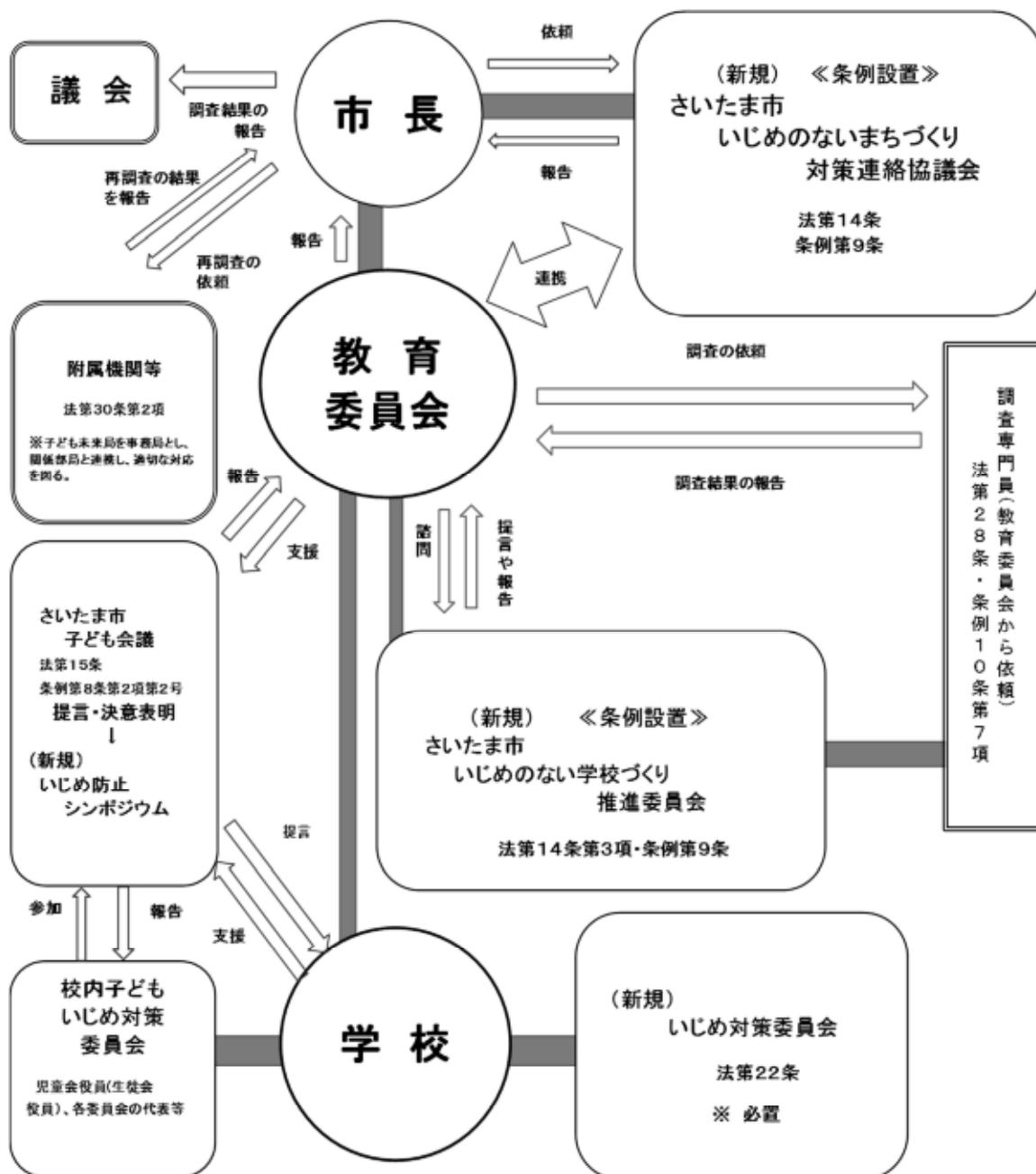
- 1 いじめ防止対策推進法の施行に伴い市が実施する事務等に必要な経費については、国の責任で財政措置を講ずること
- 2 いじめの防止等に係る専門的知識を有する者の更なる配置拡充のため、国において確実な財政措置を講ずること

## 【背景・理由】

- 1 いじめの防止等の取組の充実に係る財政措置について
  - ・ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、本市では全国に先駆けて、条例によるいじめ防止基本方針の策定準備を進めているところである。
  - ・ それにより、会議や調査等を行う複数の組織の新規設置、子どもを主体とした会議の開催、いじめ防止シンポジウムの開催、いじめ相談窓口の充実等、市を挙げていじめ防止等のための取組を強化していく必要がある。
  - ・ しかし、これらの経費をすべて市で賄うことは大変厳しい状況であるため、国において財政措置を講ずることを要望するものである。
- 2 専門的知識を有する者の配置について
  - ・ 本市では、スクールカウンセラー、スクールカウンセラースーパーバイザーの積極的な活用について取り組んでいるが、子どもたちを巡る様々な課題や問題は多様化しているため、さらに多くの専門家を配置し、対応していく必要がある。
  - ・ また、平成25年度から、警察OB 2名と教員OB 5名を、それぞれ学校生活指導員及び個別サポート指導員として教育委員会内に配置しており、必要に応じて学校に派遣し、問題の解消に効果をあげているが、配置が十分とは言えない。
  - ・ すべての小・中学校の要望に応じるには、これらの専門的知識を有する者の配置拡充を行う必要があるが、現状でも国の補助が満額確保されておらず、市の超過負担が生じている状況である。
  - ・ 以上から、いじめの防止等に係る専門的知識を有する者の更なる配置拡充を行えるよう、国において確実な財政措置を講ずるよう要望するものである。

## 【参考】

- さいたま市いじめ防止対策推進条例（案）に基づく組織



[担当：教育委員会事務局学校教育部指導2課長 松井 聰 TEL 048-829-1663]



---

---

## **4. 環境未来都市の実現**

---

---

## 重点

# スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（1）

～スマートシティの国際モデルの構築の取組推進～

[内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁]

## 【提案・要望事項】

- 1 規制改革実施計画を着実に推進するとともに、地方・民間の声を十分に取り入れて大胆な規制改革を進めること
- 2 スマートシティの国際モデルの構築に向けたパッケージ型の補助事業を創設すること

## 【背景・理由】

### 1 規制改革実施計画の着実な推進と大胆な規制改革

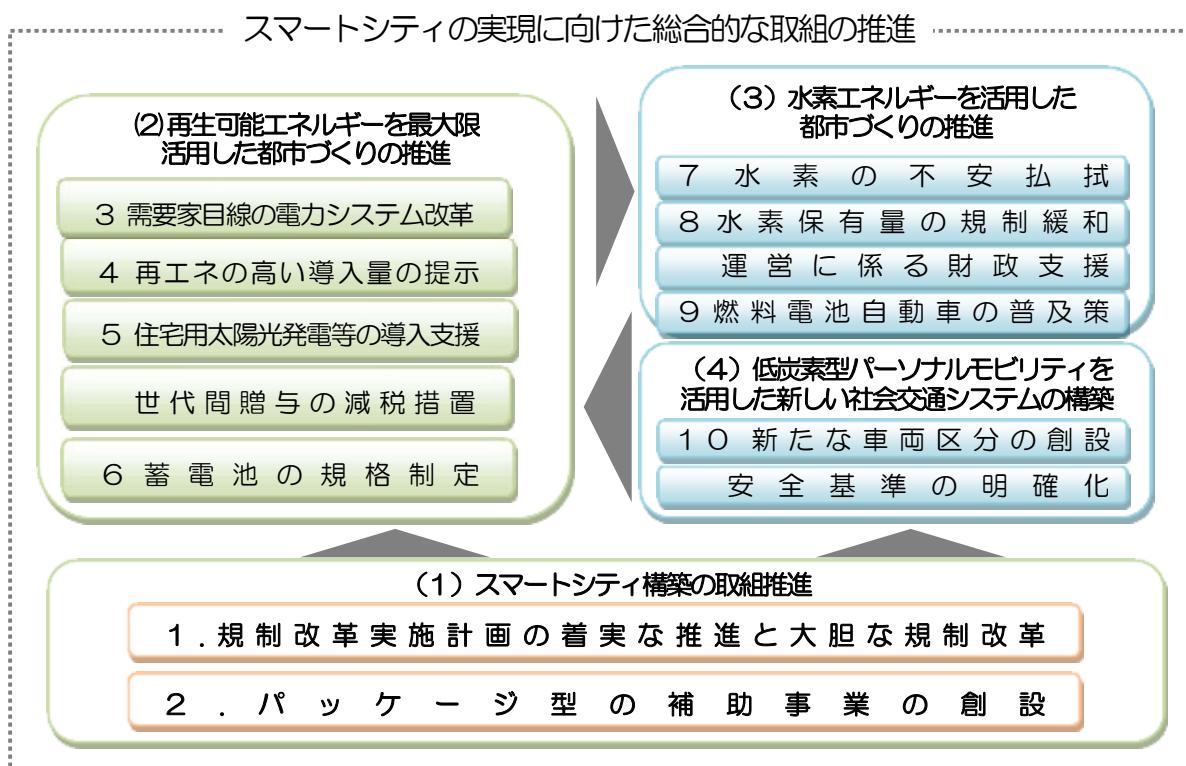
- ・ 本市は、未来を担う子供たちへ持続可能で活力のあるまち、スマートシティとして繋いでいくため、低炭素で持続可能なまちづくり、温室効果ガスの排出削減、国際競争力の強化など、様々な施策に全力で取り組んでいる。
- ・ 本市のこのような取組が評価され、平成23年12月には、国から「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の地域指定を受けている。本市としては、特区制度による規制緩和等に大いに期待していたところではあるが、結果として規制緩和には繋がっておらず、本市が進めるスマートシティの構築に向けた課題の解決には至っていない状況にある。
- ・ そのような中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、本市東部の浦和美園地域にある「埼玉スタジアム2002」を舞台に、サッカー競技が開催される予定となっているため、大会開催に合わせ、「世界に通じるスマートシティ・モデル」を海外へアピールすることが我が国にとっても絶好のチャンスといえる。
- ・ また、エネルギー・環境の分野は、今後、世界的な人口増加と発展途上国の経済成長などにより、エネルギー消費量がますます増加し、世界規模でエネルギーの需給関係がひっ迫し、世界的な課題になるとされている。
- ・ そこで、我が国発の完成度の高いスマートシティの国際モデルを構築することができれば、インフラをパッケージとして海外展開していく、強力な国際競争力を確立することが可能となる。
- ・ 以上から、国が、我が国の成長戦略を現実のものとするためにも、省庁間の壁を取り払い、効率的かつ集中的にスピード感をもって、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）を着実に、速やかに実行していくことを要望するものである。

- また、今後、スマートシティに係る技術が技術実証から社会への実装へ進む段階においては、想定外の課題が出てくることが考えられることから、国が、常に民間や地方の声を取り入れる仕組みを構築し、必要な時期に必要な規制緩和の実施を可能にするといった大胆な規制改革システムの構築を要望するものである。

## 2 国際モデル構築に向けたパッケージ型の補助事業

- 国、地方、民間が一体となってスマートシティの国際モデルを構築するには、これまで各省庁が独自で取り組んできた技術実証を社会実装に向けて、一元的に集約して進める必要がある。
- また、スマートシティの実現に向けた取組に対し、国が時宜を得た積極的な支援を行うことで、民間の投資の促進が期待できる。
- 以上から、スマートシティの国際モデルの構築を国家プロジェクトに位置付け、省庁を超える様々な分野の事業を集中的に支援するパッケージ型の補助事業を創設し、国が積極的に支援することを強く要望するものである。

## 【参考】



[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 高橋 伸一郎 TEL 048-829-1455]

## 重点

# スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（2）

～再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりの推進～

[内閣官房・経済産業省・環境省]

## 【提案・要望事項】

- 3 需要家目線に立った電力システム改革を推進すること
- 4 再生可能エネルギーの高い導入量を早期に提示すること
- 5 住宅用太陽光発電等の導入促進に向けた支援策を実施すること
- 6 定置型（大型）蓄電池の安全性規格・認証制度を早期に制定すること

## 【背景・理由】

### 3 需要家目線に立った電力システム改革の推進

- ・ 国の電力システム改革第2弾として、平成28年から電力小売全面自由化が実施される予定となっているが、この電力システム改革は、エネルギー産業の構造変革やエネルギー市場の活性化を促す一方で、最も影響を受けるのは需要家たる市民の生活であり、制度設計の検討においては、需要家目線の議論がなされることが重要である。
- ・ 以上から、国が、電力システム改革の制度設計について、電力事業者だけではなく、多様な関係者参画のもとに、市民などの需要家の負担軽減策や意見に柔軟に対応できる仕組みづくり、電力供給者を選定する際の手続等の簡素化等、市民などの需要家の視点を十分に取り入れた制度設計を行うことを要望するものである。

### 4 再生可能エネルギーの高い導入量の早期提示

- ・ 第四次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの具体的な導入目標が示されていない。しかし、再生可能エネルギーの導入を最大限加速するには、高い導入目標を早期に提示することで実効性を担保するとともに、地方のエネルギー政策に反映させていく必要がある。
- ・ 以上から、国が、再生可能エネルギーの中長期かつ定量的な導入目標を早急に示すことを要望するものである。

### 5 住宅用太陽光発電等の導入促進に向けた支援策の実施

- ・ エネルギー基本計画において、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは、安定供給面、コスト面で様々課題が存在するが、重要な低炭素の国産エネルギー源として積極的に推進していくものと位置づけている。

- 特に、太陽光発電をはじめとした、太陽エネルギーの活用については、エネルギー源が太陽であることから、設置する地域の制約が少なく、住宅の屋根部など小規模でも導入が可能で、本市においても積極的に導入促進を図っており、全市立学校への太陽光発電設備の導入に取り組んでいる他、今年度も市民に対して、**住宅用太陽光発電を含む様々な再エネ・省エネ機器の補助事業を実施しているところである。**
- しかし、国では、所期の目的を達成したとして、**住宅用太陽光発電に対する補助事業を昨年度をもって終了した**ところであるが、消費税の増税や今後の売電価格の低下により、住宅用太陽光発電の導入が減退することが懸念される。
- 以上から、国は太陽光発電設備をはじめとした様々な再生可能エネルギーを活用していくことが低炭素社会の実現につながることを踏まえ、**住宅用太陽光発電に対する国庫補助事業の復活といった財政措置や、世代間の設備資金の贈与に対する減税措置といった施策による支援を行うことを要望するものである。**

## 6 定置型（大型）蓄電池の安全性規格・認証制度を早期に制定すること

- 本市では、再生可能エネルギーの普及促進に向けて、**メガソーラの整備を積極的に進めているほか、スマートホーム・コミュニティの整備などエネルギーの地産地消モデルの構築についても検討を進めている。**
- メガソーラなどの再生可能エネルギーは気候条件等により発電出力が左右されるため、不安定電源の系統連系は、系統の周波数や電圧の変動など、品質が低下する恐れがある。また、地産地消においても、大型蓄電池を活用して再生可能エネルギーの弱点である不安定さを補う必要がある。
- しかし、現状、技術基準や認証制度が未整備であることから、蓄電池からの逆潮流を電力会社が認めないと、大型蓄電池の普及の妨げとなっている。
- 以上から、**国が、大型蓄電池の活用による再生可能エネルギーの安定化、活用の促進に向け、大型蓄電池の導入促進に必要な技術基準や認証制度の整備などの仕組みづくりをすることを要望するものである。**

## 【参考】

### ○エネルギー政策の変遷

項目	時期	主要方針
エネルギー政策基本法成立	2002年6月	
第1次エネルギー基本計画閣議決定	2003年10月	原子力発電を基幹電源として推進
第2次エネルギー基本計画閣議決定	2007年3月	原子力立国を実現
第3次エネルギー基本計画閣議決定	2010年6月	自主エネルギー比率(原子力と再エネ)を70%に向上
第4次エネルギー基本計画閣議決定	2014年4月	2020年までを「集中改革実施期間」に位置づけ

[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 高橋 伸一郎 TEL 048-829-1455]

[担当：環境局環境共生部地球温暖化対策課長 土屋 昇 TEL 048-829-1321]

## 重点

# スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（3）

～水素エネルギーを活用した都市づくりの推進～

[内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省]

## 【提案・要望事項】

- 7 国民の水素に対する不安感を払拭し、社会的受容性を高める普及啓発を強化すること
- 8 水素ステーション整備の促進に向けて、水素保有量などの規制緩和を実行すること。また、燃料電池自動車の普及初期段階における運営に係る財政支援を講ずること
- 9 燃料電池自動車の普及策を早期に講ずること

## 【背景・理由】

### 7 水素に関する普及啓発の強化

- ・ 将来的に化石燃料が枯渇する危険性や、近年の地球温暖化等のエネルギーを巡る問題が深刻化する中で、製造方法が多様であり、利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーは、次世代エネルギーの一つと位置付け、早期に活用することが必要である。
- ・ 国も「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、平成27年の燃料電池自動車（以下「F C V」）の市場投入に向けて4大都市圏を中心には100か所のステーションを整備し、F C Vの世界最速の普及を目標に掲げるなど、国家的プロジェクトとして進めている。
- ・ また、民間企業においても、平成23年1月に国内の自動車会社とエネルギー事業者13社が、①F C Vを平成27年に投入すること、②4大都市圏を中心に水素ステーションを整備すること、について共同声明を発表するなど、平成27年の市場投入に向けて官民共同で水素社会の実現に取り組んでいるといえる。
- ・ しかし、国民感情として、未だに福島第一原発事故に起因する水素への不安感は払拭できておらず、水素社会を実現するには、水素ステーションの整備等に対する国民の理解が必要となる。
- ・ 以上から、国が、水素の化学的・物理的特性や安全対策に係る技術等に関する正確な情報を提供するなど、安全性と信頼性についての普及啓発を積極的に行うことを要望するものである。

### 8 水素ステーション整備の促進に向けた水素保有量などの規制緩和等

- ・ 水素の活用は、国家的プロジェクトとして進めているが、水素保有量の規制

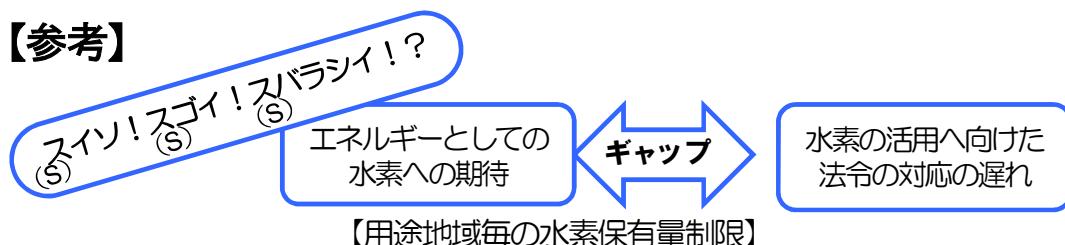
により市街地で必要な水素量が保有できることや圧力容器の設計基準、使用可能鋼材の制約等により、諸外国に比べて整備費用が割高となっていることなどから、水素ステーションの整備が進んでいない。

- 以上から、安全性の確保を前提として、**市街地における水素保有量の緩和**や、欧米の規制を参考にしつつ、**圧力容器の設計基準、使用可能鋼材の制約等の見直しを早急に進めることを要望するものである。**
- また、FCVの普及初期における**水素ステーションの運営費に対しても財政支援を講ずることを要望するものである。**

## 9 燃料電池自動車の早期の普及策

- 平成27年のFCVの市場投入に当たっては、FCV自体の性能や安全性等の向上、低コスト化等に加えて、必須のインフラである水素ステーションを適時適切に整備していくことが必要であるが、販売当初は高額と見込まれる車両に対する補助制度を創設する必要がある。
- また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に、日本の水素社会をアピールするためにも、車両補助に加えて、FCVを利用するとの社会的意義を広く国民に周知することも必要である。
- 以上から、車両の購入等に対する補助制度の創設に併せて、社会的意義の周知など、FCVを普及させる施策を総合的に進めて行くことを要望するものである。

### 【参考】



用途地域	設置	上　限
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域	×	—
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域 第二種住居地域、準住居地域	○	350Nm <sup>3</sup> (約6台分)
近隣商業地域、商業地域	○	700Nm <sup>3</sup> (約12台分)
準工業地域		3,500Nm <sup>3</sup> (約62台分)
工業地域、工業専用地域		無制限

(例) 市街地は建築基準法により保有量制限があり、普及初期に必要と言われている保有量(約7,000Nm<sup>3</sup>)が確保出来ない。

[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 高橋 伸一郎 TEL 048-829-1455]

## 重点

# スマートシティの実現に向けた総合的な取組の推進（4）

～低炭素型パーソナルモビリティを活用した新しい社会交通システムの構築～

[内閣官房・国土交通省・警察庁]

## 【提案・要望事項】

### 10 低炭素型パーソナルモビリティを社会へ実装させるため 新たな車両区分の創設、安全基準の明確化等の法整備を行 うこと

## 【背景・理由】

### 10 新たな車両区分の創設、安全基準の明確化等の法整備

- ・ スマートシティの実現には、エネルギーの分野だけではなく、交通システムについても低炭素で、かつ、人々がより快適に利用できる移動のシステムを構築することが必要である。
- ・ 本市では、平成25年度から国土交通省が進めている超小型モビリティ導入促進事業の認定を受け、国内初となる「新たなモビリティの開発 × まちづくりの連携」をコンセプトとして社会実証を行っている。
- ・ また、誰もが安心して、安全に利用できる移動手段であるフル電動自転車の安全性や利便性を検証し、さらにはインフラ整備の必要性を検証するなど、産学官連携によりハード面の活用の可能性についても社会実証を進めている。
- ・ このような超小型モビリティやフル電動自転車といった「低炭素型パーソナルモビリティ」を複層的に活用することで「誰もが手軽に・いつでも便利に」利用できる低炭素な交通システムを、新たな社会システムとして構築することが可能となる。
- ・ しかし、現行法上、超小型モビリティやフル電動自転車といった低炭素型パーソナルモビリティは、車両区分や、安全基準の明確化がされていない。
- ・ 以上から、国は実証事業で終わることなく低炭素型パーソナルモビリティを社会へ実装させるため、新たな車両区分の創設や安全基準の明確化などの法整備を早急に行うことを要望する。

## 【参考】

- 平成25年6月28日、超小型モビリティ導入促進事業認定（国土交通省）  
さいたま市、株式会社本田技術研究所、本田技研工業株式会社の3者で、「さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会」を設置し、3か年による社会実証を進めている。

**さいたま市  
超小型モビリティ導入促進事業概要**

**E-KIZUNA Project**  
**HONDA**  
The Power of Dreams

**目的**  
交通の低炭素化、高齢者・子育て世代の移動支援のため、新しい交通システムとしての超小型モビリティの活用方法等を、社会実験を通じて検証する。

**推進体制**  
さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会  
・株式会社本田技術研究所  
・本田技研工業株式会社  
・さいたま市

**使用する超小型モビリティ**  
MC-β (エムシー・ベータ)  
主要諸元

乗車定員	2名
最高速度	70km/h以上
航続走行距離	80km程度
バッテリー	リチウムイオンバッテリー
モーター出力	定格8kW / 最大11kW
全長/全幅/全高	2,495/1,280/1,545(mm)

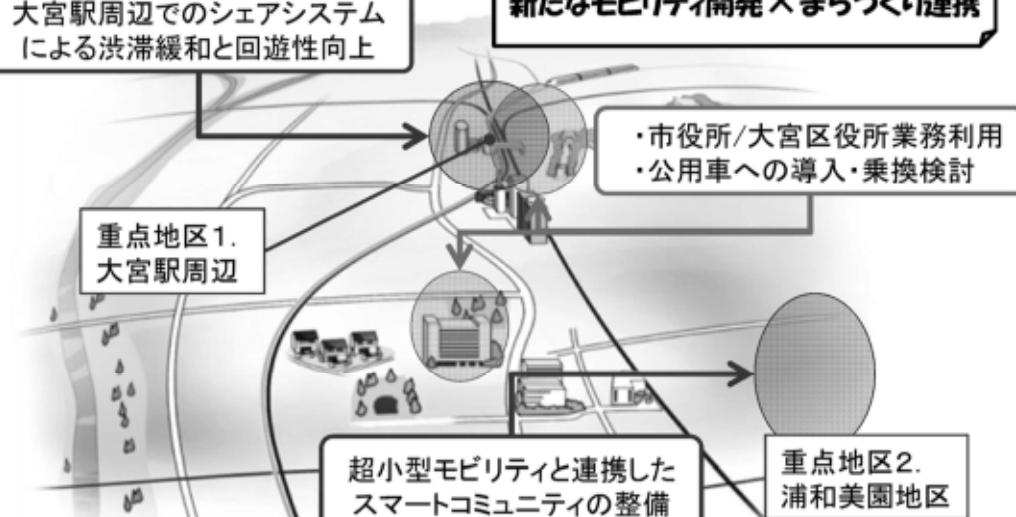
**国土交通省(自動車局環境政策課)  
超小型モビリティ導入促進事業**

○先導的な取組を行う地域の計画を認定。  
○超小型モビリティを軽自動車として認定。  
○調査費・車両導入費等の1/2を国が補助。

**【スケジュール】**  
平成25年度  
6月28日 事業計画認定  
1月以降 市内で実験的に走行  
平成26  
～27年度 大宮・浦和美園で社会実験

**社会実験実施地域と実施内容**

大宮駅周辺でのシェアシステムによる渋滞緩和と回遊性向上  
重点地区1. 大宮駅周辺  
超小型モビリティと連携したスマートコミュニティの整備  
重点地区2. 浦和美園地区  
新たなモビリティ開発×まちづくり連携  
・市役所/大宮区役所業務利用  
・公用車への導入・乗換検討



[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 高橋 伸一郎 TEL 048-829-1455]

[担当：経済局経済部産業展開推進課長 染井 洋二 TEL 048-829-1371]

# 緑地を保全する制度の拡充

[財務省・国土交通省]

## 【提案・要望事項】

- 1 緑地を保全するため、相続税の納税猶予制度の創設や評価減の拡充など、税負担の軽減措置を拡充すること
- 2 緑地の保全に必要な財源を確保するとともに、緊急に用地を取得することを可能とするよう制度を拡充すること
- 3 市民の身近にある、首都圏の貴重な緑地を保全するため、近郊緑地保全制度を堅持すること

## 【背景・理由】

### 1 税負担の軽減措置の拡充

- ・ 本市では、身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施するなど、地球環境への負荷の軽減及び低炭素型都市づくりを進め、環境先進都市を目指している。
- ・ 本市では、土地所有者の相続に伴い、高額な相続税の納付等のため、緑地を売却しなくてはならない状況が多々発生しており、緑地減少の大きな要因の一つとなっている。
- ・ そこで、緑地の持つ公益的機能確保の観点から、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」などの緑地について、相続税の納税猶予制度の創設や評価減の拡充により、地権者が緑地を持ち続けられるよう、税負担の軽減措置を拡充することを要望するものである。

### 2 財源の確保

- ・ 首都圏近郊の緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地の用地取得、整備を行うために必要な財源の確保を要望するものである。
- ・ また、相続により、緊急に保全が必要となる緑地の用地取得については、都市計画決定を経て補助申請を行う時間的な猶予がないことから、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度の拡充を要望するものである。

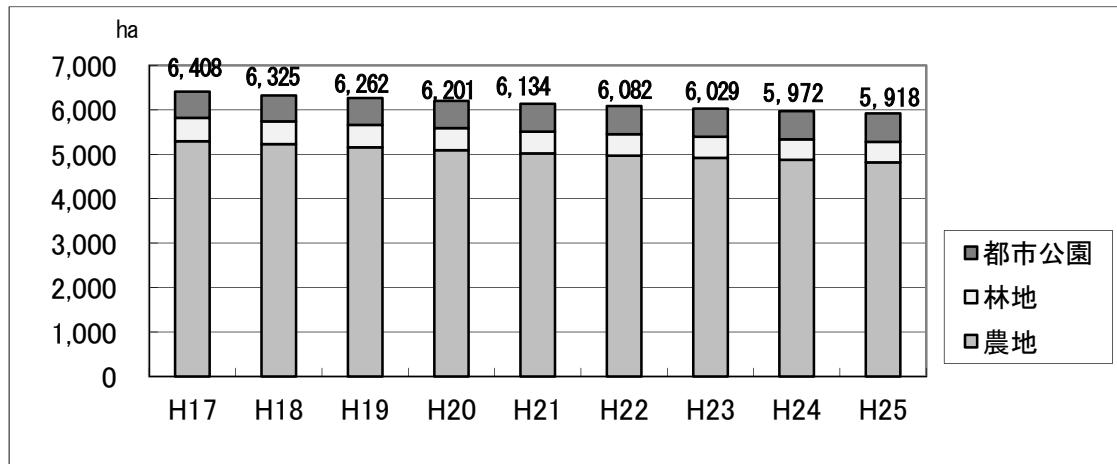
### 3 近郊緑地保全制度の堅持

- ・ 市内を流れる荒川は、広大な河川空間であるとともに、首都圏における重要な緑地として「近郊緑地保全区域」に指定され、当市を代表する広域的な緑地となっている。

- そこで、これまでの近郊緑地保全区域の指定による取組などを踏まえ、引き続き、法に基づく広域的な緑地の保全を積極的に推進するため、**首都圏の近郊緑地保全制度を堅持することを要望するものである。**

## 【参考】

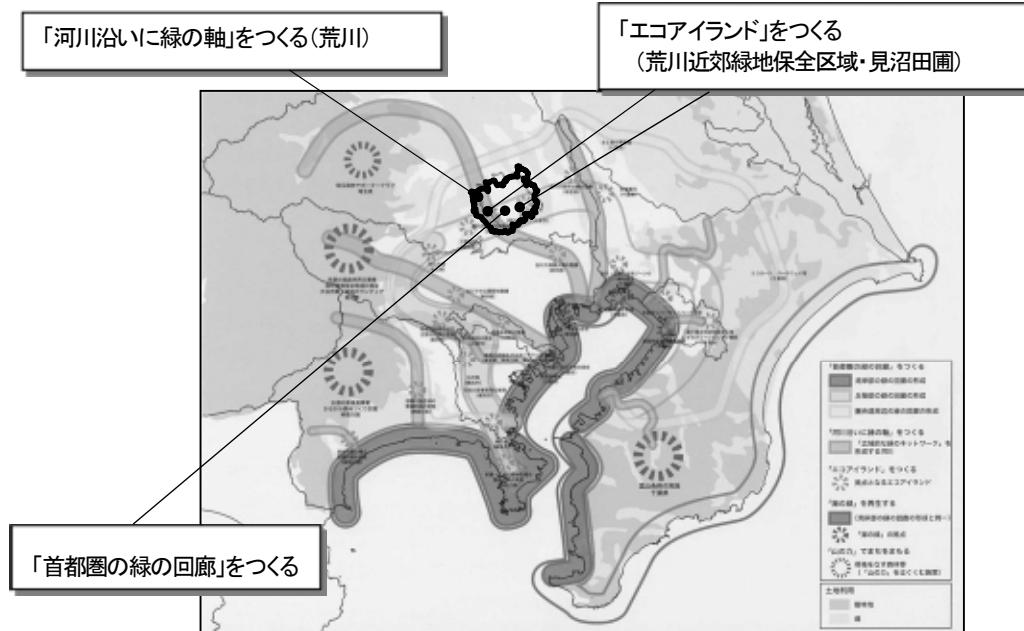
### ○ 緑地の推移      ※面積は、固定資産概要調書調べ



- 都市公園の整備を推進し着実に面積が増加しているが、緑地全体としては毎年約60ヘクタールの緑地が失われている。

### ○近郊緑地保全制度の堅持

#### ・広域的な緑のネットワークの将来像



(出典:「八都県市 緑の『知る・見る・歩く』マップ～首都圏の緑のネットワークの形成を目指して～」

平成16年11月八都県市首脳会議 環境問題対策委員会 緑化政策専門部会(一部加筆)

[担当 : 都市局都市計画部みどり推進課長 金子 正史 TEL 048-829-1414]

# 見沼田圃の保全と活用に向けた支援

[国土交通省・農林水産省]

## 【提案・要望事項】

**現行の特別緑地保全地区制度や首都圏近郊緑地保全制度の適用条件を緩和し、また、農地の治水、景観、環境を始めとした多面的機能を維持するための新たな制度を創設すること**

## 【背景・理由】

- 本市の中央部に広がる見沼田圃は、約1,260ヘクタールと市域の約5パーセントを占め、農地、斜面林、河川等が一体となって醸し出す良好な田園風景を残した首都圏に数少ない大規模緑地空間であり、水とみどりのネットワークを形成している。
- また、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」において保全すべき自然環境地域として選定されるなど、首都圏においても重要な緑地空間となっている。
- 一方、見沼田圃の大半を占める農地の荒地化が進行し、平成25年度現在で平成9年よりも約3ヘクタール増加して78.0ヘクタールとなり、緑地機能、治水機能や田園景観が失われてきている。
- こうした状況の中、本市では、平成22年度に「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、魅力ある田園空間としての再生、地域の活性化につなげるための方針を定めたところであるが、農地の多面的機能を保全する策の実現が喫緊の課題となっている。
- そこで、緑地・治水・景観等の多面的な機能を有するとともに、地球温暖化・ヒートアイランド抑制や災害リスクの低減といった機能を併せ持つ農地について、農家に対する行為制限による保全のみならず、土地利用の誘導と公有地化などにより担保性のある緑地として維持・再生・創出を可能にしていく必要がある。
- また、農村地域では後継者が不足しており、農業を継続していくような国の支援が必要である。
- 以上から、現行の特別緑地保全地区制度や首都圏近郊緑地保全制度の適用条件を緩和し、かつ、農地の治水、景観、環境を始めとした多面的機能を維持するための新たな制度を創設するなど、見沼田圃の保全と活用に向けた支援を要望するものである。

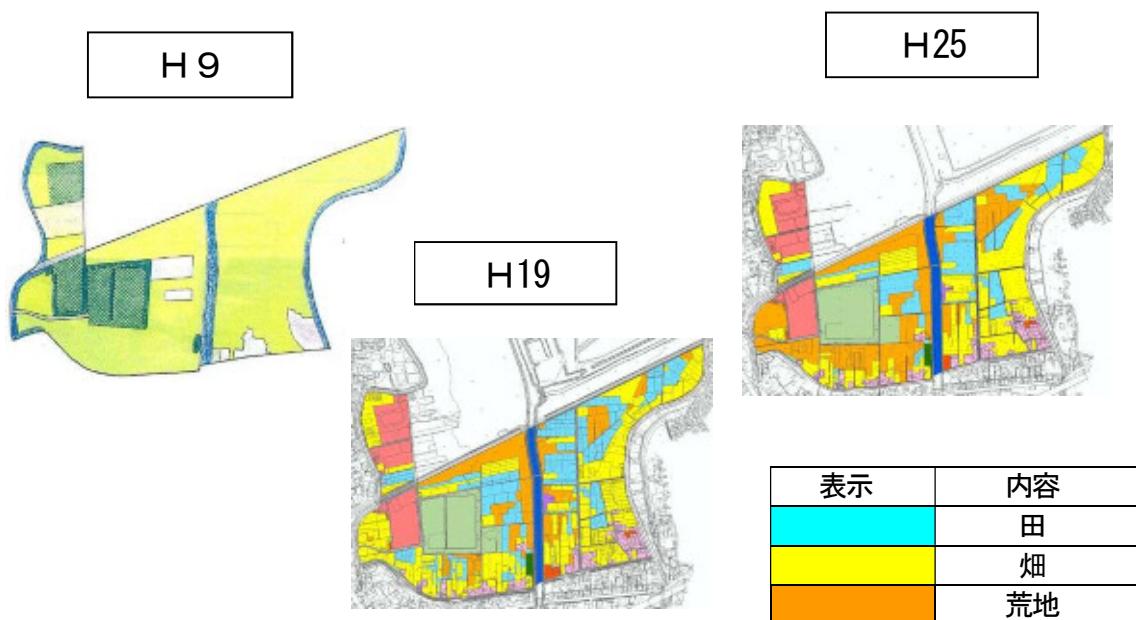
## 【参考】

### ○ 見沼田圃の現状

[大間木東地区]

水田と畑が混在する土地利用となっている。見沼代用水西縁沿いを中心に散策コースが設定され、桜並木が整備されている地区であるが、荒地（耕作放棄地）が広がっている。

平成9年の荒地面積は1.7ヘクタールしかなかったが、平成19年には6.93ヘクタール、平成25年には11.46ヘクタールと区域面積55.73ヘクタールのうち、20.6パーセントを占めるまでとなっている。



土地利用	H9		H19		H25	
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
田	1.20	2.15	10.31	18.50	8.01	14.37
畑	37.90	67.91	17.61	31.60	15.39	27.61
荒地(耕作放棄地等)	1.70	3.05	6.93	12.44	11.46	20.56
その他	15.00	26.89	20.88	37.46	20.87	37.46

# 廃棄物処理施設の整備促進

[環境省]

## 【提案・要望事項】

- 1 長寿命化につながる基幹的設備改良が広く交付対象となるよう、循環型社会形成推進交付金制度を拡充すること
- 2 跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない旧廃棄物焼却施設の解体工事を循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること

## 【背景・理由】

### 1 長寿命化対策としての施設整備に関する補助の拡充

- ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金については、施設の稼働に伴うCO<sub>2</sub>排出量が3パーセント以上削減される場合の交付率が3分の1、20%以上削減される場合の交付率が2分の1とされている。
- ・ しかし、交付金の交付対象は「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じている。
- ・ 以上から、廃棄物処理施設の長寿命化を促進するため、原則として設備の耐用年数等を基準とすることで、長寿命化につながる基幹的設備改良が広く交付対象となるよう、循環型社会形成推進交付金制度の拡充を要望するものである。

### 2 旧廃棄物処理施設解体工事への補助の拡充

- ・ 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために、廃棄物処理施設を計画的に統廃合することにしている。統廃合に際しては、高効率ごみ発電設備を有する新規施設を稼働させ、旧廃棄物処理施設を廃止することで、循環型社会の形成を促進していく予定である。
- ・ しかし、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、循環型社会形成推進交付金の対象外となっている。
- ・ 特に、焼却施設の解体において、施設の機器内はもとより、敷地内の土壤からもダイオキシン類の汚染状態が発覚するなど、汚染土壤対策工事を行う事例が増えており、ダイオキシン対策を講じながら行う解体工事にかかる費用は多額であり、自治体の財政負担は大変大きいものとなる。

- 以上から、廃棄物処理施設の統廃合などにより解体後の跡地への廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事を当該交付金の交付対象とするよう要望するものである。

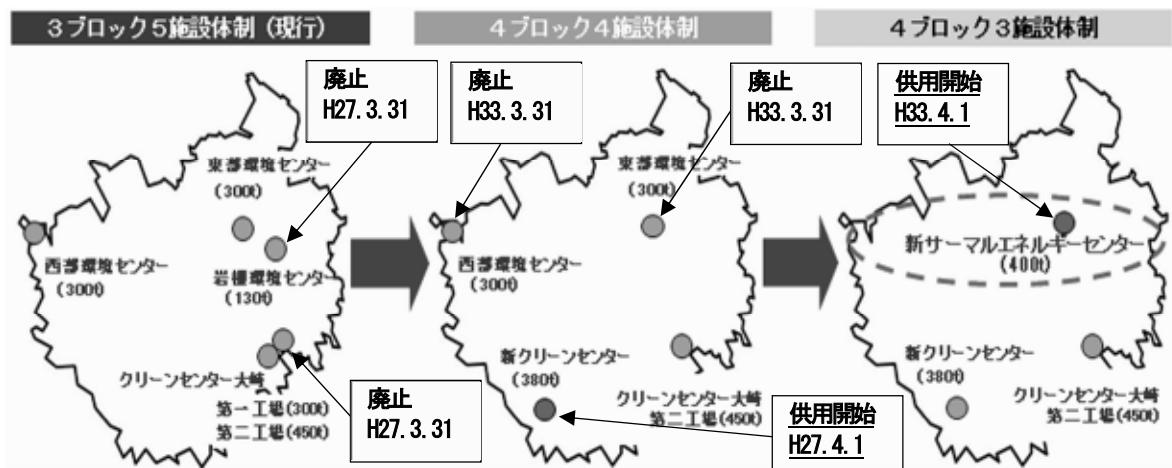
## 【参考】

### ○ 交付金の対象外となっている長寿命化対策に係る主な設備改良等の対策例

設備区分		設備改良等の対策例
機械設備	受入設備	計量装置、ごみピット、クレーンバケットなどの省エネルギー化につながらない補修・改修
	燃焼(溶融)設備	助燃装置や同材質の耐火レンガ、ストーカへの交換など熱回収量の増強等につながらない補修・改修
	熱回収(非ガス冷却)設備	ボイラ等熱回収設備の単純更新など熱回収量の増強等につながらない改修
	排ガス処理設備	排ガス処理設備の単純更新など熱回収量の増強等につながらない改修
	余熱利用設備	タービン・発電機の点検補修などエネルギー回収量増強につながらない改修
		煙道、煙突などの熱回収量の増強等につながらない改修
		灰ピット・クレーンバケットなどの省エネルギー化につながらない補修・改修補修
		設備の単純更新など省エネルギー化につながらない改修
	通風設備	煙道、煙突などの熱回収量の増強等につながらない改修
	灰出し設備	灰ピット・クレーンバケットなどの省エネルギー化につながらない補修・改修補修
	焼却残さ溶融設備	設備の単純更新など省エネルギー化につながらない改修
	給水設備	ポンプ、配管類の単純な更新、水槽の補修など省エネルギー化につながらない改修
	排水処理設備	ポンプ、配管類の伴う単純な更新、水槽の補修など省エネルギー化につながらない改修
	電気設備	老朽化した受変電設備の単純な更新などの省エネルギー化につながらない改修
	計装設備	装置の老朽化に伴う単純な更新などの省エネルギー化につながらない改修
	雑設備	作業用バグフィルタの老朽化に伴う単純な更新などの省エネルギー化につながらない改修
土木建築	建築本体	工場棟の設備で、ボイラ等のエネルギー回収設備の導入に伴う設備基礎等の補強・増設以外の補修・改修
	建築設備	空調・換気設備で、省エネ機器採用、自然換気システムの採用などの省エネルギー化に資する改修以外の改修

### ○ 本市の廃棄物処理施設の整備・統廃合計画

- 平成23年度に策定した第3次一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市では現行の3ブロック5施設体制から4ブロック3施設体制への整備を推進する。



[担当：環境局施設部環境施設課長 堀内 二郎 TEL 048-829-1339]

# PCB廃棄物の適正処理の推進

[環境省]

## 【提案・要望事項】

- 1 法定期限までに、本市内保管分の高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、日本環境安全事業株式会社東京事業所のPCB廃棄物処理施設の稼働率を維持・向上すること
- 2 処理が滞っている安定器及びPCB汚染物を他の地域の処理施設で処理する場合にあっては、保管事業者に運搬費の増加分を負担させないよう適切な財源措置を講ずること
- 3 今後、大量に発生することが想定される低濃度PCB廃棄物の処理については、無害化処理認定施設の整備を更に進めるとともに、処理費用に係る保管事業者負担の軽減を図ること

## 【背景・理由】

- 1 PCB廃棄物処理施設の稼働率の維持・向上
  - ・ 平成24年12月のPCB特別措置法施行令の改正により、PCB廃棄物の処理期限が平成39年3月まで延長された。
  - ・ 本市を含む1都3県（神奈川県、千葉県、埼玉県）内で保管されているトランク、コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」）の東京事業所において処理されることとなっている。
  - ・ JESCO東京事業所は、都内保管分のPCB廃棄物を優先的に受け入れており、処理量の割合は、90パーセントが都内保管分、10パーセントが3県内保管分となっている。このため、本市内保管分の高濃度PCB廃棄物は、年間数件の処理に留まっている。
  - ・ 平成27年度以降、JESCO東京事業所による3省内保管分の受け入れ拡大が計画され、本市内保管分についても順次受入が予定されているところだが、PCB廃棄物の処理を処理期限までに確実に完了させるため、一層の処理の促進が不可欠である。

- 以上から、本市内に保管されている高濃度P C B廃棄物を処理期限までに確實に処理するため、J E S C Oの処理施設の稼働率を維持・向上させることを要望するものである。

## 2 他地域で処理する場合の運搬費増大分に対する財源措置

- 国では安定器及びP C B汚染物の処理をJ E S C O東京事業所から北海道事業所に変更して処理することを計画している。この場合、北海道事業所までの運搬費が現行と比較して増大することは避けられない。
- 以上から、安定器及びP C B汚染物が北海道事業所で処理される場合には、保管事業者に運搬費の増大分を負担させないよう財源措置を講ずることを要望するものである。

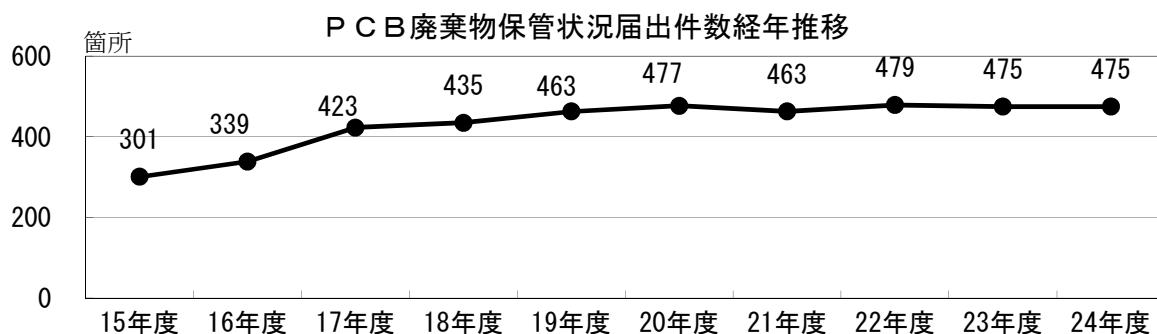
## 3 低濃度P C B廃棄物の処理の推進

- 低濃度P C B廃棄物の処理を行う無害化処理認定施設等は、首都圏に4施設があるうち、トランス及びコンデンサのように機器を含めた受入れの可能な施設は1ヶ所のみとなっている。
- 高濃度P C B廃棄物の処理には中小企業を対象にした助成制度がある一方で、低濃度P C B廃棄物の処理にはこのような助成制度がない。また、低濃度P C B廃棄物は、比較的年式が新しく、使用中のものも多いと考えられ、使用している事業者に対し早期の機器入替を促す必要があることからも処理費の軽減措置が求められる。
- 以上から、首都圏の無害化処理認定施設の増設による低濃度P C B廃棄物に係る処理体制の整備を進めるとともに、分析費も含めた処理費用等の保管事業者負担の軽減を要望するものである。

### 【参考】

#### ○ 市内P C B廃棄物の届出・保管状況：475箇所（平成24年度）

件数内訳 455箇所（既存） 20箇所（新規）  
 廃棄物内訳 トランス：252台、コンデンサ：6,601台  
 安定器：36,261台



[担当：環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課長 武井 誠 TEL 048-829-1605]



---

---

## **5. 健幸都市づくり**

---

---

## 重点

# 保育所の待機児童解消に向けた取組支援及び保育士の確保と更なる保育の質の向上

[内閣府・厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 保育所の待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を実施しようとする地方自治体が活用できる十分な財源を確保すること
- 2 保育士の処遇改善に必要な措置を講ずること及び看護師や栄養士の配置が確実に行われるよう必要経費を確保すること

## 【背景・理由】

### 1 保育所の待機児童の解消

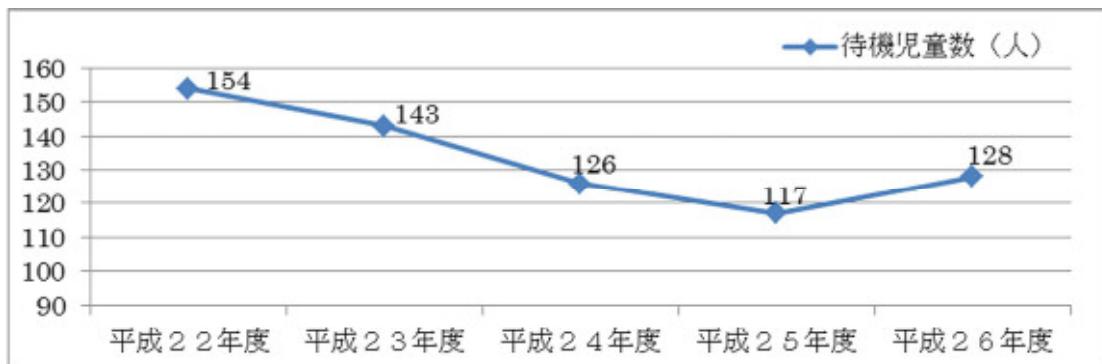
- ・ 本市における平成26年4月1日時点での保育所待機児童数は、128名と依然解消に至っていない状況であり、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。
- ・ しかし、認可保育所の施設整備のほか、地方単独施策による保育施設（いわゆる認証保育所）への運営助成など、独自に進める待機児童解消策が莫大な予算規模となり、本市の財政を圧迫している。
- ・ 以上から、認可保育所の施設整備をはじめとする様々な待機児童解消策を推進することにより、本市の財政負担の更なる増大が見込まれるため、国において十分な財源を確保することを要望するものである。

### 2 保育士の確保と更なる保育の質の向上のための措置

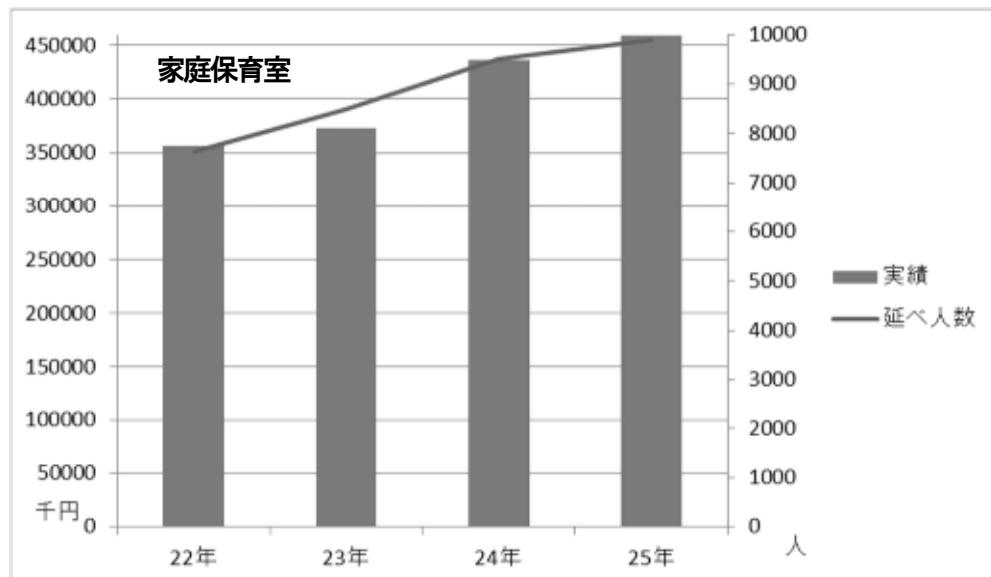
- ・ 待機児童の早期解消のため、認可保育所の施設整備等により量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保に向けた一層の取組が必要となっている。
- ・ そのためには、臨時的な措置である「保育士等処遇改善臨時特例事業」を恒常的な仕組みとした上で、保育士の給与水準を他の職種の水準を踏まえたものにすることが必要である。
- ・ また、保育士だけでなく、低年齢児や障害児の入所の増加や感染症、体調不良児などに対応するために必要な看護師や、アレルギーや食育に適切に対処するために必要な栄養士を配置し、保育の質をさらに向上させていくことが必要である。
- ・ 以上から、保育士の処遇改善に必要な措置を講ずること、看護師や栄養士の配置が確実に行われるよう必要経費を確保することを要望するものである。

## 【参考】

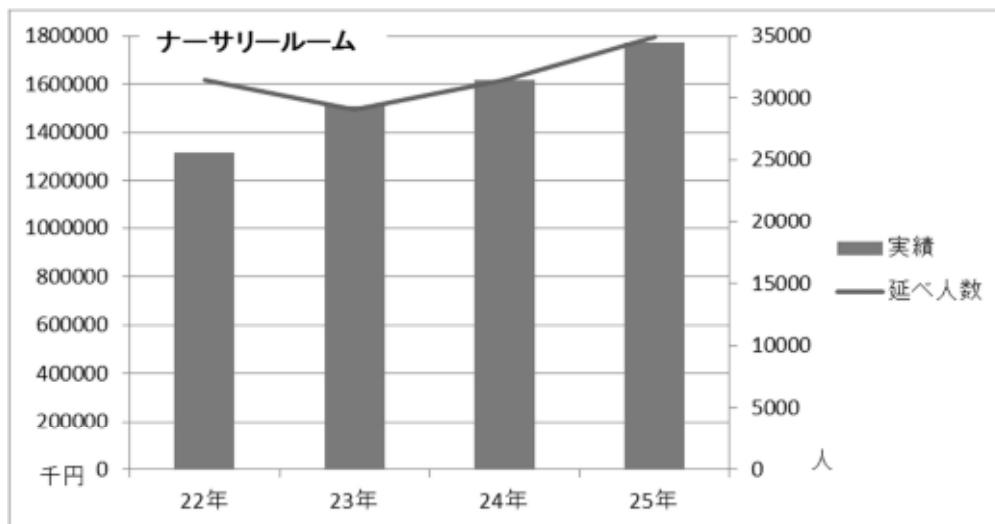
- 保育所入所待機児童数の推移（各年度4月1日現在）



- 家庭保育室運営助成費と利用者数の推移（各年度実績）



- ナーサリールーム運営助成費と利用者数の推移（各年度実績）



[担当：子ども未来局保育部幼児政策課長　臼倉　秀輝 Tel 048-829-1887]

[担当：子ども未来局保育部保育課長　　住谷　安夫 Tel 048-829-1863]

## 放課後児童クラブの整備及び人材確保等への支援

[厚生労働省]

### 【提案・要望事項】

- 1 放課後児童クラブの施設整備費を保育所と同水準にするとともに、運営費に対する補助基準額を拡大すること
- 2 人材確保及び定着を図るため、国において指導員の処遇水準の基準を定めるなど、指導員の更なる処遇改善策と資格化を検討すること

### 【背景・理由】

#### 1 施設整備費及び運営費に対する補助の拡大について

- ・ 国の「待機児童解消加速化プラン」に伴い、今後、保育所の整備が進むこと、また、平成27年4月から放課後児童健全育成事業の対象が全学年に拡大されることから、放課後児童クラブの新設及び増設が必要不可欠となっている。
- ・ 現在、施設整備費補助は、保育所が3分の2であるのに対し、放課後児童クラブは3分の1となっており、保育所整備に比べ十分な補助制度とはなっていない。
- ・ 以上から、今後の保育所整備の進捗状況を踏まえ、更なる放課後児童クラブの整備を早期に進めていくため、国において施設整備費に対する補助を保育所と同水準の補助率とすることを要望するものである。
- ・ また、本市では待機児童の解消を図るため、民設民営クラブの拡充に取り組んでおり、新規開設の促進及び既存クラブの安定的運営に対する支援を強化する必要があることから、運営費に対する国庫補助の基準額拡大についても併せて要望するものである。

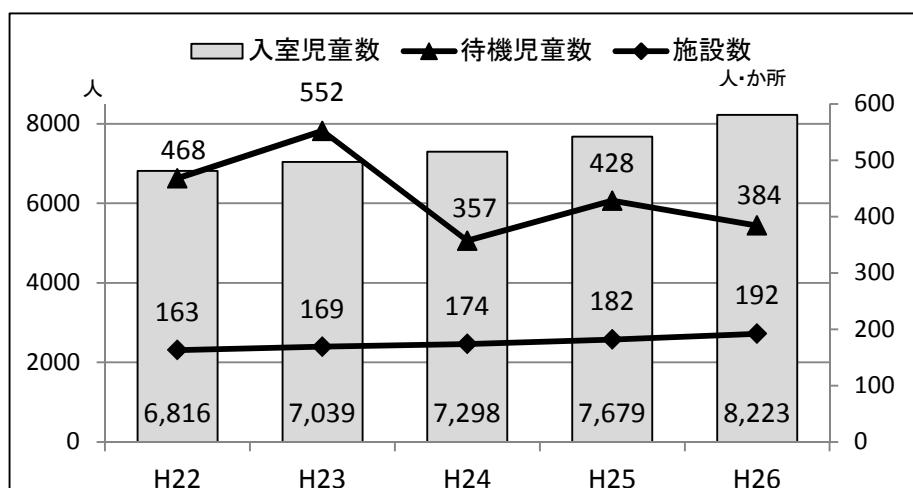
#### 2 指導員の処遇改善及び資格化について

- ・ 本市では、放課後児童クラブにおける保育の質を高めるため、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、高校教諭等の資格を有する者を指導員と規定しているが、指導員の平均勤続年数は3.2年と短く、人材の確保と定着が進んでいない。
- ・ その大きな要因は、指導員の処遇の低さにあると考えられる。
- ・ 指導員の処遇改善については、子ども・子育て支援法附則第2条第3項に規定され、平成26年度に処遇改善のための補助金制度が発表されたところであるが、施設整備費補助と同様に市の財政負担が大きく、平成27年度からの子ど

- ・子育て支援新制度の本格施行後における継続性が不明確である。
- ・また、指導員には高い専門性が求められるにも関わらず、公の資格ではないために社会的な認知度はいまだ低く、指導員を職業として選択する者が多いとは言えない状況にある。
- ・以上から、国において指導員の待遇水準の基準を定めるなど待遇改善に向けた更なる措置を取ること、及び指導員の資格化を検討することを要望するものである。

## 【参考】

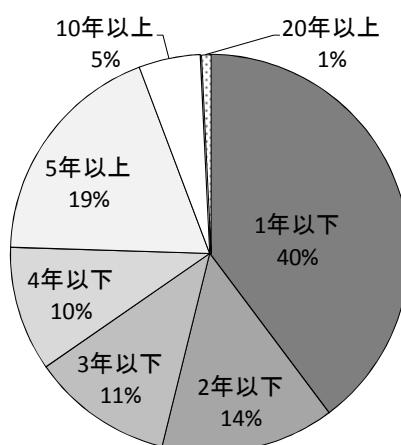
### ○ 放課後児童クラブの入室児童数・待機児童数・施設数の推移（各年度4月1日現在）



### ○ 学校内への放課後児童クラブ整備状況（平成26年4月1日現在）

小学校数	学校内クラブ数	
	余裕教室	校内専用施設
103	30	31
		61

### ○ 放課後児童クラブ指導員勤続年数（平成25年度調べ）



[担当：子ども未来局子ども育成部青少年育成課長 長畠 哲也 TEL 048-829-1713]

## 病児・緊急対応強化事業に対する支援

[厚生労働省]

### 【提案・要望事項】

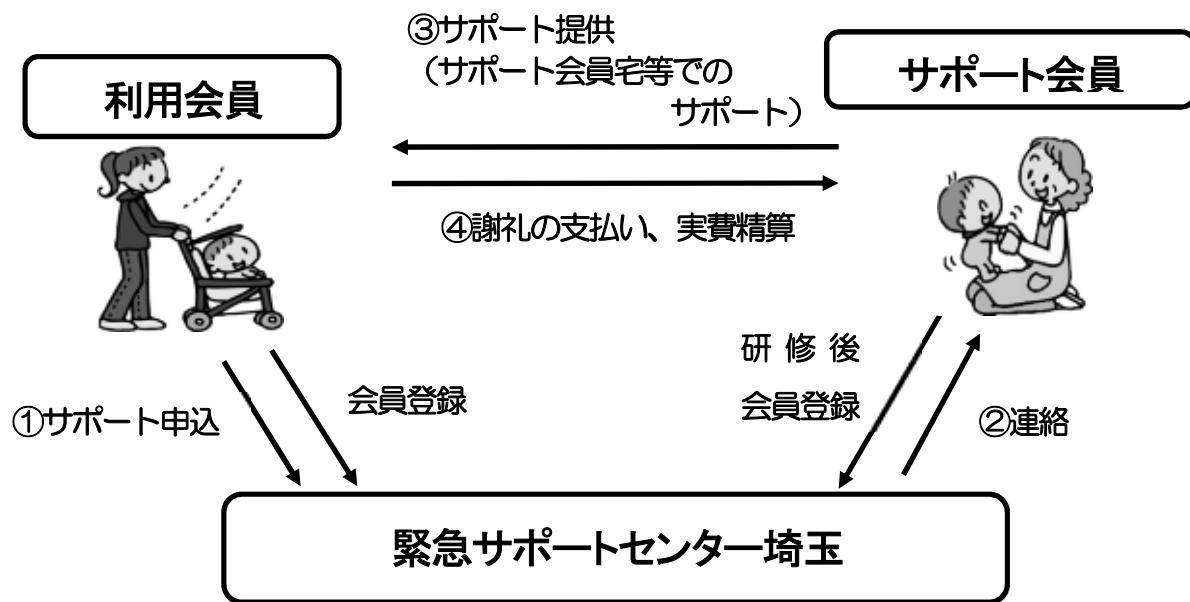
**病児・緊急対応強化事業において、病児・病後児の預かりや宿泊を伴う子どもの預かりなどを行う「提供会員」の増加に繋がる措置を講じること**

### 【背景・理由】

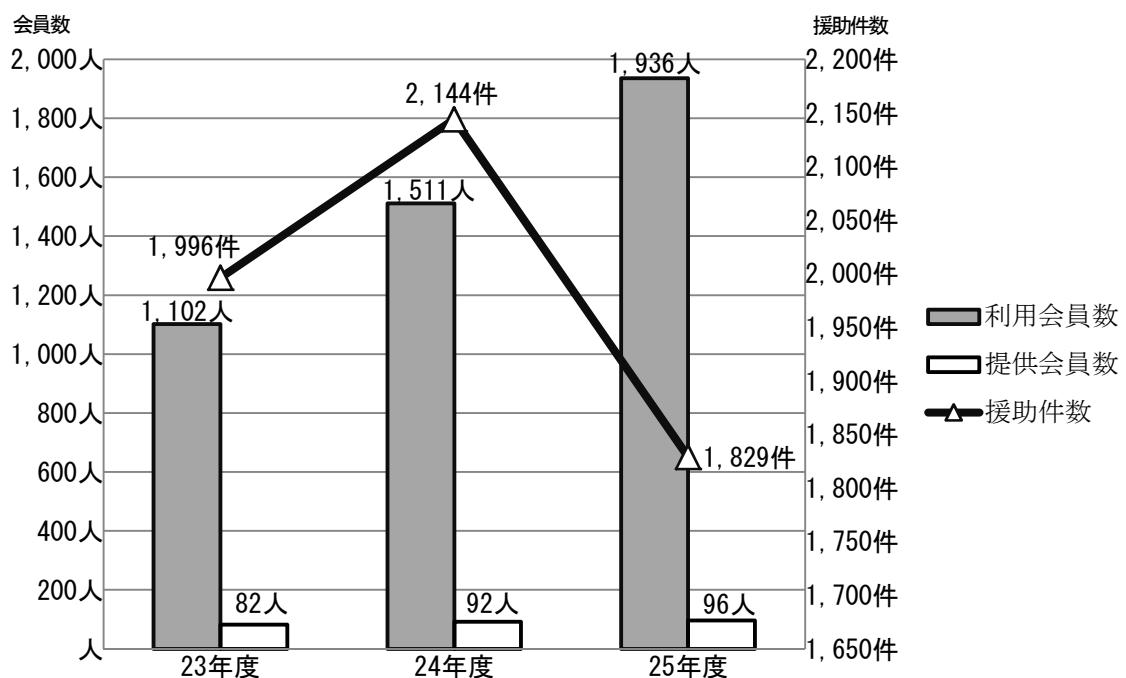
- ・ 親の就労形態やライフスタイルは多様化しており、宿泊を伴う預かり等、夜間勤務や不規則勤務で休日や深夜に働く親たちのニーズへの対応が課題のひとつである。
- ・ 本市においては、病児・緊急対応強化事業を実施しており、**会員間の相互援助活動**として病児・病後児の預かりや宿泊を伴う子どもの預かり、緊急を要する送迎など、より困難な状況に直面している保護者に対応できる体制を整えている。
- ・ 一方、本市における援助を実施する提供会員数は、援助を依頼する依頼会員数に比し、**その約5パーセント程度の人数しかいない**のが現状である。より多くの依頼に柔軟に応えていくためには、子どもの安心安全を確保しつつ、**援助を実施する提供会員の増加が急務**である。
- ・ 以上から、「相互援助活動」という事業の枠組みの再検討も含め、**病児・緊急対応強化事業における「提供会員」の増加に繋がる制度の構築や財政措置を要望する**ものである。

## 【参考】

- さいたま市の病児・緊急対応強化事業（緊急サポート）の仕組み



- 会員数と援助件数



[担当：子ども未来局子ども育成部子育て支援課長 利根川 和弘 TEL 048-829-1268]

# 困難を有する子ども・若者に対する支援

[内閣府・厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 児童養護施設の小規模化を図るための施設整備費について、補助限度額や交付基礎点数の更なる引上げなど財政措置を拡充すること。また、一時保護所のユニット化を図るための施設整備費について、早急に財政措置を講じること
- 2 困難を有する子ども・若者の総合的な自立支援施策を開する施設（居場所）整備について、財政措置を講じること

## 【背景・理由】

- 1 児童養護施設の小規模化、一時保護所のユニット化に向けた財政措置
  - ・ 本市における社会的養護を必要とする児童については、児童虐待相談の件数が平成24年度に過去最多となるなど、その数は増え、ますます深刻な状況となっている。
  - ・ 本市では、こうした課題の解決に向けて、一時保護所の定数増やユニット化を計画するなど、様々な施策に取り組んでいる。
  - ・ 国では、児童養護施設などを、できる限り小規模で家庭的な養育環境に転換すること等を推進しているものの、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、補助率の上限を総事業費の2分の1としており、交付金の基礎点数の単価が依然として低い状況である。
  - ・ このため、小規模化を行おうとする施設設置者の財政負担が大きいことから施設整備が困難となっており、また、一時保護所のユニット化がそもそも補助対象とされていないなど、社会的養護を必要とする児童へのケア強化に対する支援が不十分である。
  - ・ 以上から、児童養護施設の小規模化を図るための施設整備費について、補助限度額や交付基礎点数の更なる引上げを行うなど財政措置を拡充し、また、一時保護所のユニット化を図るための施設整備費について、早急に財政措置を講ずることを要望するものである。

## 2 困難を有する子ども・若者の総合的な自立支援施策を展開する施設整備についての財政措置

- 本市では、困難を有する子ども・若者に対する取組として、困難を有する子ども・若者の支援ネットワークの構築、日常生活支援や社会生活支援等の総合支援プログラムを提供・支援する**若者自立支援ルーム**の整備など、より円滑な社会的自立支援が可能となるよう、市独自の支援策を充実させ、様々な施策に取り組んでいる。
- 国では、困難を有する子ども・若者の居場所づくりとして、非行少年や要保護児童の居場所づくりについて支援しているが、**非行や保護に至らないが社会生活支援の必要な若者の居場所づくりに対する支援**は、不十分な状況である。
- 以上から、困難を有する子ども・若者全般に対する国の支援策の充実を図り、**地方が独自に行う社会的生活支援を必要とする若者の居場所づくりとなる施設整備について、財政措置を講じることを要望するものである。**

### 【参考】

#### ○ 児童相談所における児童虐待相談の受付件数の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
さいたま市	251	241	322	389	520
埼玉県 (本市分除く)	1,563	1,920	1,813	1,898	1,905
全国	26,569	33,408	34,472	37,723	40,639
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
さいたま市	541	547	640	997	1,067
埼玉県 (本市分除く)	2,116	2,118	2,809	3,507	3,702
全国	42,662	44,211	55,152	59,919	66,807

※平成22年度の全国の件数は、東日本大震災の影響により、被災地3自治体を含んでいない。

#### ○ さいたま市若者自立支援ルーム



- ・開 設 平成25年8月
- ・事 業 30歳代までの自立を目指す若者を対象に、集団・共同作業、就労・復学等準備作業等の自立支援プログラムを実施し、より円滑に自立を果たせるよう支援している。
- ・利 用 料 無 料
- ・利用人数 1日30人程度

[担当：子ども未来局子ども育成部子育て支援課長 利根川和弘 TEL 048-829-1268]

[担当：子ども未来局子ども育成部児童相談所長 田辺 龍一 TEL 048-840-6107]

[担当：子ども未来局子ども育成部青少年育成課長 長畠 哲也 TEL 048-829-1716]

# 予防接種制度の見直し

[厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 有効性、安全性が確保されたワクチンは、早期に定期接種化すること
- 2 予防接種法に基づき実施する定期予防接種については、国の責任において、全額国庫負担とすること

## 【背景・理由】

### 1 早期の定期接種化

- ・ 平成26年3月28日付で「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）が公布され、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」との基本理念が明示された。また、「既に定期予防接種に位置付けられたワクチンの有効性、安全性及び費用対効果の評価及び検討を行う」こと、「定期の予防接種に位置付けられていないワクチンについても、定期の予防接種に位置付けることについて評価及び検討を行う」ことなど、科学的根拠に基づく予防接種に関する施策の推進の方向性が示された。
- ・ さらに、当面の目標として「ワクチンギャップの解消」が掲げられ、「水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症及びロタウイルス感染症について、関係者や国民の理解を前提に、必要な措置を講じる必要がある」とされている。この中で、水痘と成人の肺炎球菌感染症に対しては、平成26年10月からの定期接種化が見込まれている。
- ・ 以上から、国の責任において、有効性・安全性・公平性の確保されたワクチンは、早期に定期接種化することを要望するものである。

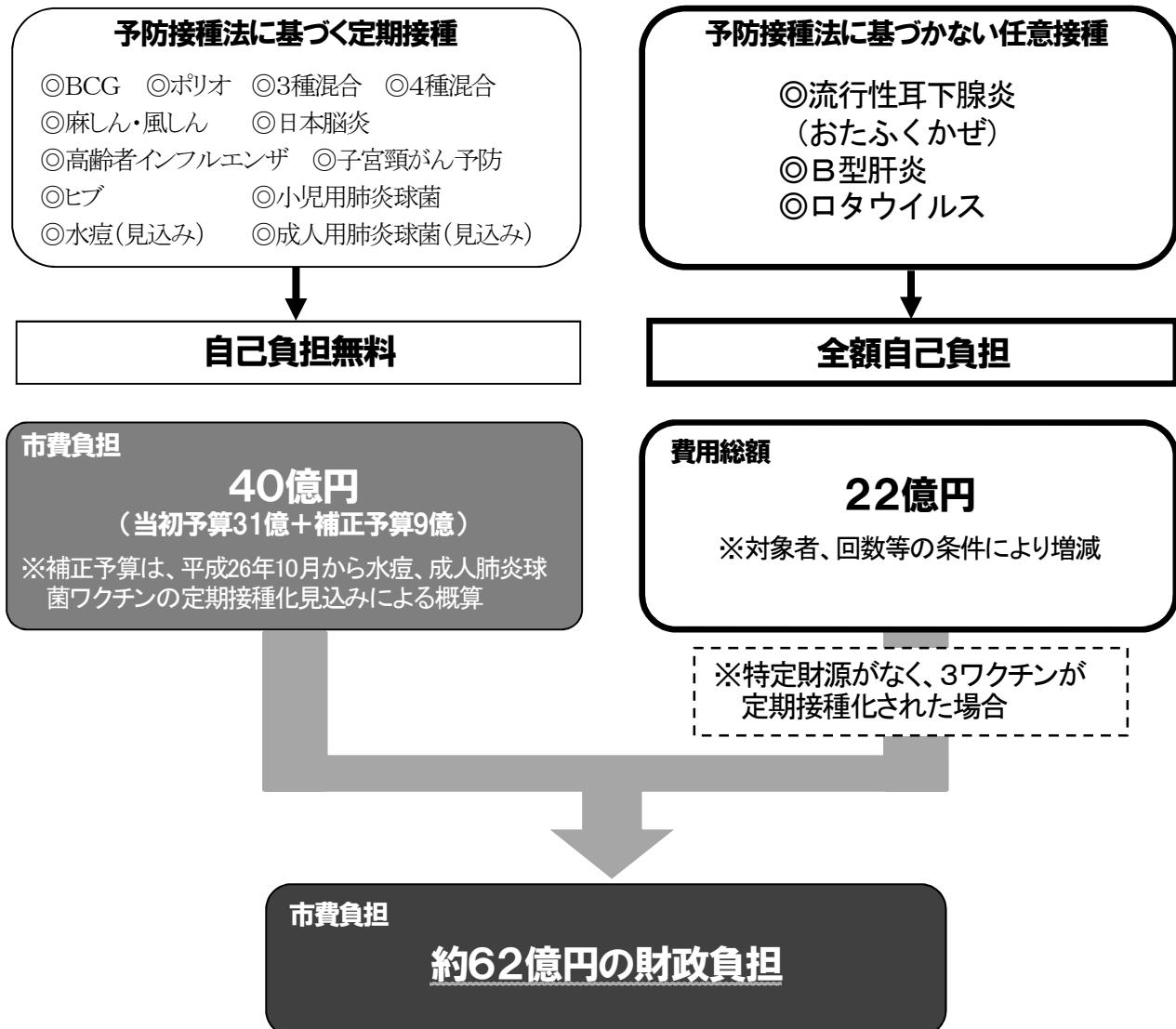
### 2 定期予防接種に係る財源確保

- ・ 予防接種法に、定期予防接種の実施主体は市町村であり、それに要する費用は市町村の支弁とするとされており、近年の定期予防接種の対象疾患の拡充により、市町村の財政負担は重くなる一方である。
- ・ そのような中、平成25年度より、地方交付税拡充の措置がなされたものの、「予防接種に関する基本的な計画」の中で、「必要な財源の捻出及び確保等に努める必要」が国に求められている。
- ・ 以上から、地方公共団体間で格差が生じないよう、予防接種法に基づき実施

する定期予防接種については、国の責任において、全ての定期接種について接種費用の基準を設定した上で、全額国庫負担とすることを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 平成26年度における市費負担



[担当：保健福祉局保健所疾病予防対策課長 嘉悦 明彦 TEL 048-840-2219]

# さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンターの運営及び耐震化の促進

〔厚生労働省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 さいたま北部医療センターについては、耐震整備に速やかに着手すること
- 2 さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンターについては、独立行政法人地域医療機能推進機構において、引き続き公的病院としての運営維持及び医療機能の充実を図ること

## 【背景・理由】

### 1 さいたま北部医療センターの耐震整備

- ・ さいたま北部医療センターについては、昭和27年築（昭和49年改修）と老朽化が著しく、耐震改修促進法の期限である平成27年度末に向けて、耐震化が喫緊の課題となっている。
- ・ 平成26年3月に、さいたま北部医療センターの耐震整備に向けて、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構と、現病院所在地と市有地との土地交換を行ったところであるが、工事の着手・完了までには一定の期間を要することが考えられる。
- ・ 以上から、国において速やかに耐震整備が進むよう、特段の配慮を要望するものである。

### 2 公的病院としての運営の維持及び医療機能の充実

- ・ さいたま北部医療センター、埼玉メディカルセンターについては、救急告示病院として本市の地域医療に欠かすことのできない医療機関であるため、引き続き公的病院として独立行政法人地域医療機能推進機構において着実に運営されるよう、特段の配慮を要望する。
- ・ また、さいたま北部医療センターについては、次の医療機能が維持及び充実されるよう、特段の配慮を要望する。

① 休日夜間急患センターを設置し、現在実施している深夜帯の小児救急をはじめとする初期救急医療（小児科、内科、耳鼻咽喉科及び眼科）を継続すること。深夜帯の小児初期救急医療の実施に当たっては、市内の医師会や中核病院

からの小児科医等の派遣を受け入れ、良好な連携協力体制の下に実施すること

- ② さいたま北部医療センターの現在の一般病床163床及び診療科目を維持すること
- ③ 第二次救急医療に輪番病院として参加すること
- ④ 小児医療及び産科医療（正常分娩等を含む。）の入院治療を行うこと
- ⑤ 開放病床を整備し、市内の医療機関との地域医療連携を実施すること
- ⑥ 現在、さいたま北部医療センターが実施している特定健康診査や特定保健指導、人間ドックなどの市民の健康管理事業の充実強化を図ること

## 【参考】

### ○ さいたま市の中核病院

医療機関名	さいたま市立病院	さいたま市民医療センター	自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉メディカルセンター	さいたま北部医療センター	さいたま赤十字病院
病床数	567床	340床	608床	395床	163床	605床
特色	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域周産期母子医療センター</li><li>・病院群輪番制参加病院</li><li>・地域がん診療連携拠点病院（国）</li><li>・災害拠点病院</li><li>・小児科二次救急医療実施病院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域医療支援病院</li><li>・病院群輪番制参加病院</li><li>・小児科二次救急医療実施病院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域周産期母子医療センター</li><li>・病院群輪番制参加病院</li><li>・災害拠点病院</li><li>・小児科二次救急医療実施病院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院群輪番制参加病院</li><li>・埼玉県がん診療指定病院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・初期救急（休日急患診療）実施病院</li><li>・小児科初期救急医療実施病院</li><li>・病院群輪番制参加病院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・三次救急医療実施病院</li><li>・地域周産期母子医療センター</li><li>・地域がん診療連携拠点病院（国）</li><li>・災害拠点病院</li></ul>



[担当：保健福祉局保健部地域医療課長 海老名 英治 Tel 048-829-1295]

# 基準病床数制度の見直し

[厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 医療計画策定後において、病床過剰とされた医療圏にあっても急激な人口の増加だけでなく、将来的な人口動態等を踏まえ、都道府県が必要と認める基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方式を見直すこと
- 2 病床過剰とされた医療圏で救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合、都道府県が必要と認める病床を増床する際に、厚生労働大臣への協議を廃止すること

## 【背景・理由】

### 1 基準病床数の算定方式の見直し

- ・ 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定しており、単独で医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、基準病床数を超えて整備を行うことができない状況となっている。
- ・ 今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあっては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想されている。
- ・ 以上から、将来的な人口動態等を踏まえ、都道府県が必要と認める基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方式を見直すことを要望するものである。

### 2 厚生労働大臣への協議の廃止

- ・ 病床過剰とされる医療圏においては、救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合にあっても、増床には都道府県と厚生労働大臣との協議が必要であり、住民の医療ニーズに対するきめ細かな対応が事実上困難となっている。
- ・ 住民の医療ニーズに対するきめ細かな対応をするために、都道府県が必要と認める病床を増床する際、厚生労働大臣への協議を廃止することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ さいたま市における病床数

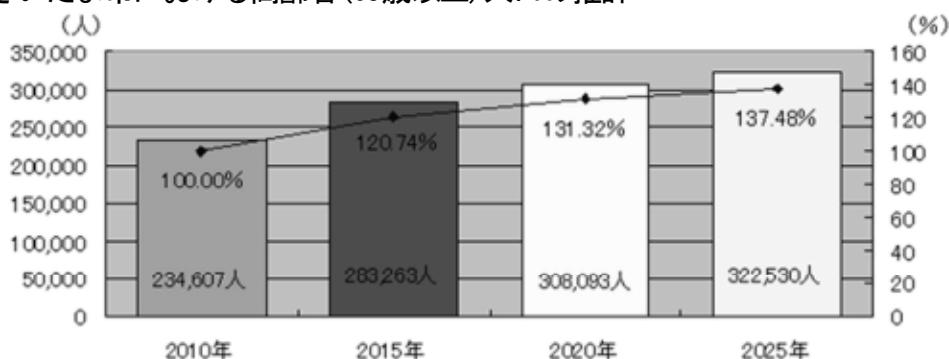
※既存病床数は、病院の開設許可病床数等を基に医療法第7条の2第4項の規定に基づく補正を行った後の数字（平成25年8月末日現在）



### ○ さいたま市地区における病院の状況（※各病院数は、平成26年4月1日現在）

病院数	37病院
うち 救急告示病院数	21病院
うち 災害拠点病院数	3病院
うち がん診療連携拠点病院数	2病院

### ○ さいたま市における高齢者(65歳以上)人口の推計



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）  
「4. 市区町村別男女5歳階級別データ」より作成

### ○ 医師数（首都圏の大都市比較）

	医療施設に従事する医師数（人）/人口10万人			
	平成18年 (2006)	20 ('08)	22 ('10)	24 ('12)
東京都区部	310.5	323.3	333.2	346.1
千葉市	230.1	237.0	243.8	255.3
相模原市	216.1	221.9	226.3	226.1
川崎市	182.9	191.0	192.9	200.8
横浜市	170.6	183.1	196.4	200.9
さいたま市	145.2	152.5	160.7	162.3

※厚生労働省「平成24年（2012年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」統計表20  
「人口10万対医療施設従事医師・歯科医師数及び薬局・医療施設従事薬剤師数の年次推移、  
従業地による都道府県一指定都市・特別区・中核市（再掲）別」より作成

# 無料低額宿泊所等に対する法的整備

[厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

いわゆる貧困ビジネスを排除するため、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設等に対し、これら施設の定義及び位置付けを明確にした上で、設備・運営基準及び届出制を見直すなど、早急に法的整備を行うこと

## 【背景・理由】

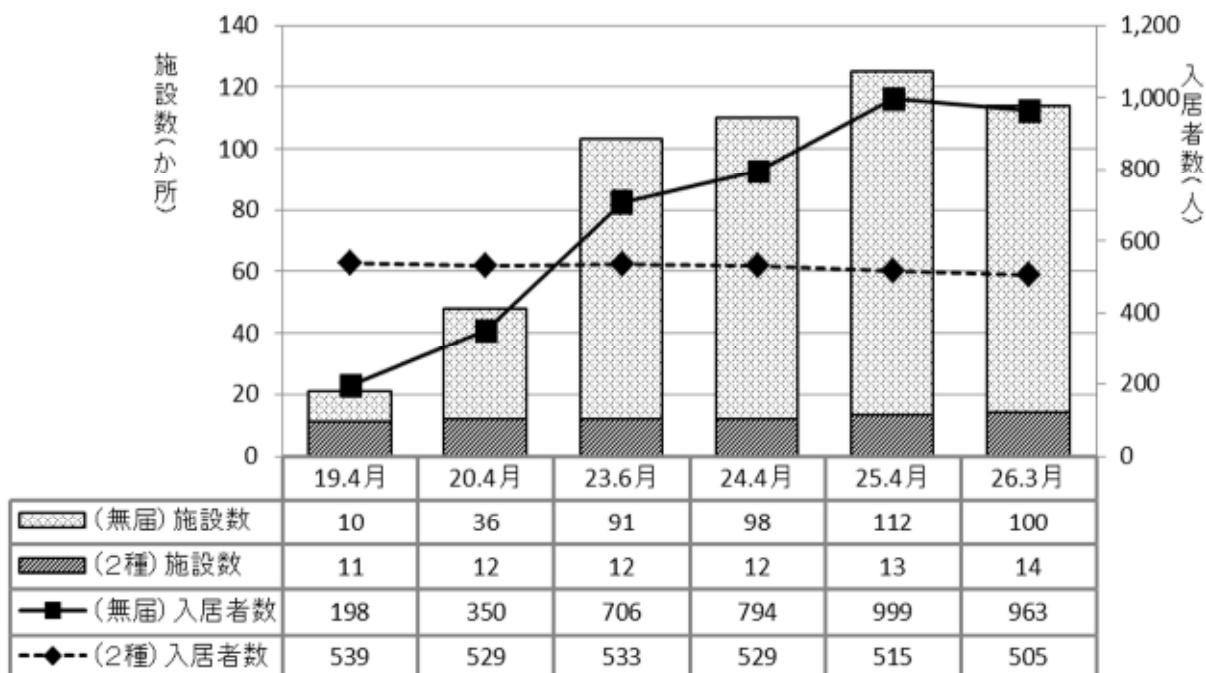
- ・ 無料低額宿泊所は、社会福祉法の規定に基づき届出がされている施設であるが、同様の事業を行なながら届出がない、社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅が増加傾向にある。
- ・ 無料低額宿泊所の事業開始に当たっては、同法の規定により1月以内に届出を行わなければならないとされているが、届出を怠った場合の罰則規定等はない。また、法令に施設基準等に関する最低基準等の具体的な定めがないため、各自治体がガイドライン等において、設備面及び運営面等の基準を定め、事業者に対し遵守するよう指導しているが、行政指導であるため実効性の担保が十分とはいえない。
- ・ さらに、法的位置付けのない施設等については、無料低額宿泊所に課せられている届出義務もないため、事業実態を把握することもできない状況である。
- ・ これらの施設は、生活保護受給者を主な利用対象としているが、一部の事業者においては、事業実態が不透明であったり、利用者にとって劣悪な居住環境を提供したり、さらに、利用者の弱い立場につけこむ悪質な行為などが見受けられ、大きな社会問題となっている。
- ・ 本市でも、このような施設が多数存在し、居住が不適切な施設であっても実効性ある指導が困難となっている。そのため、平成25年7月に「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の適正化等に関する条例」を制定し、同年10月から施行したことにより、事業の適正化及び利用者の権利擁護と自立支援に努めている。
- ・ 条例の施行日以降においては、法的位置付けのない施設の新規開設の抑制や既存施設にあっては条例の基準に合致したサービス内容への改善が図られるなど、一定の効果を上げている。
- ・ しかしながら、法的位置付けのない施設は全国的に増加していることから、本市のような一部自治体での取組では根本的な解決に至らないため、国におい

て法律により統一した規制を行うことが必要である。

- 以上から、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設等の定義及び位置付けを明確にした上で設備・運営基準及び届出制を見直すなどの法整備を早急に行うことと要望するものである。

## 【参考】

### ○ 無料低額宿泊所（2種）及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（無届）の推移



[担当：保健福祉局福祉部保護課長 清水 恒男 TEL 048-829-1842]

# 行政情報の無い要支援者の早期発見

[内閣府・厚生労働省・経済産業省・消費者庁]

## 【提案・要望事項】

- 1 ライフライン事業者等が、業務中に発見した孤立世帯等と予見されるケースを自治体へ通報する場合は、個人情報保護法に抵触しないことをガイドラインに明記し、早期発見につながりやすい環境づくりを行うこと
- 2 孤立死、孤独死における、具体的事例の収集・分析等を行い、具体的かつ明確な通報基準を示すこと

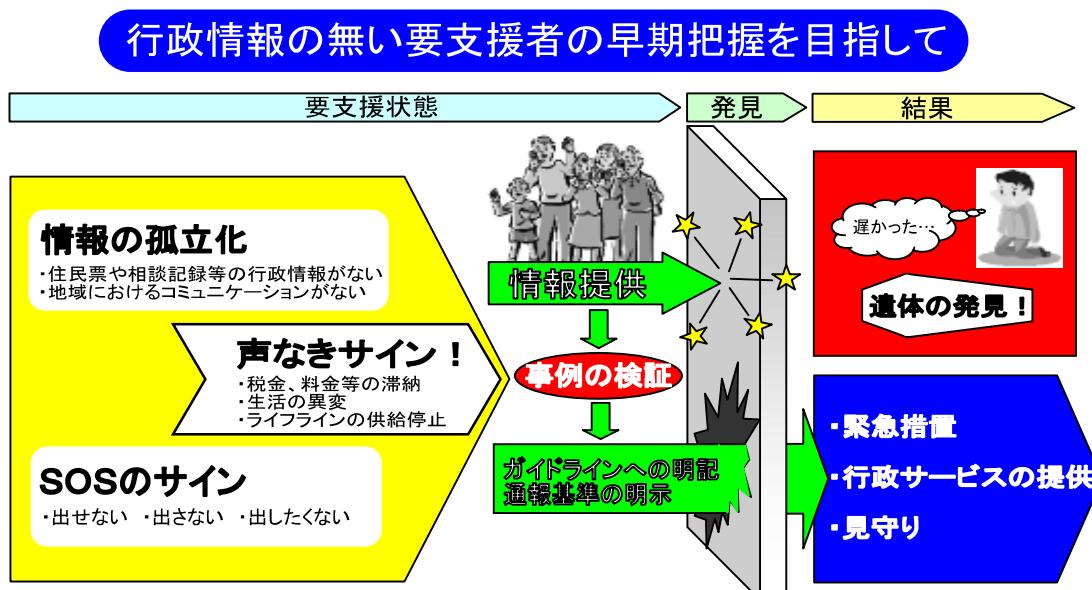
## 【背景・理由】

- 1 ライフライン事業者等が通報しやすい環境づくり
  - ・ 平成24年2月20日、さいたま市北区内で電気、ガスが止められた状態で、親子3人が遺体で発見される事案が発生した。行政として当該世帯の情報は全く無く、地域住民との接触もほとんど無い、いわゆる孤立状態であった。
  - ・ このように周囲から孤立した世帯を早期に把握し支援するため、本市では、ライフライン事業者等が業務の中で異変を発見した場合の通報基準「要支援世帯の早期発見のための通報等ガイドライン」を独自に策定し、平成26年4月現在、28事業者と協力協定を締結したところである。また、区ごとのリーフレットの作成や配布により、孤立死防止に取り組んでいる。
  - ・ しかし、ライフライン事業者等においては、事業を目的として収集した個人情報を提供することが個人情報保護法に反しないとの確信が持てず、情報提供に支障が生じている。
  - ・ 個人情報保護法では、人の生命等の保護のために必要がある場合は、本人同意なしに第三者に情報を提供できるものとしており、この取扱いについては、厚生労働省も平成24年5月11日付で再度自治体に対し通知しているところである。
  - ・ しかし、具体的な適用除外の基準が明確化されていないため、情報提供の判断基準につながらず、行政への通報を躊躇している状況にある。
  - ・ 以上から、孤立した世帯に関する情報提供が、本人の同意なしであったとしても、個人情報保護法の適用除外になることをガイドラインに明記し、ライフライン事業者が行政に対し通報しやすい環境づくりを早急に行うことを要望するものである。

## 2 孤立死等の事例収集・分析及び具体的かつ明確な通報基準

- さらに、孤立死あるいは孤独死として発見された事案は、警察により確認されるが、事件性を考慮し、警察において把握したその死因や、死亡に至るまでの状況などが自治体に公表されることはない。そのため、本市独自の通報基準の策定に当たっては、その前提となる具体的な事例の収集や分析に苦慮したところである。
- もとより、孤立死は全国的な問題であり、人の生死を分かつことにもなり得る通報基準は、一自治体で策定するものではなく、国において策定すべきである。
- 以上から、国において孤立死、あるいは孤独死の事例を収集・分析し、ガイドライン上への明記を踏まえた具体的かつ明確な通報基準を示すことを併せて要望するものである。

### 【参考】



[担当：保健福祉局福祉部福祉総務課長 真々田 和男 TEL 048-829-1253]



---

---

## **6. 経済・観光**

---

---

## 医療機器関連分野への新規参入支援

[経済産業省・厚生労働省]

### 【提案・要望事項】

- 1 薬事法、臨床検査技師等に関する法律等、医療機器関連産業への中小企業等の参入を困難にしている承認・認証までの期間の短縮化を行うこと
- 2 (独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) による薬事戦略相談について、異業種からの相談に対応できるような体制を構築し指導体制を充実させること
- 3 医工連携コーディネーターの育成等を支援すること

### 【背景・理由】

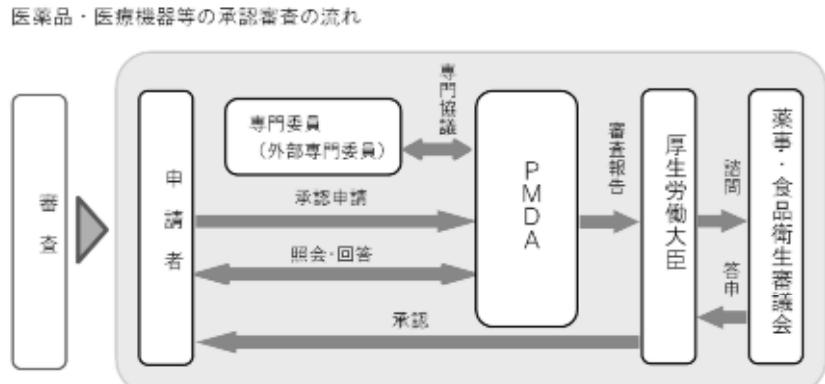
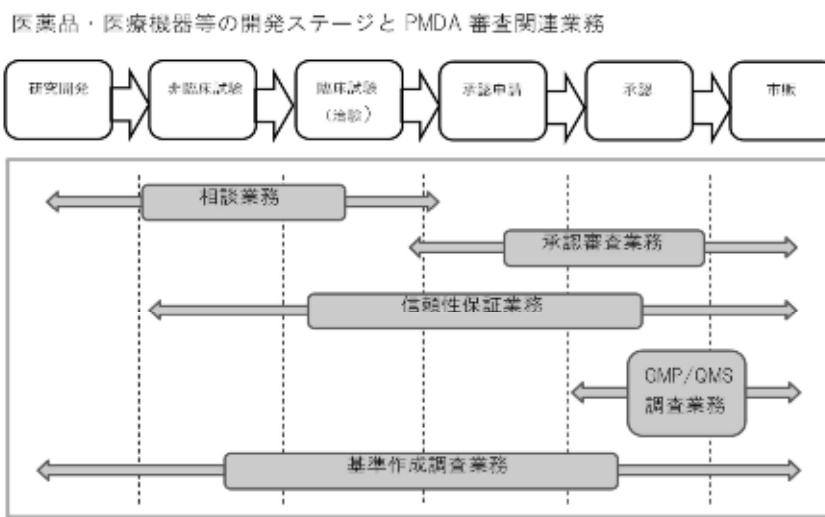
- 1 中小企業等の参入を困難としている承認・認証期間の短縮について
  - ・ 国においては、「日本再興戦略（平成25年6月14日）」の「戦略市場創造プラン」におけるテーマ「国民の『健康寿命』の延伸」において、医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会の構築に向け、医療分野の研究開発の司令塔機能を持つ「(独)日本医療研究開発機構」の創設、医薬品・医療機器開発・再生医療研究を加速させる規制・制度改革などに取り組むこととしている。
  - ・ 本市においては、研究開発型ものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入や事業拡大を支援するため、平成24年1月に「さいたま医療ものづくり都市構想」を策定し、医療機器関連分野を本市経済の新たな成長エンジンとして、臨床現場に技術面から貢献する取組を開始している。
  - ・ 医療関連産業の発展には、異業種やスタートアップ企業による新規参入が欠かせないが、薬事法等の法律による承認・認証に係る期間に時間を要するため、中小企業等の医療機器関連分野への新規参入が難しくなっている。
  - ・ 以上から、医療関連産業の発展のため、薬事法、臨床検査技師等に関する法律等、医療機器関連産業への中小企業等の参入を困難にしている要因の一つである承認・認証までの期間の短縮化を行うことを要望するものである。
- 2 (独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) による薬事戦略相談について
  - ・ 新たな医療機器・サービスの開発・事業化を目指す企業への支援として、(独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) による薬事戦略相談を行っているが、相談費用が中小企業にとって高額であることに加え、相談の内容が、新

規参入者の事業化につながるものとはなっていない。

- 以上から、薬事戦略相談においては、**相談費用の補助制度の創設**や**専門知識のない異業種からの参入に対応した相談窓口の整備**、並びに、**スタートアップ企業向けコーディネーターの配置**など、医療業界以外の異業種からの相談やスタートアップ企業からの相談に対応し、**創薬や医療機器の開発を共に推進できるよう体制の新規構築や指導体制の充実を行うことを要望するものである。**

### 3 医工連携コーディネーターの育成支援について

- 医療関連分野への新規参入を目指す中小企業等は、優れた技術を持っていても、独力で事業化を行うことは困難であるため、事業化に向けた大手医療機器メーカーや医療現場との円滑な関係構築、販路確保等について支援が必要である。
- 以上から、国においては、**地域の中小企業等が有する優れた技術シーズを医療現場の課題・ニーズや大手医療機器メーカーに結びつける医工連携コーディネーターの育成等を支援することを要望するものである。**



[担当：経済局経済部産業展開推進課長 染井 洋二 TEL 048-829-1371]

## 重点

# MICE都市の実現及び世界盆栽大会の開催に対する支援

[観光庁・経済産業省・中小企業庁・農林水産省・外務省]

## 【提案・要望事項】

- 1 「グローバルMICE戦略都市」の選定都市を拡大するなど、MICE都市の実現に向けた支援の充実・拡充を行うこと
- 2 世界盆栽大会の開催等に係る効果的な情報発信のため、在外公館等との連携をはじめとする支援を行うこと

## 【背景・理由】

### 1 「グローバルMICE戦略都市」の選定都市の拡大

- ・ 本市では、持続可能な発展を遂げるため、「さいたま市成長戦略」を打ち出し、そのプロジェクトの1つとして、国際観光都市戦略「さいたまMICE」に取り組んでいる。
- ・ 「さいたまMICE」では、国際シティホテルの誘致、国際レベルの会議・イベントの誘致を行うとともに、国内・海外から多くの観光客を呼び込むための様々な施策を推進することとしている。
- ・ 国においては、日本のMICE（国際会議）誘致力を強化するため、平成25年6月に「グローバルMICE戦略都市」として「グローバルMICE強化都市」を選定したが、日本の国際競争力を高めるためにもこうした国の取組は、今後も継続して行われる必要がある。
- ・ 以上から、グローバルレベルでMICEを誘致・開催する意欲のある自治体を育成するという観点から、「グローバルMICE戦略都市」の公募の継続や、選定都市の拡大などを図ることを要望するものである。
- ・ また、国際レベルのコンベンションやイベントの開催動向に関する情報提供やキーパーソンの紹介、海外メディアへの情報提供や招へいなど、自治体単独では取組が難しい分野における支援の充実・拡充を要望するものである。

### 2 世界盆栽大会開催への支援

- ・ 本市には、海外、特に欧州で高い人気を誇る盆栽の聖地「大宮盆栽村」があり、伝統的な高い技術力を継承している。また、隣接する大宮公園、武蔵一宮氷川神社を含めた一帯は、和の文化と自然が調和した貴重な観光資源となっている。

- さらに、本市では、世界唯一の公立盆栽美術館である「さいたま市大宮盆栽美術館」を開設し、民間団体が行う海外へのプロモーション活動、大宮盆栽村への訪日観光ツアー開発など海外展開事業に対し積極的に支援している。
- また、平成24年度より中小企業庁に採択された「JAPANブランド育成支援事業」のブランド確立支援事業としても、大宮盆栽を世界的なブランドとするべく推進を図っているところである。
- 昨年9月には「2017年 第8回世界盆栽大会」の本市開催が決定し、今後これを機会と捉え、大宮盆栽とともに外国人観光客の誘致に一層の取組が必要と考えている。
- 諸外国に盆栽文化及び世界盆栽大会を広めるには、在外公館や駐日外国公館等と連携し、各国要人等に対し、日本の伝統的な盆栽文化を紹介していくことが必要である。
- 以上から、世界に向けた効果的な情報発信、ブランドイメージの促進等に関し、国において、在外公館や駐日外国公館等との連携をはじめとする支援を要望するものである。

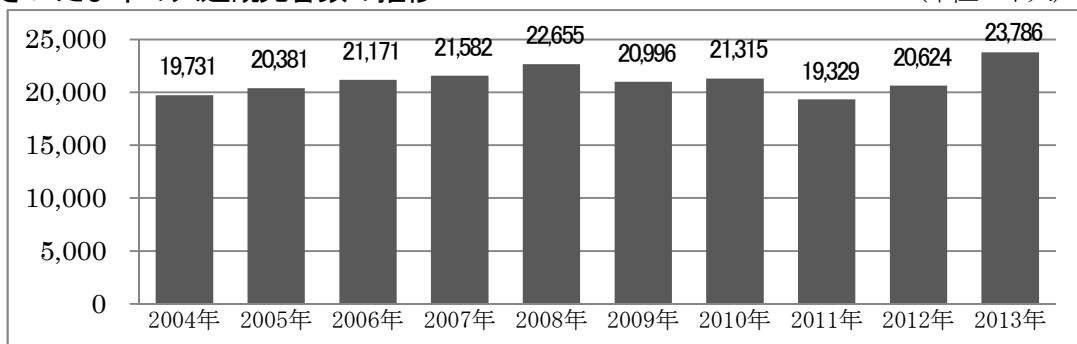
## 【参考】

### ○ 第8回世界盆栽大会の概要

- 日程 平成29年（2017年）
- 会場 さいたま市内（会場未定）
- 内容 盆栽剪定デモンストレーション、盆栽講座、名品盆栽の展示会、盆栽即売会、大宮盆栽美術館及び産地見学ツアーなど
- 入込観光客数 延べ7万人（国内観光客を含んだ見込数）

### ○ さいたま市の入込観光客数の推移

(単位：千人)



※2004年～2007年は独自集計、2008年～2010年は県の公表資料、2011年からは観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」を参考に独自で算出。

[担当：経済局観光政策部観光政策課長 石原 光親 TEL 048-829-1359]

[担当：経済局観光政策部国際課長 武者 清人 TEL 048-829-1233]

## 重点

# 国際自転車競技大会の継続開催に向けた支援

〔文部科学省・観光庁・経済産業省〕

## 【提案・要望事項】

### 国際自転車競技大会「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の継続開催に向けた支援をすること

## 【背景・理由】

- 本市では、平成23年7月に、スポーツ振興まちづくり計画を策定し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」～日本一 スポーツで笑顔あふれるまち～を将来像と定め、様々な施策を展開している。
- 平成23年10月には、日本初となるスポーツ大会・イベントに特化した誘致組織である「さいたまスポーツコミッショն」を設立し、スポーツツーリズムに関する先進的な施策を推進してきた。
- 今般、さいたまスポーツコミッショնが誘致に成功し、昨年10月に開催されたツール・ド・フランスの名を冠した世界初の大会「さいたまクリテリウムbyツールドフランス」は、自治体におけるスポーツツーリズムの先導的事業といえる。
- 前回大会では、フランスの本大会で総合優勝したクリストファー・フルーム選手をはじめ、世界や日本のトップ選手ら56人が競い合い、初開催にも関わらず、国内外から約22万人の観客が集まった。
- 大会の開催により、全世界に向けて「S A I T A M A」を発信することができたとともに、ツール・ド・フランスという世界最高峰の大会が持つ魅力に対し、世界はもとより、本市市民をはじめとする国内における評価の高まりを感じるところである。
- 本市としては、子どもたちに夢と希望を与えるとともに、地域経済の活性化や自転車利用による健康増進など行政課題解決のきっかけとなりうる本大会を、スポーツを通じたまちづくりのシンボル的なイベントとして、今年度も開催する予定で準備を進めている。
- 本大会の継続的な開催は、国策であるビジットジャパンの訪日外国人観光客の拡大につなげ、今後のスポーツコミッション事業及びスポーツツーリズムを推進するとともに、スポーツ立国戦略の目指す新たなスポーツ文化の確立に向けて、大きな意味を持つものと考えている。
- 以上から、国においても、ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムが今後も本市において継続的に開催できるよう、円滑な大会運営を行うための補助

金の適用その他の財政措置、関係団体への働きかけ等の積極的な支援を要望するものである。

## 【参考】

### ○ 開催概要

#### <平成25年度>

名 称 さいたまクリテリウムbyツールドフランス  
開催日 平成25年10月26日（土）  
会 場 さいたま新都心駅付近  
レース ポイントレース（2.7km×8周）2回  
クリテリウムメインレース（2.7km×20周）  
※ その他サイドイベントとして、家族で楽しむ「サイクルフェスタ」、  
食を楽しむ「さいたまるしぇ」を開催

#### <平成26年度>

名 称 2014ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム  
開催日 平成26年10月25日（土）予定  
会 場 さいたま新都心駅付近を予定

### ○ 2014ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム・ロゴ



[担当：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課スポーツイベント室  
矢口 敦彦 Tel 048-829-1727]

# ＴＰＰ交渉による地方への影響対策等

[内閣官房・外務省]

## 【要望事項】

ＴＰＰ交渉に当たっては、地方の経済活動や市民生活に悪影響が生じるような場合は、最小限に留めるよう国の責任において対策を講ずること。また、継続的に交渉状況等に関する情報を提供すること。

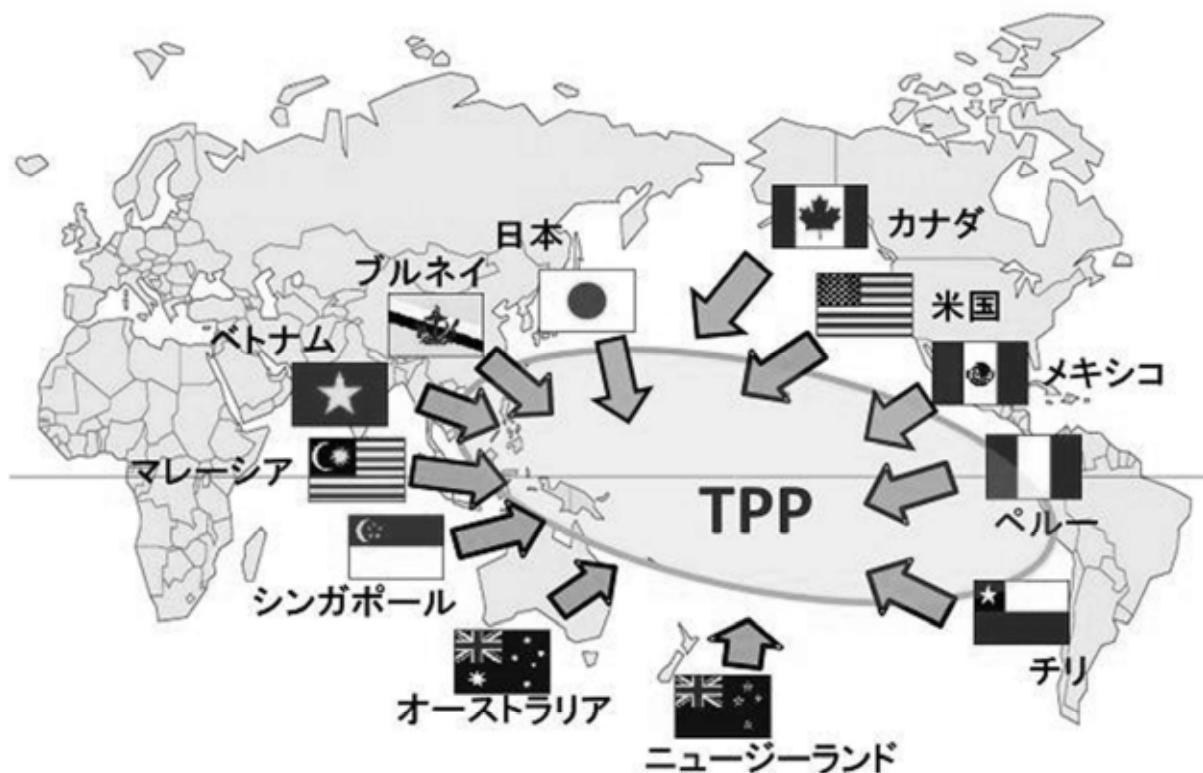
## 【背景・理由】

- ・ TPP協定は、アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定とされており、我が国も、平成25年7月にTPP交渉に初めて参加し、本年4月下旬には、日米首脳会談の結果、「8合目まで（日米間で）合意した」と表現されるなど、協定締結に向けて一定の進展が見られる状況となっている。
- ・ 一方で、TPP協定を締結した場合、原則として関税は全て撤廃されることから、我が国の産業経済はもとより、食の安全・安心が脅かされるのではないかといった国民生活全般への影響が懸念されている。
- ・ 国会においても、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などのいわゆる農林水産物の重要5品目について、協定からの除外又は再協議の対象とすることを求めるなどの決議もなされている。
- ・ 本市においては、市内産業に占める農林水産業の比率は低くなっているものの、TPP協定締結に伴い、地方経済や市民生活に与える影響がまったくないとは言いきれず、交渉の行方を注視している。
- ・ 以上から、地方の経済活動や市民生活に悪影響が生じるような場合は、最小限に留めるよう国の責任において対策を講ずること、また、継続的に交渉状況等に関する情報を提供することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ TPP交渉

- 現在、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ及び日本を加えた12カ国が交渉に参加している。





---

---

## **7. 地方分權・地方税財政**

---

---

# 新たな大都市制度「特別自治市」の創設等

〔総務省〕

## 【提案・要望事項】

**大都市が持つ能力を十分に活かすことのできる、新たな大都市制度である「特別自治市」等を創設し、必要な権限と財源の移譲を行うこと**

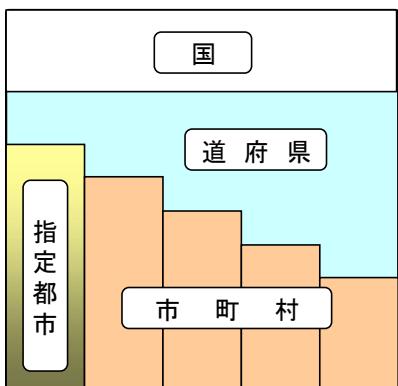
## 【背景・理由】

- ・ 大都市である指定都市は、周辺地域のけん引役としての役割を担っており、ひいては国の成長を押し上げる役割も果たしてきた。現行の指定都市制度は、一般の市町村と同一の枠組みの中で、一部の特例を適用することで成り立っており、国や道府県の関与が依然として残る極めて不十分な制度であり、大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度とはなっていない。
- ・ 引き続き大都市が、日本全体をけん引していく役割を担うためにも、**大都市の持つ能力を積極的に活かせるような制度づくりが必要**である。
- ・ 第30次地方制度調査会の答申では、新たな大都市制度のあり方について検討する意義が明確に示され、大都市制度改革の必要性が答申にしっかりと盛り込まれている。
- ・ 以上から、基礎自治体優先の原則の下、市民がより良いサービスを受けることができるよう、基礎自治体である本市へ権限と財源の更なる移譲を進めつつ、本市が大都市としてグローバルな都市間競争を勝ち抜き、我が国の経済成長のエンジンとして担うべき役割を果たすために、**新しい大都市制度として、「特別自治市」の創設を要望するもの**である。
- ・ なお、「特別自治市」の創設に当たっては、大都市としての一体性を保った政策展開を可能とするため、**権限と財源の一体的な移譲を行うことを要望するもの**である。
- ・ また、今後の人口減少社会にあっては、指定都市を中心とした圏域において、自治体間の連携により、生活機能の強化による地方自治の更なる進展や、地方分権の受け皿となる体制づくり、市町村間の課題解決など、大都市圏においても定住自立圏構想と類似の取組の必要性が高まるものと予測される。このため、**指定都市を中心とした圏域における自治体間の連携について、地域の特性に応じた新たな支援の枠組みの創設を求めるもの**である。

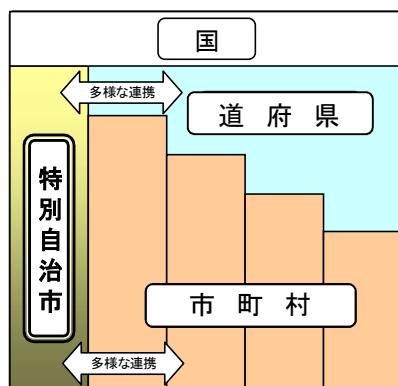
## 【参考】

### ○ 特別自治市制度

現状



特別自治市創設後



<るべき大都市制度の姿>

- 広域自治体と同格
- 地方事務を全て一元的に担当
- 新たな役割分担に応じた税財政制度
- 住民自治・参加機能を充実強化する仕組みを構築
- 大都市の多様性を踏まえた制度設計

### ○ 新たな広域連携

#### 定住自立圏構想 <中心市の要件>

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上
- ③地域：三大都市圏の都府県の区域外の市  
三大都市圏の都府県の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が1割未満の市

#### 地方中枢拠点都市 <要件>

- ①人口：20万人以上
- ②昼夜間人口比率：1以上
- ③地域：三大都市圏の都府県の区域外の政令指定都市、新中核市

本市は要件を満たさない

- ・三大都市圏内に位置する本市にあっても、本市を中心とする近隣市との広域連携の必要性がある。

**国の支援が必要**

# 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

〔総務省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 地方交付税については、歳出特別枠や別枠加算を維持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な総額を確保すること
- 2 地方交付税制度を国の政策目的を達成するための手段として用いることは二度と行わないこと
- 3 地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の引上げにより対応し、臨時の制度として導入した臨時財政対策債については、速やかに廃止すること

## 【背景・理由】

- 1 地方交付税必要額の確保について
  - ・ 地方交付税については、これまで地方が取り組んできた地域経済基盤強化・雇用等対策に伴い、国において措置されている歳出特別枠や別枠加算を維持するとともに、社会保障と税の一体改革に伴う影響を含めて地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保することを要望するものである。
- 2 地方交付税制度の適正な運用について
  - ・ 平成25年度においては、地方公務員の給与削減を前提に地方交付税の削減が行われたが、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として用いることは極めて不適切であり、二度と行うべきではない。
  - ・ 地方交付税制度には本来求められている財源調整機能、財源保障機能の役割を果たすことを要望するものである。
- 3 臨時財政対策債の廃止と地方交付税原資不足への対応について
  - ・ 平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため地方財政法の特例として発行されている臨時的かつ特例的な地方債であ

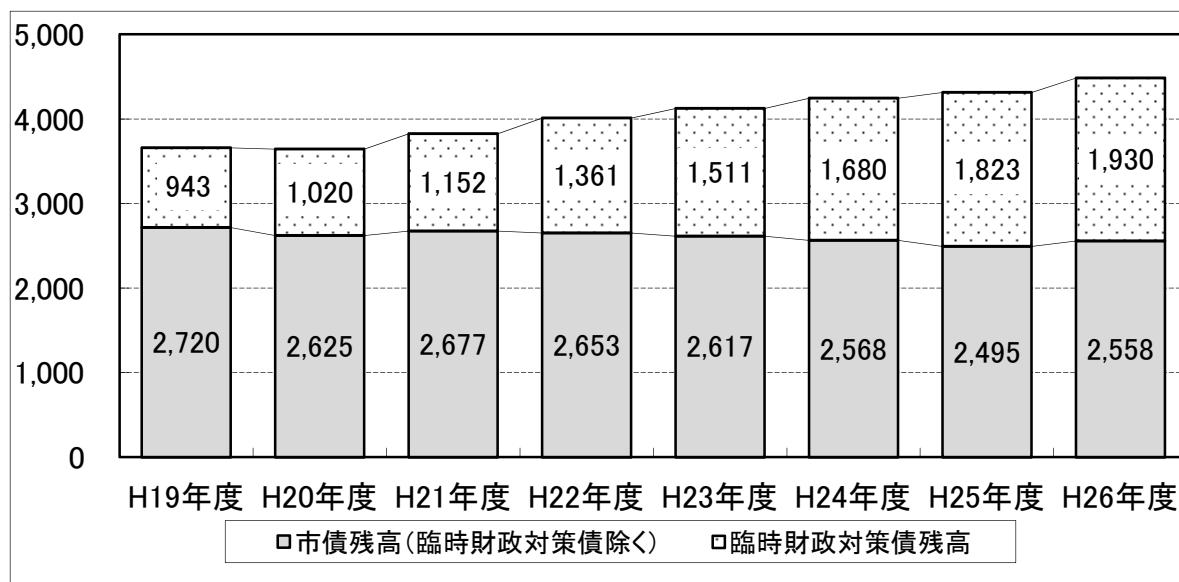
り、当初は3年間の臨時的な措置のはずであったが5度の延長で長期化している。

- ・ 他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、**年々、地方の臨時財政対策債の残高が増加し続けており**、このような借金を前提とした財政運営を余儀なくされている状況について市民の間でも不安感が募っている。
- ・ 以上から、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、**地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対応すべきであり**、臨時財政対策債は速やかに廃止することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）

(単位：億円)



## 重点

# 平成27年度税制改正における税源の確保

[総務省]

## 【提案・要望事項】

- 1 新たに創設された地方法人税は速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すること。
- 2 法人実効税率の引下げを行う場合は、地方に減収が生ずることのないよう必要な代替税源を確保すること。
- 3 債却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること。

## 【背景・理由】

### 1 地方法人税の撤廃

- ・ 法人市民税は、法人が事業活動を行うに当たり、市の行政サービスを受けていることに対する応益負担であり、本市の基幹税目として重要な役割を果たしている。
- ・ 平成26年度税制改正によって、法人市民税の一部を国税化し、地方交付税原資とする「地方法人税」が創設されたが、この改正により、本市では約30億円の減収が見込まれる。
- ・ しかし、本来、地方公共団体間の財政力格差のは正は、受益と負担の関係に反する「地方法人税」のような手法ではなく、地方税財源拡充の中で一体的に行うべきである。
- ・ 以上から、地方間の税収の再配分となるような「地方法人税」は速やかに撤廃し、法人市民税へ復元することを要望するものである。

### 2 法人実効税率の引下げに伴う必要な代替税源の確保

- ・ 法人市民税は、国税である法人税の税額を課税標準とし、税額を算出している。
- ・ 国において法人実効税率の引下げが議論されており、その引下げ幅や内訳について、未だ明らかにされていないが、仮に国税である法人税率を引き下げて法人実効税率を25パーセントとした場合、本市では約54億円の減収が見込まれる。
- ・ 法人実効税率の引下げは、国の経済対策によるものであり、国の責任において必要な代替税源を確保することを要望するものである。

### 3 債却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

- ・ 債却資産に対する固定資産税は、債却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市の行政サービスを受けていることに対する応益負担である。

- ・ 償却資産に対する固定資産税については、昨年、税制調査会で議論されていたように、仮に3年の間に取得した「機械及び装置」に対し、5年間の非課税措置が講じられた場合、本市では約50億円の減収が見込まれる。
- ・ 固定資産税は、本市の重要な基幹税目であるため、現行制度を堅持することを要望するものである。

## 【参考】

### ○ 本市の法人市民税決算額

(単位：億円)

	H21	H22	H23	H24	H25見込	H26予算
法人市民税 (法人税割)	154	187	182	194	173	174

### ○ 本市における法人市民税額の減収

#### (1) 地方法人税の創設による法人市民税額の減収

【平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用】

⇒ 平成27年度における影響額 約18億円の減収  
平成28年度以後における影響額 約30億円の減収

#### (2) 法人実効税率を34.62%（現行）から25%に引き下げた場合の法人市民税額の減収

(単位：億円)

	法人実効税率 34.65% (A)	法人実効税率 25% (B)	減収額 (A) - (B)
法人市民税 (法人税割)	156	102	54

$$\text{※ (A) } 156\text{億円} = 186\text{億円} - 30\text{億円}$$

平成24年度決算額 (現年度分のみ)	地方法人税創設 による減収分
-----------------------	-------------------

$$\text{※ (B) } 102\text{億円} = 156\text{億円} \times 65.5\%$$

法人実効税率 引下げ後減少率
-------------------

### ○ 本市の固定資産税（償却資産）決算額

(単位：億円)

	H21	H22	H23	H24	H25見込	H26予算
固定資産税 (償却資産)	93	90	89	87	89	88

[担当 財政局税務部税制課長 小林 盛遠 TEL 048-829-1157]

# 公的資金補償金免除繰上償還制度の復活・拡充

〔総務省〕

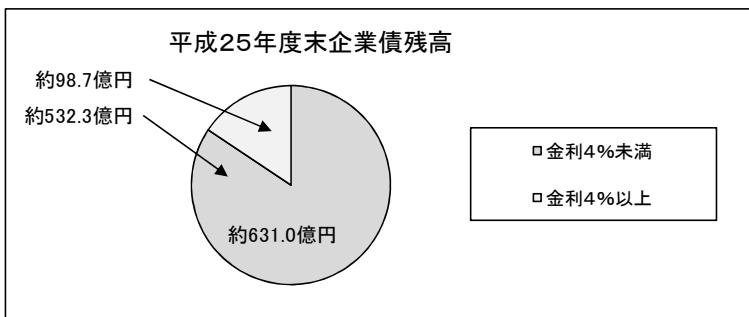
## 【提案・要望事項】

企業債の金利負担を軽減し、上下水道事業の健全化を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度について、諸要件を緩和して復活させること

## 【背景・理由】

- 本市の水道事業は、市民生活や経済活動を支えるライフラインとして先般の東日本大震災を教訓に耐震化事業、さらには今後増大する老朽水道施設の更新事業を強力に推進していくことが急務となっている。事業実施に当たり企業債における財源の確保は必須であり、企業債の金利負担の軽減を図っていかなければならぬ状況である。  
一方、下水道事業は、集中豪雨による浸水被害の軽減や下水道普及率の向上に向けて、下水道整備を積極的に推進しているところであるが、建設事業費の財源として過去に借り入れた企業債の金利負担が下水道事業経営を圧迫している状況である。
- 以上から、企業債の金利負担の軽減を図り、上下水道事業の推進と財務の健全化を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の諸要件（利率5パーセント以上・将来負担比率・公営企業資本費）を緩和した上で復活させることを要望するものである。

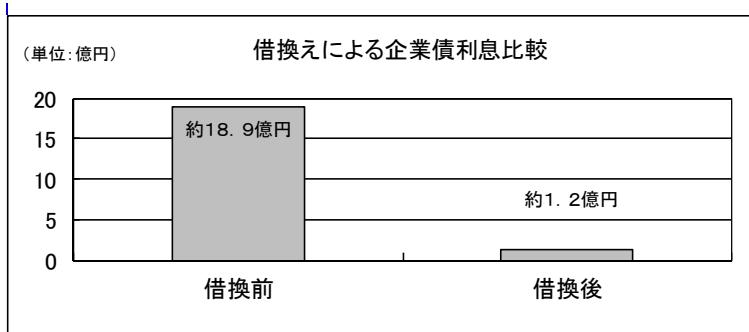
## 【参考】



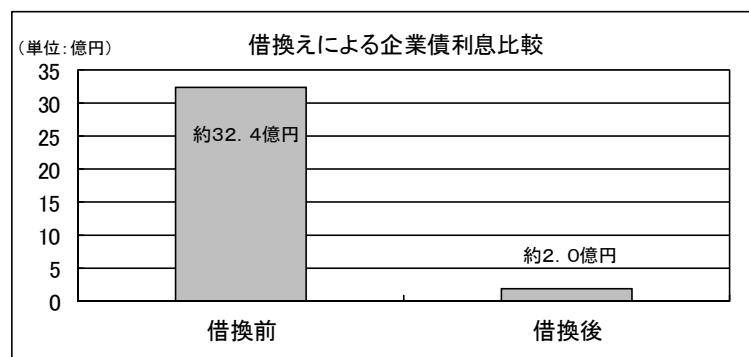
(水道事業)  
※平成25年度末の企業債残高は、約631億円である。



(下水道事業)  
※ 平成 25 年度末の企業債残高は、約 1,770.3 億円である。



(水道事業)  
※ 金利 4 %以上の企業債が補償金免除繰上償還の対象となった場合、約 17.7 億円の支払利息の節減が見込まれる。



(下水道事業)  
※ 金利 4 %以上の企業債が補償金免除繰上償還の対象となった場合、約 30.4 億円の支払利息の節減が見込まれる。

[担当：水道局業務部水道財務課長 関 宗弘 TEL 048-714-3073]

[担当：建設局下水道部下水道財務課長 野崎 喜義 TEL 048-829-1874]

# 社会保障・税番号制度の導入

[内閣官房・総務省・厚生労働省]

## 【提案・要望事項】

- 1 情報システムの構築・改修などに要する準備期間を確保するため、地方公共団体が担う事務を早期に提示すること
- 2 社会保障・税番号制度に係る事務の経費、システム改修費用については、全額国庫負担とともに、カード発行に係る手数料も無料とすること

## 【背景・理由】

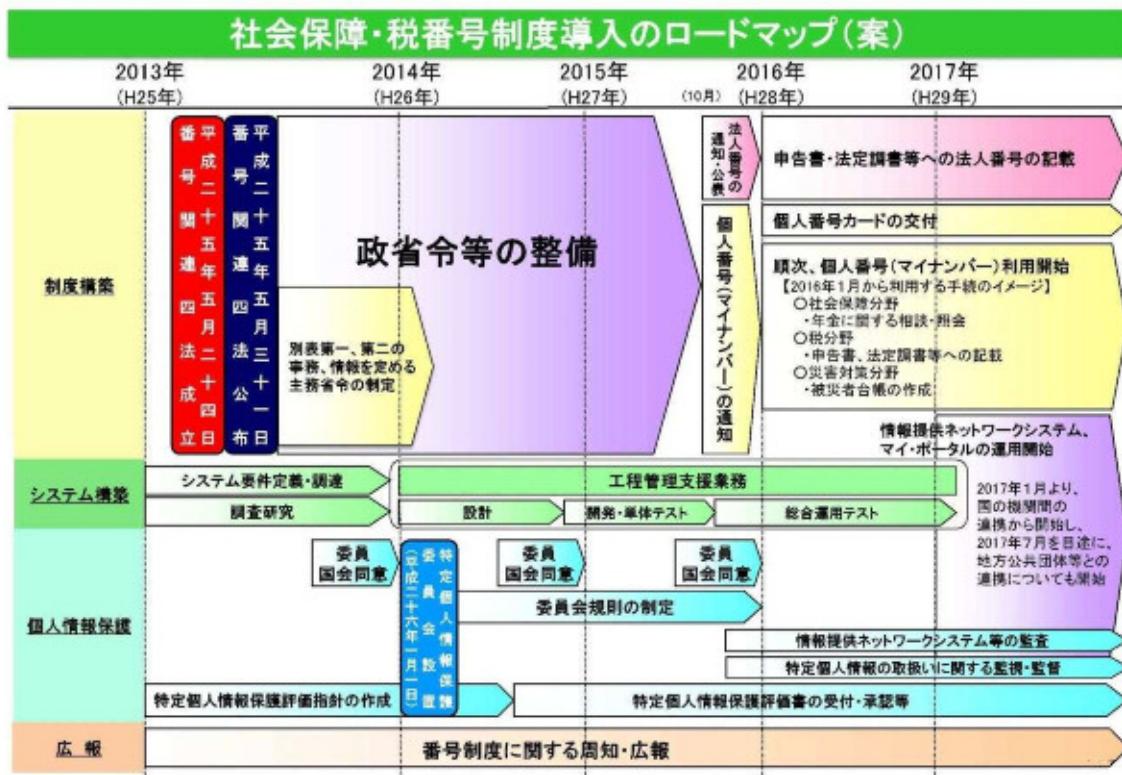
### 1 情報システム構築の準備期間の確保について

- ・ 社会保障・税番号制度の導入について、市町村は個人番号の付番等の業務に対応するため、新たな情報システムの構築、現行システムの改修などの作業が必要になるが、いまだに国から制度やカードの仕様などの詳細が示されていない。
- ・ 平成28年1月の利用開始時までに万全の準備を整え、円滑かつ効率的に制度を運用していくためには、相当な準備期間を確保する必要があることから、個人番号カードの取扱いや利用範囲をはじめ、地方公共団体が担う事務の詳細を早急に提示することを要望するものである。

### 2 制度に係る費用負担について

- ・ 総務省、厚生労働省から示されている補助金は、人口規模等による標準的な費用を算出するとされているが、社会保障・税番号制度については、国家的な情報基盤を整備するためのものであることから、制度に係るシステム改修費用や新たに生じる事務の必要経費は、全額国庫補助金とし、実態に見合った所要額を措置することを要望するものである。
- ・ また、個人番号カードの発行については、国民全体へのカードの効率的な普及の観点から無料とすることを要望するものである。

## 【参考】



【参考】内閣官房ホームページ

[担当：政策局政策企画部 I C T 政策課

番号制度整備室長 吉田 治士 TEL 048-829-1047]

平成27年度国の施策・予算に対する要望（前期要望）

平成26年6月

発行 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

048-829-1064（直通）



つなが竜  
ヌウ

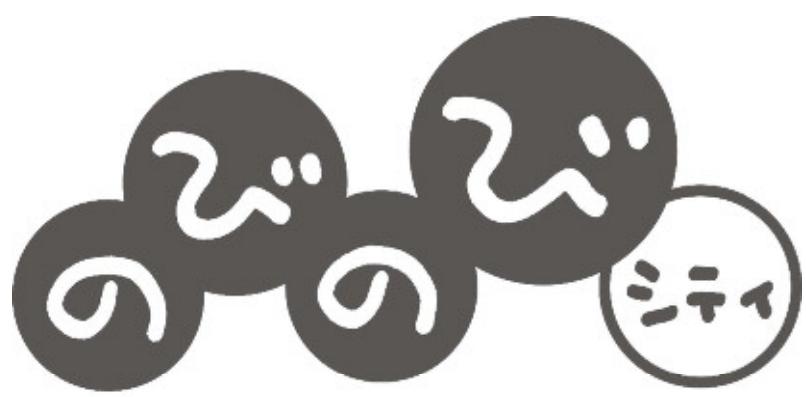
## さいたま市PRキャラクター つなが竜 ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”的主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。  
ヌウ=n uにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。

上絵は、大宮盆栽で遊ぶ「盆栽ヌウ」です。世界盆栽大会の開催に向けて、ヌウも張り切っています！



さいたま市